

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十一回
そもそも、赤字国債を六十年度から借りかえを行うこととしたときから借金がふえるのは当たり前の話であります。この構造的財政赤字に手をつけない限り、財政再建などとても望むべくもありません。特例公債依存体質の脱却を手放しで喜ぶ状況ではないのであります。

いいたします

地方への補助率カットは、国の財源不足を補うための緊急避難措置として、六十一年度から六十三年度の三年間の期限つきで実施されております。その総額は四兆三千二百三十九億円にも達します。

田和三一、五月の分析によると、米国と日本の対比を見ますと、公債依存度で日本、利払い比率でアメリカ、政府債務残高比率でイギリスがそれぞれ最高であったものが、六十三年の現在ではいずれも日本が最も高く、財政不快指数は日本が一番であります。

五十八年度から増税なき財政再建をうたい文句に一般歳出の伸びを抑えてまいりましたが、實際は歳出の抑制よりも、国民年金国庫負担金の繰入額を一時的に減じた先送りとか、補助金特例法というツケ回し、赤字国債の借りかえや国債整理基金への定率繰り入れ停止措置等によつてつじつまを合わせてきたのにすぎません。

また、NTT株売却での一時しのぎも六十六年が限度です。そのため、政府は、増減税同額といふ名のもとに大幅な税制改革を計画し、間接税の導入により後年度における自然増収分を借金のしりぬくいに使おうとしていることは見え見えであります。こういうのを昔の人は衣の下からよろが見えると言つております。内需拡大を求める外國からの圧力で、歳出の抑制も限界に来ておりま

財政中期見通しの中でも、ただ単に、借換債を含めた総国債発行額をできるだけ抑制することによって、国民総生産に対する公債残高の比率をできるだけ低くとどめるよう努めるというだけでは、国民は何が何だかわからないのであります。總理、増税減税同額ということで増税はしない、一二〇%を超える利払い、増税なき財政再建はできるのでしょうか。もしできるとすれば、国債を具體的に減少していく手立てをお示しください。次は、財政の中期展望と地方財政についてお伺

図るための特別措置に関する法律案(趣旨説明)

先日、オーストラリアの大蔵省を訪ねた折、キャピタルロスはキャピタルゲインのあったときと
タールロスはタールゲインのあったときとに
み差し引いて、他の所得との差し引き勘定に
いたしました。こういう方式をとっていることをお聞きい
ました。どういう方式をとれば、昨年、大蔵
大臣がお答えになつたようなキャピタルロスの堤
日本の事務的な煩雑は避けられると思います。ですが
がら、いろいろ知恵を働かせて、十億近い利益に
錢の税もからないと、どういう社会的な不公
をまずは是正していただきたい。

税制改革は一括だというのは、政府があくまで間接税を導入したいという下心のための理論づけではありません。日本社会党は、税制改革に何とも反対というのではありません。ただ、今指摘したような税の不公平にメスを入れて、それによってまず所得減税に手をつけ、二十一世紀に向かって、よりよい方向へ向かうことを

ての対策としては、出るをはからで入るを制する。こういう財政の大原則に従つて十分時間をかけて検討すべきだと言つてゐるのです。そんなに急いでどこへ行くか、間接税で借金のしりぬぐいに行くでは困るのであります。二十一世紀を目指した財源対策は、二、三年かけて衆知を集め、公衆に笑われないものにすべきだと思いますが、六歳大臣、いかがでしょうか。

大蔵大臣は、国際通貨基金あるいは世界銀行が先発途上国の累積債務を事实上買い上げる形で債務の負担を軽くする構想を蔵相会議の中で各国に打診しております。私は、このことに必ずしも反対するというわけではありませんが、財確法案の審議と並んでみますと、ちょっと変な気分がいたします。

いいですか、この法案が通ると、政府はシングルカードを通じて金融機関に債券を買ってもらう、つまり借金をするわけです。国はお金がなくて苦しいから、利息だけは払えるけれど、本来十年で返さなければならない赤字債も借りかえをして、

ますます借金がふえていくという状態にありま

す。大変苦しい。しかも、国債のほかに、厚生年金繰り入れの特例や地方交付税特別会計の資金運用部借り入れなど、いわゆる先送りした隠れ借金、これも二十兆円以上あるという状態です。そんな苦しい政府が、お金を借りている金融機関に力任せと出でたり、うつです。まあ、金融

間で見ると凡てが日本によるもので、日本の機関も国の政策に協力して二千億ドル以上も貸し込んだわけですから、借金の利息を返すためにもっと借金させてくれという国もあるので、その対応が困難なことはわかります。

その上、一ドル百二十五円に換算して一百五兆円にも上の貸し出しだす。これが一ドル二百円のときに貸した金なら十五兆円の目減り、百七十五円のときに貸した金でも十兆円の目減りですから、国に協力したばかりに大変だと言つては思ひます。

たから 私は 昨年もこの壇上から 田もそろそろ基軸通貨としての政策へ踏み切るべきだと提
いたしましたが、宮澤大蔵大臣は、なかなか難
しい問題がたくさんあると言つてまともに受け入
れてくれませんでした。ドル高になったときの
デメリットはもちろんありますが、円建てであれ
ば十五兆円も十兆円もの目減りは出ないはずで
す。基軸通貨にするためには、平価切り下げとい
うような大きなハードルについても真剣に考えな

ければならないでしよう。こうした兼ね合いについて、大蔵大臣の考え方をこの機会にもう一度お伺いいたしておきたい。

それから、農家の借金も何とかしてください。

これだつて、政府の構造改善政策に従つて四国や九州でミカンをふやし、北海道で牛をふやしたり
――、金儲け農園――に同じように四つの角度で島原方に

たとえ金融機関と同じく国の政策に協力したのです。国の補助事業、つまり国が奨励した事業が原因でできた借金の肩がわりも満足しないで、自由化だけ先に進めるのは断じて許せません。これは農林水産大臣に質問するところですが、きよ

うは出席しておりませんので、総理、かわってお答えください。

最後の、もう一点

總理、あなたは明後日からのイタリア、イギリス等、六月にはカナダでのサミット後ヨーロッパへ、八月には中国と、精力的に首脳外交を展開しつつあります。

ところで、今、人類は從來の経験律では全く測できない科学技術の進歩、宇宙化時代に対応する国際問題等、暗中模索の状態にあります。それだけに、経済大国日本の総理に求められるのは、地球と人類の未来に対する責任、人類がこの地球という小さな星の中で果たすべき使命、世界觀の哲学に裏打ちされたにじみ出るような人間像と世界政策ではないでしょうか。

少なくとも、国際政治の現実の中でもそうしないため的意識に裏打ちされた哲学が必要ではないでしょうか。その上で初めて具体的な貿易摩擦、發展途上国の累積債務、原発事故による食糧汚染への恐怖、相次ぐ国際テロ対策、平和と軍縮へのかわり等々の問題と取り組むことができると思ふのであります。竹下総理のリーダーシップがいかなるバックボーンによつて支えられているのかを国民の前にぜひお示しください。

そして、文部大臣、総理がせっかく海外で努力しても、国内の留学生問題がうまくいかなければ効果は半減します。

実は、文部省発表の留学生数は二万二千人ですが、これは短大以上に在学する留学生であって、そのほかに日本語学校に通っている二万人近い留学生があります。これらの日本語学校は約五百校ほどありますが、設置基準もなく簡単にビザが取れて、二年間に切り替えができるということから、大学に行く目的以外の人たちが単に働くために来日しているという事実も多くあります。これが法務省用語で就学生という扱いになっておりま

は部屋を貸すなどいうようなことにまで發展してきて、はじめて勉強している留学生が憤慨しております。設置基準もない日本語学校を野放しにしている日本政府、特に文部省に対し批判が高じて、反日感情も高まっています。文部大臣は、短大生以上の二万二千人を対象とした留学生対策を考えるだけでなく、日本語学校の就学生三万人に対しても留学生対象の枠内として対応していく必要があると思われますが、いかがでございましょうか。

そして、総理、貿易黒字国、つまりお金持ちになつた日本が、なぜ財政に困つて財確法のような法案を毎年提案しなければならないのか、お金をもうけている人たちからなぜ税金が取れないのか、こうした外国人の素朴な疑問にもどうか答えてください。

それから、もう一つ。

この財確法の提案は、これを予算案と同じようにつきのだけ並行審議ができるようにすべきものだと思います。地方自治体に対してはそういう法律がありますが、国にはそれがないからといって、財確法というような予算関連法案をいつでも予算案が決まってから審議するというのは決して正常ではありません。総理には提案権があります。どうか財政法に従つて十二月中旬にでも予算案並びに関連財確法等の法案を議会に提案して、並行して審議ができるような状態をつくるように御協力願いたいと思います。

以上申し上げまして、私の質問に答えさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 多岐にわたる質問でございましたが、整理いたしまして、まず私の方からは増税なき財政再建という問題についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、我が国財政は百五十九兆円に上ります国債残高を抱えて、歳出予算に占める利払い費の割合が二割を超えるなど、極めて厳しい

は部屋を貰はなというようなことにまで發展してしまって、はじめて勉強している留学生が憤慨しておられます。設置基準もない日本語学校を野放しにしている日本政府、特に文部省に対し批判が高じて、反日感情も高まっています。文部大臣は、短大生以上の二万二千人を対象とした留学生対策を考えるだけでなく、日本語学校の就学生三万人に対しても留学生対象の枠内として対応していく必要があると思われますが、いかがでございましょうか。

そして、総理、貿易黒字国、つまりお金持ちになつた日本が、なぜ財政に困つて財確法のような法案を毎年提案しなければならないのか、お金をもうけている人たちからなぜ税金が取れないのか、こうした外国人の素朴な疑問にもどうか答えてください。

それから、もう一つ。

この財確法の提案は、これを予算案と同じようにできるだけ並行審議ができるようすべきものであります。

だと思います。地方自治体に対してもそういう法律がありますが、国にはそれがないからといって、財政法というような予算関連法案をいつでも予算案が決まってから審議するというのは決して正常ではありません。総理には提案権があります。どうか財政法に従つて十二月中旬にでも予算案並びに関連財政法等の法案を議会に提案して、並行して審議ができるような状態をつくるように御

状況にあります。御指摘のとおりであります。財政改革を強力に推進して、財政の対応力の回復を図ることが喫緊の課題であると私も思います。そこで、まずは新規の特例公債の発行をゼロにするための六十五年度特例公債依存体質脱却という努力目標の達成に向け最大限の努力を今日までも払ってまいりました。

今後とも、この努力目標達成に向けて既存の制度、施策の見直しを含め、経費の徹底した節減合理化に努めなければならない、このように考えます。既発の公債についても、今後ともその円滑な償還を行つてまいる所存であります。

それから次の問題、地方財政。これは大蔵大臣、自治大臣からお答えをいたします。キャビタルゲインもそうであります。

それから債務累積問題と財確法、円高問題につきましては、大蔵大臣からそれでお答えがあると思いますが、円高の恩恵の面について私から触れてみたいと思います。

我が国経済が内需を中心として着実に拡大してきた背景といたしましては、これまでの円高の進展等によりまして物価安定の効果、これが経済全体への浸透など、個々の経営改善策の層面で思っております。したがつて、これから経済政策運営には物価安定への努力、これをいかなければならぬと考えます。

その次が、農家負債の問題についてお尋ねがございました。

負債対策の重要性につきましては、かねてより私も承知をいたしております。各種金融措置、そして個別指導など、種々の経営改善対策の一層の推進に積極的に今日までも努めておりますが、今後とも農家の負債問題については、個々の農家の実情に応じて対応するという基本姿勢で取り組んでまいる考え方であります。

次の問題は、これから私の外交日程がござります。これについての考え方を問うということでありました。

外交問題に対するお考え方、傾聴すべき意見だと私も承らしていただきました。

なかなかずく、相互依存がますます深まっておる今日の国際社会におきましては、自分本位な行動は許されない。各國が互いに痛みを分かち合いながら、国際社会の中でともに長期的な繁栄を確保していくことが重要である、このように考えます。

今や国際秩序の主要な担い手の一人となつた我が国といたしましては、懸命に汗を流して日本の豊かさと活力というもので世界に貢献する、こういう立場を貫いてまいりたいと考えております。

その次の問題は、留学生、就学生、文部大臣からお答えがございます。

私どもといったしましては、先般、留学生対策の閣僚懇談会をつくったということだけに私からはとどめさせていただきます。

それから、金持ち日本と財政赤字のアンバランスとでも申しますか、そういうことに対する御意見もございました。

我が国の財政は、石油ショック後の景気の落ち込みと税収の伸び悩みの中で、大量の公債発行によって各種の公共サービスの拡充、そして景気の回復を図ってきたわけであります。それで今度は公債残高が累増した、こういう結果をもたらしてきております。したがつて、御協力をいただきながら、既存の制度、施策の見直し等により毎年毎年節減合理化に努めてまいりました。六十三年度予算においても、特例公債の減額を図るなど、着実に努力目標達成のために努力をいたしております。

現行税制におきましては、企業や個人の所得に対して適正な税負担を求めておるところであります。いわば特定のところに貿易黒字というものが偏在しておるということではなく、この点は課税の公平、税制の経済に対する中立性といった点からも我々としては関心を持たなければならぬとこころでございますが、いずれにせよ、財政が厳しくなることがあります。

い状態にあり、全体の経常収支というものは御指摘のような状態にある、そういう側から見たときのある種のアンバランスというのを国民一人一人が心の中で調整していく必要があるのではないか、このように考えております。

それから、いつもの御質問でございますが、最後の予算関連法案の提出、審議の問題でございます。

財確法というのも、丸谷さんから質問を受けるのも七年間でございます。最初の五年は私で、二年は宮澤大蔵大臣でございましたが、本当にこれだけ毎年財確法の質問をこうして受けるということは、それこそお互いが財政赤字というのは大変な問題だよという問題意識が強いからであろうと思つておりまして、不規則発言の中で原稿なしでやれという発言が私にも聞こえてまいりましたが、本当によくおわかりになつておると私も思います。

財確法は予算提出と同時期に出すということを習慣づけておるわけでございますが、他の法案につきましてもいろいろ工夫しまして、いわゆる予算関連法案は別の形で可能な限り早く国会に提出するという習慣が今や定着しつつあるのではないか、ある意味において御評価いただければ幸いである、このように考えます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 円高の問題について私はお答えするようにといふ総理の御答弁でございました。

確かに、私は丸谷議員の言われることはその通りであろうと思います。円高が急速に進行いたしましたために卸売物価が急速に下落いたしまして、一番大きいときは一〇%以上前年対比で下落したわけでございますから、これが消費者物価等を通じて物価安定に寄与したことは間違いないところであると思います。その還元が十分で

ある十分でないという議論はござりますけれども、しかし、これによって輸入する原料、燃料、材料が下落したことは間違いないことでございまして、もう一つ、我が国周辺のいわゆる新興工業国から、為替差がこれらの国に有利になりますので、我が国に対する工業製品の輸入が非常にふえた、それもしかも安いという状況もこれに加わつたと思います。

ですから、おっしゃることは事実でございますが、同時に、おっしゃいますように、通貨量は非常に高い。マネーサプライが一とか一二とかいうことは、これはやはり普通に考えますとかなり高い流通量でござりますから、私はインフレの心配があると思ってはおりませんだけれども、この高い流通量には絶えず注意をしていく必要があると思います。この一、二年の財政経済運営が一方において円高によっていろんな意味でいい影響を受けた面があるということは、私はおっしゃるところおりだと思います。

それから次に、財源対策をどうして急ぐのかというお話をございましたが、このたびの税制抜本改正は、やはりシヤウプ以来四十年近くたちまして、御指摘のような不公平感であるとか重税感であるとかいうことがやや耐えがたいところまで来て、直間比率も非常に大きく直接税に傾いたというこの時点で直さなければならないということは、多く国民の思われるところだと思います。

が、同時に、この時代がまた十数年先に高齢化社会を迎える時点でもござりますから、それらを展望いたしまして、この際抜本的に改正をお願いいたしたいと検討しておるところでございまして、それは財源対策と申しますよりは、むしろそのような税制全体のこの際改正をしたい、そういう方針の方の考え方の重点がございます。

最後に、円の基軸通貨の問題についてお話をございまして、円がもう少し大きな国際的役割を負うということは、私はそれ自身にはもとより反対ではございません。そのため、円取引をめぐる自由化というものを国内でも今日のように進めてまいりました。ただ、現在の段階では、やはり決済通貨としては、円は輸出はともかく輸入には受けた、まだ一〇%使われておらないというのが今

明年は暫定措置が切れるわけでござりますので、できるだけ速やかに関係各省庁で協議をいたしましたと考へております。経済情勢、国、地方の行財政の配分の問題等々を勘案しながら、できるだけ早く協議を始めたいと考えております。

次に、キャピタルゲインの問題で大変に示唆に富んだお話をございました。

キャピタルゲインを、今政府税調では草案いたしまして、これは原則課税にすべきである、納稅者番号制度には時間がかかるかも知れないから、これと切り離した形で早期に結論を得たいと言つておられるわけですが、申告納稅で行われます場合に、キャピタルゲインがあればキャピタルロスもある、その場合キャピタルロスを引くべきではないかという議論は有力な議論としてござい

ます。

それから、仮にキャピタルロスの方が大きかつた場合にはこれはどうするかという問題が御指摘のようございまして、キャピタル、つまり有価証券の売買益を普通の所得と別ものだと観念するならばキャピタルロスが多くてもその赤字分はそこでとまりでいいではないかというお考えになると思います。しかし、他の所得と所得という意匠引くべきではないかという議論もあり得ると思いま

す。

これは、いざれにいたしましても私は立法論の問題であると考えております。今後そういう段階になりましたときにまた政府としても検討をし、また御検討もいただきたい。その際に、御指摘になりましたことは大変に参考になることござります。

次に、累積債務の問題は、やはり債務国自助努力あるいは民間銀行、国際金融機関及び先進国側、債権国側というものの共同の努力の中で、現実には国によってケース・バイ・ケースで片づけは暫定措置としたわけでござりますから、

が、先般、私がIMFの暫定委員会の機会に累積債務を買い上げたらいいだろと申したのではございません。

これは、いろいろ影響が大きゅうございますので申し上げさせていただきたいのありますけれども、やはり基本的にはケース・バイ・ケースでやるべきである。私の言おうとしたの

場の自由化ということにかかると思うのでござりますが、それを推進してまいりたい。その結果として円が少しづつ大きな役割を担う、そういう道を広げていきたいと考えておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣梶山靜六君登壇 拍手〕

○國務大臣(梶山靜六君) お答えをいたします。

私に対する質問は、六十四年度以降の補助負担率の取り扱いの問題でございますが、ただいま大蔵大臣からも御答弁がありましたように、国庫補助負担率の引き下げは、国の極めて厳しい財政事情を背景として六十三年度までの暫定措置として行われておるものでございます。したがって、六十四年度以降の取り扱いについては、原則としてもの補助負担率に戻すべきものでありますけれども、具体的には六十四年度予算の編成過程において関係省庁で協議の上定められるものと理解をいたしております。

自治省としては、各事業の性格、国庫補助負担制度の意義等を踏まえつつ、国としての責任が全うされ、地方財政の健全かつ安定的な運営が確保されるよう検討を進めていく考え方でございます。(拍手)

〔國務大臣中島源太郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(中島源太郎君) 留学生、就学生問題について御指摘ございました。

総理からもお話をありましたように、このたび関係閣僚懇談会を開いていただきまして、各閣僚が連携を密にしながらその対策に当たるという会議を発足させていただいたわけであります。文部省としては、大学、短大等で学んでおられる留学生対策、これはまさに重要な問題として取り組んでおります。

先生の御指摘は、主に就学生の問題でございました。日本語学校等で学んでおられるのはいわゆる就学生にとどまらないことは御存じのとおりで、留学生の方々、就学生の方々、あるいは外国人の方々、あるいは中国等の引揚者の方々等、

多種多様でございます。また、就学生そのものの学習目的が多種多様でございます。一方、日本語学校の設置形態がまた多種多様でございます。

簡単に申しますと、専修学校あるいは各種学校で日本語教育を行っておりますもの、これは文部省の専修学校設置基準や各種学校規程に基づいて設置が許可されております。そのほか、そういう設置基準のないもの、例えば株式会社、団体、個人等で設置されている日本語学校が百五十機関以上ございます。そこでは設置基準がございませんで、さまざまな日本語教育が行われているのが事実でございます。

文部省としては、これらの日本語学校の教育水準が向上いたしますように、研究協力校の指定ですとか、日本語教員の養成、日本語教育研究協議会の開催あるいは日本語教育能力検定試験、日本語の教授法、教材の開発等の施策を実施しているところであります。さらには本年度におきましては、日本語学校の質的な向上を図りますために、その教育内容とか教育期間等につきまして標準的な基準を策定してみよう、そのための検討に着手することといたしております。

今後とも、法務省等関係各省庁と連絡を密にしながら対策を図ってまいりますが、その就学生諸君を留学生対策の枠内で見られないかという最後の御質問でござりますが、これは学習目的が今申したように多種多様にわたっておりますので、さらに実態把握に努めまして、慎重に研究することいたしたいと思います。

以上でございます。(拍手)

〔和田教美君登壇 拍手〕

○議長(藤田正明君) 和田教美君。

○和田教美君 私は、公明党・国民会議を代表して、だいま議題となりました昭和六十三年度の財源確保に関する法律案及びそれに関連する問題について、総理並びに大蔵大臣に質問いたしました。

最初に、竹下総理の真意をただしておきたいの出することに否定的な意向を示されました。しかし、これは三月八日の与野党国会対策委員長会談での、六十三年度減税のための法案は今会期中に実でござります。

文部省としては、この発言は、六十三年度減税は野党を経理・総裁みずから踏みにじるものであります。しかも、この発言は、六十三年度減税は野党要求の規模の所得税等はこれを実施するという、去る十二日の自民党回答をも空文化するものであり、六十三年度減税を大型間接税導入のてことに使おうとする意図が露骨であります。

我々は、このような政策のみが目立つ不誠実な態度を到底容認できません。十八日の発言を撤回し、直ちに六十三年度減税法案の協議を進めるよう要求するとともに、公党間の合意や約束を一體同つておきたいのであります。

政府・自民党は、野党の減税要求について引き延ばしを図りながら、一方で大型間接税の導入を軸とする税制改革については異常な熱意で政府税調や自民党税調の審議を急がせております。シヤウプ税制改革以来の抜本的税制改革は、国民各界各層の利害に密接にかかる問題であり、それだけに、なぜ今税制改革が必要かとの理念を広く国民に理解してもらわなければなりません。

ところが、政府・自民党の今日までの税制改革の経緯を振り返ってみると、大平内閣では増税な建を理由に一般消費税を打ち出し、これが国民の反撃を受けてつぶれると、鈴木内閣では増税なき財政再建に変わりました。戦後政治の総決算路線の一環として税制改革を位置づけた中曾根内閣は、売上税の導入を强行しようとしたが、これまた公約違反で失敗に終わりました。

そこで、竹下内閣は長寿・福祉社会の実現のための税制改革を旗印に掲げております。なぜ内閣がかかるたびに、数年間の短期日のうちに税制改革に関する理念がこのようになるる変わるのでしょうか。これでは自民党政権の税制改革に関する基本理念が一体どこにあるのか、国民には全く理解できないのであります。

総理は、事あるごとに国民の納得の得られる改革づくりを口にされます。竹下内閣における税制改革の進め方も、改革の全体像を示して国民の理解を求めるという正道を踏み外しておりません。そればかりか、政府税調を隠れみに世論誘導を策し、国会では意味不明の答弁を繰り返しています。そして、明確なのは、まず初めに新型間接税の導入ありきということだけであります。しかも、その内容は、昨年、国民世論の反撃によつて廃案になつた売上税と本質的には何ら変わつておりません。総理の言う国民の納得の得られる改革案とは、要するにECC型あるいは一般消費税型付加価値税のいづれにせよ、将来にわたつて大増税必至の大型間接税の導入を強行することを意味するのか、明確な答弁を求めます。

税制改革について、世論調査でも大多数の国民はその必要性を認めています。しかし、同時に、まず優先すべきは現行直接税内の不公平の是正であるとしております。したがつて、真っ先に取り組むべき問題は、直接税の中に存在する多くの不公平にメスを入れることであります。例えば、有価証券譲渡所得などキャピタルゲイン、あるいは大都市の地価の急騰により多くの含み資産を持つ大法人などの資産に対する課税の適正化であります。ところが、今回の改革案では、税調案に見られるように、これらの不公平は正に向けての取り組みは全く希薄で、申しわけ的であります。政府はこのような不公平をいつまで温存させておく気か、総理・大蔵大臣の答弁を求めます。

六十二年度の税収は好調で、現在のペースで進めば、第二次補正後に比べ、さらに二兆数千億円の自然増収が予想されます。政府は、かねてより自然増収はまず特例公債の減額に充てるとしてきました。しかし、自然増収は本来税の取り過ぎですから、減税という形で国民に返すのが当然であります。殊に、六十二年度第二次補正で赤字国債の減額を図った直後であり、今回は減税財源に使うべきです。

また、NTT株式の売却益も、六十三年度以降

るというものです。

統一しているマイナスシーリング別枠扱いで異常突出させながら障、文教、雇用あるいは中小企しくカットしたため、いわゆる一層促進する結果となりました。化を是正するためにも、概算要

初めアジア諸国との友好を阻害するものでありります。竹下内閣の外交姿勢とその責任を問われるものと言わざるを得ないのであります。總理はどう考えておられるのか、奥野発言の内容についての見解、他国の指導者への非礼、長官の責任問題等も含めて明確な御見解をお聞きして、私の質問が終わります。(拍手)

いという与野党的御議論を踏まえて私がややレクチャーの形で行つた、こんなことでござります。それから、税制改革の理念についても、今日までするに、いわゆる一般消費税(仮称)は、国民福祉充実のためには安定した財源が必要であるという前提から行われた、こういろいろ歴史的な経過をお述べになつての考え方でございましたが、やっぱり私は、それなりに政策の継続性は存在しておりますというふうに思つております。

三、四年間は減税財源として使えるものであります。さらに、今も指摘したように、キャピタルゲイン課税のほか、大法人の持っている土地の含み資産益に対して数年間にわたり資産再評価税を課すなど、資産ないし資産性所得に対する課税の適正化を速やかに実行すべきであります。以上挙げた財源を組み合わせることによって、大型間接税を導入しなくても大幅な所得税減税の恒久的財源は確保できると考えます。總理、大蔵大臣の答弁を求めます。

さらに、一律圧縮型の歳出削減がもはや限界に来ている中で、六十四年度の概算要求基準はどう設定されるのか、あわせて大蔵大臣の見解を求めます。

また、国債の累計残高は、六十三年度末で百五十九兆円、対GNP比四三・五%、年間利払いは十一兆円と大きな負担になっております。国債残高を減らすことが重要な課題であることは言うまでもありません。しかし、私はそれによる負担を一方的に国民大衆に押しつけるやり方には反対です。

質問は 四月十八日の内閣記者会との懇談の際で、発言が新聞に報道されたことについての内容をづくものであります。

そもそも、公党間の合意、約束、これは大變に重いものであります。減税問題については、三日八日の与野党国対委員長会談合意に基づきまして、十二日の与野党国対委員長会談では、六十三年度の減税については野党三会派の要求する規模の減税等はこれを実施するとの合意がなされておるものと承知しております。六十三年度減税問題については今後の与野党間の話し合いを見守つてま

高齢化社会の到来そして経済社会の一層の国際化、そこで税制改革そのものは避けて通れないと。シャウプ税制以来いろいろなひずみ、ゆがみができて不公平感が出ておる、だから所得、消費、資産の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することが必要だ、こういう考え方であります。

そこで、五十九年末の税調答申におきまして指摘されたそういう必要性が、それが六十年九月、中曾根総理からの諮問を受けて精力的な審議が行われまして、そして六十一年十月に「税制の抜本見直しについての答申」が取りまとめられ、その

ほとんど絶望視されていた昭和六十五年度特例公債脱却という財政再建目標が、税の自然増収の伸びに助けられ、現実味を帯びてきました。しかし、仮に六十五年度に特例公債の発行ゼロという目標が達成できたとしても、私がさきに予算委員会で指摘したとおり、それは後年度への負担の繰り延べや地方財政、特別会計へのツケ回しの結果であって、多分に見せかけの財政再建でしかありません。国債費の定率繰り入れ停止分を含め、二十四兆円ものツケ回し、先送りの借金をどう処理するのか、お答えを願います。

むしろ、今後の財政運営は、住宅の質的改善、国民生活に密着した社会資本整備を柱とする公共投資の拡大などと並行して、積極的に所得・消費を増加させて内需をさらに拡大し、それによって税の自然增收を確保することです。またそれが財政再建を着実に進める道であると考えます。国債依存度を一〇%以下にすることもまた可能になるというふうに考えるわけでございます。しかし、そのためには、六十六年度以後どういう目標で取り組むかなど、実効性のある長期的な財政再建計画を速やかに策定する必要があると思いますが、総理、大蔵大臣の見解を伺いたいのであります。

最後に、日中平和友好条約締結十周年に当たり、いよいよ友好関係を深めていかなければならぬときには、今回の靖国神社参拝をめぐる奥野市長官の発言は極めて重大であります。中国を

については今後の与野党間の話し合いを見守つてまいりたい、これが基本的な考え方であります。そこで、私の発言についての報道は、かいづり申上げますと、従来、昭和五十二年度、工事十三年度、御記憶の方が多いと思いますが、いよいよ前年度剩余金を当てにした戻し税を行ったことがあります。そして、その後、その反省から与野党の協議がなされ、五十六年度でございましてか、いわゆる、俗にラーメン減税と言われました、今年度税収の中から年末に調整するという形で税をやつたことがございます。その後、やはり税といふものでは恒久性がない、こういうふうにからいたしまして、専業主婦控除の一部を削除しする形における減税というものが大蔵委員会などで議論され、それが実施されたことがございました。

したがって、やはりそのように所得減税といふものは恒久性のあるものにつながることが好ましくない

見直しについての答申¹が取りまとめられ、その一部は去年の秋の臨時国会において実現を見たわけですが、しかし道半ばであるという今日の状態です。したがって、その後のいわば廃案になつたりいろいろな事態が起つたという事情をも十分認識の上に、さらに今度は税制全般について所得、資産、消費均衡のとれた審議を今税調でお願いしておるということになるわけであります。したがつて、これで見ますと、一般消費税はこれは御案内のとおり安定的財源ということが念頭にあつた。だから、本院においても、一般消費税をやめるときにも安定的財源の確保は必要である、こういう決議をしていただいているわけですね。そこで、その中に、まずは行政改革をやれ、こう御決議をいただいておる。その行政改革をやるためにには退路を遮断しなければならぬというのがいわゆる土光臨調の増税なき財政再建を目指として行政改革をやれよ、こういう御提言であったと思

が、總理、大藏大臣の見解を伺いたいのであります。

戻し税というのでは恒久性がない、こういった形で、専業主婦控除の一部を削除する形における減税というものが大蔵委員会等

う御建議をいただいておる。その行政改革をやるためにには退路を遮断しなければならぬというのがいわゆる土光臨調の増税なき財政再建を目指して行政改革をやれよ、という御提言であったと思

官 報 (号 外)

りだと実は思つておりますのですが、まず六十五年に特例公債の脱却のめどがつきましたならば、その後の公債依存度の引き下げ等を含めまして、また先ほどお話しの、いわゆる一時に措置をいたしました後年度に残しております部分がござりますから、それもあわせまして、歳出歳入を見直しながら、やがて少し長期の財政再建の計画を考えなければならない時期が来る、そのためにもせひ六十五年度には特例公債を脱却いたしておきたないと考えております。(拍手)

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件について、提出者の方の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。宇野外務大臣。

○國務大臣宇野宗佑君登壇、拍手)
おいて署名いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設並びに区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

政府は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の

て居る事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的

し、質疑の通告がござります。順次発言を許しま
す。松前達郎君。

び関係大臣に具体的に質問を申し上げます。

な活動を確保することを目的として本年一月以来、米国政府との間で交渉を行いました結果、三月二日ご成が方本外務大臣よりガーノン駐

〔松前達郎君登壇 拍手〕

総理にお尋ねをいたします。

月二日は我が方外務大臣と分ナガル外レーン監督
日臨時代理大使との間でこの議定書に署名を行
に至った次第であります。

表いたしまして、大だしまる起居説明のあらまし大
日米地位協定第二十四条についての特別協定の改
正議定書につきまして質疑を行うものであります。

することとしたのに、昨年十月七日に政府が決定した「ペルシャ湾における自由安全航行確保のための我が国の貢献に関する方針」によるものであることは明らかであります。そこには、「米国が、

との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の第一条が、在日米軍従業員に支給される調整手当等に要する経費の我が国による負担について

政府は、我が国防衛政策の枠組みとして、平和憲法のもと、集団的自衛権の不行使、専守防衛、非核三原則、武器輸出三原則、海外派兵の禁止等を基本とすることを表明してまいりましたが、日米安全保障が発効して三十六年間の現実の推移は、これらの原則の形骸化の歴史であったと言つ

ペルシャ湾を含め国際的な平和と安全の維持のためにグローバルな役割を果たしている状況の下で、我が国の安全保障にとり不可欠な日米安保体制のより一層の効果的運用を確保する見地から、適切な対象について在日米軍経費の軽減の方途について米国と協議を行う。」と明記されているから

当該経費の二分の一に相当する金額を限度とすることと定めていますところを、当該経費の全部または一部を負担することに改めることを規定いたしております。なお、この議定書は、前記の協定の効力の存続期間中、すなわち一九九二年三月三十一日まで効力を有するものとされております。
日米両国を取り巻く最近の経済情勢の一層の変化により、在日米軍経費が著しく圧迫されている事態の中で、この議定書の締結を行うことは、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持及び在日米軍の効果的な活動の確保に資するものと確信しているところであります。

ても過言ではないと思うのであります。特に、日本防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインが作成されました昭和五十三年以降の十年間に、は、日米共同作戦計画、シーレーン防衛、極東有事、相互運用性等の共同研究が進められ、また今年一月には、有事支援の共同研究が合意されましたが、それらの内容は国会にも国民にも知らされないまま、日米安全保障体制が変質化されつある現実に危惧の念を抱かざるを得ないのであります。

在日米軍経費の日本側負担につきましては、日本地位協定第二十四条において、日本側の負担とす。

そこで、お伺いいたしますが、今回の特別協定の改正は、中曾根内閣が決定したこの政府の方針を具体化したものであることに間違いはないかどうか。もしそうであるならば、ペルシャ湾におけるアメリカの役割と在日米軍経費の我が国の負担増加とはいがなる関係にあるのか理解に苦しむのであります。アメリカは、アメリカの戦略に基づいて行動をしているのであります。また一たんこのような理由を認めることになりますと、我が国はアーリカの戦略上の理由によってとめどもなくふえ続ける可能性がありますが、この

右を御勘案の上、この議定書の締結につき御承認を得られますよう格別の御配慮を得たい次第であります。

以上が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨でござります。(拍手)

される基地、施設の提供を除いて、在日米軍を維持することに伴うすべての経費は日本国に負担をかけないでアメリカ側が負担すると明らかに規定されているのであります。しかるに、政府は、本來アメリカの負担であるべき在日米軍従業員に支給される諸手当を肩がわりするため、昨年、特別協定を締結し、今回さらにこの肩がわりを拡大しようとしていることは、地位協定の趣旨を一層なまら見ても極めて重要な問題をはらんでいると思う

1

のであります。

情もないのに協定発効後一年も経ずして改正を行

うことは、余りにも定見のない無節操な態度と言わざるを得ないのであります。政府が自主的に決定したと言ふ以上は、その理由を明らかにしていただきたいのであります。

第二は、思いやり予算のあり方について竹下總理にお伺いいたします。

昭和五十三年度から実施されている我が国の思ひやり予算は、この十一年間で二十倍となり、その総額は六千九百億円に達しようといたしております。本来アメリカが負担すべきであったこの巨额な費用が、政府の財政再建の名のもとに国民生活関連経費が厳しく削減され、大型間接税の導入が図られようとしている我が国の困難な財政事情のもとでささらに増加されようとしていることは問題と言わざるを得ません。

今後、アメリカからの防衛費分担の要求はますます強くなると予想されるのであります。政府は、これにいかに対処されるつもりか。条約上の義務とはなっていない支出が思ひやりという形でふえ続けることは、国民にとって許しがたいところであります。政府は、思ひやり予算のあり方を見直すつもりはないのか、総理の見解をお伺いいたします。

第三に、政府の対米外交姿勢について、竹下總理及び宇野外務大臣にお伺いいたします。

昨年十二月十七日、アメリカ民主党のジョン・ロックフェラー上院議員は、議会で次のように演説をしたとされています。すなわち、日本は現在、世界で六番目の軍事費支出国であり、一九九〇年にはイギリス、フランスを抜いて世界第四位になる。また日本の防衛費の伸び率は、過去五年間で実質五・六%となり、NATO諸国の一・八%をはるかに上回る。また日本の航空機は、米国がアジアで展開している全航空機よりも多く、艦船については米第七艦隊の二倍近い駆逐艦を保有している。さらに、日本は在日米軍駐留費の二十億ドルを負担し、これは米将兵一人当たり三万五千ドルで、NATO諸国との国よりも高いと

述べているのであります。

自衛のための戦力とされている我が國自衛隊が、今や西欧諸国をのぐほどに強化されているこの実態を総理はどうお考えでしょうか。

しかしながら、一方では、本年二月二日のアメリカ下院軍事委員会の同盟国責任分担に関する部会公聴会で、リチャード・ペール前国防次官補は、特に日本の努力不足を取り上げ、強く我が国を非難したと伝えられているほか、貿易摩擦に関連した日本の安保ただ乗り論は依然として根強いものがあると見受けられるのであります。

我が国防衛力の増強に加えて、在日米軍基地がアメリカの世界戦略にとってどれほど重要な役割を演じているかを考えますと、我が国の実態が安保たた乗りとはほど遠いものであることは明らかであります。

アメリカからの防衛分担強化の圧力は、アメリカの議会、国民各層に我が国の実態が理解されていないためであり、その責任の一端は我が国政府にあると思います。政府は、アメリカの対日理解に対する積極的行動とともに、広くアメリカの各層に我が国の実態を知らせる努力をする必要があると考えりますが、御見解を伺いたいのであります。

政府のこれまでの対米外交姿勢は、アメリカの一方的要請を唯々諾々と受け入れているように見受けられるのであり、このような姿勢はかえってみずから安保ただ乗り論を肯定する結果となつてゐるのであります。安全保障はあくまでも国益優先でなければなりません。政府に毅然たる自主性を要請したいのですが、無理でしようか。

総理の御決意をお聞かせいただきたいのであります。第四に、在日米軍基地従業員の雇用の安定について、宇野外務大臣にお伺い申し上げます。

大臣は、ただいまの趣旨説明で、この議定書の締結を行うことは在日米軍従業員の安定的な雇用の維持に資するものと確信すると述べられました。

このことは、仮に本議定書が承認された場合、協定の有効期間である昭和六十七年三月三十一日までの間、これら従業員の雇用は完全に確保されるものと理解されますが、この点を明確に約束していただきたいであります。

第五に、沖縄の基地問題について、宇野外務大臣、瓦防衛厅長官にお伺いいたします。

思ひやり予算は、これまでその多くが沖縄の米軍基地の提供施設の整備に充てられてまいりました。沖縄は、改めて申し上げるまでもなく、日本のわずか〇・六%の面積であるにもかかわらず、在日米軍専用の施設、区域の七五%がそこに集中しております。復帰後もいまだ占領状態が続いているとの県民の不満が強いのであります。このような状態は、沖縄の振興開発の大きな障害となつてゐるのであります。

さらに見過すことのできないのは、米軍の訓練などによる航空機騒音、流弾事故、軍人軍属等による交通事故や刑事事件、麻薬事件などの住民への物心両面にわたる被害であります。

政府は、昭和五十七年の第二次沖縄振興開発計画あるいは昭和七年の第二次沖縄振興開発計画への対応において、いずれも土地利用上大きな制約となつてゐる米軍施設、区域の整理縮小をうたつてゐるのでありますが、施策は遅々として進んでおりません。

そこで、政府にこの際、提供施設、区域の全面的な見直しを求めるとともに、基地の整理縮小の問題を日米事務レベル協議の対象とし、一日でも早く基地の整理縮小が実現するよう要請いたします。またあわせて、キャンプ・ハンセン、あるいはキャンプ・シワブの両施設での実弾演習の廃止と訓練の安全管理の強化を求めます。これらの点につきまして、政府の今後の方針と決意をお伺いいたします。

最後に、有事における米軍の来援研究の問題について、竹下總理並びに宇野外務大臣及び瓦防衛廳長官にお尋ねをいたします。

ついで、竹下總理並びに宇野外務大臣及び瓦防衛廳長官にお尋ねをいたします。

今年一月、日米防衛首脳協議において、我が國有事の際の米軍救援に関する共同研究が合意されました。この問題をめぐる国会の論議から、政府は、日本有事における体制整備を着々と準備しつつあることが明らかになりました。一九八一年のアメリカの国防総省報告書には、アメリカが地球

的規模での戦略権益を守るために、二国間取り決めを通じて、戦時に米軍の兵たん支援を行なう旨の約束を受け入れ国から取りつけることが絶対に必要であると明記されているのであります。有事来援研究はやがて新たな協定に結びつくことが予測されるのであります。

ポンカス、すなわち米軍装備等の事前集積は、この研究の中核的な課題であると推測されるのであります。研究の内容はつまびらかにされておりません。

政府は、有事来援研究の合意に際しては、有事救援に密接に関連のあるホスト・ネーション・サポート、事前集積、有事立法等の諸問題の関連性について十分な検討を行なったと思いますので、これら関連について明確にお答えをいただきたい。

また、有事来援研究問題に対するこれまでの政府の国会における対応については、シビリアンコントロールの実効性に疑問を抱かざるを得ない場面が見受けられたことはまことに遺憾であります。総理は、有事来援研究の合意に先立つて、事前に十分なシビリアンコントロールを行つておられたのかどうか、また今後、シビリアンコントロールの実をいかに確保されようとしておられるのか、総理の見解と御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず最初の私に対する御質問は、いわゆる労務費特別協定改正の経緯とベルシャ湾問題との関連、こういう御指摘であったと思うわけであります。

政府としましては、昨年、日米両国を取り巻きます経済情勢の変化によりまして、在日米軍経費

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に

二八〇

が急激に圧迫されている事態にかんがみて労務費特別協定を締結した、こういことは趣旨説明でも申し上げたとおりでござります。したがつて、この今般の改正は、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図つて、もって我が国の安全保障により不可欠な日米安保体制のより一層の効果的運用を確保するためのものであつて、特にペルシャ湾安全航行のための具体的な策として行うものではないということでございます。

当時、私は自由民主党の幹事長でございましたが、昨年十月七日の首脳会議におきましても、その点については私どもも確認をいたしておるところであります。

それから、思いやり予算ということについての御質疑がございました。

これは、そもそも我が国の財政が厳しいことは御指摘のとおりであります。一方、我が国全体の例えは一人当たり所得等いろいろ比較いたしてみますときには、かつて安保条約締結當時あるいは十分の一と言われ、七分の一と言われた一人当たり所得等の事態から大きな変化が起きておることも事実であります。したがつて、できる限り私どもとしましては日米安保体制の効果的な運用を確保していくという観点からしてこの努力をしていかなければならぬ。今後とも、安保条約の目的達成との関係、そして我が方の財政負担との関係、そろして社会経済的影響、あらゆるものを総合的に勘案しながら適切に措置していくという性格のものであるうと思っておるわけであります。

それから、防衛だ乗り論とか、あるいはロックフェラー発言、そうしてリチャード・ペールさんの発言等々の御意見がございました。

ロックフェラー議員の演説というのは、私も読ませていただいたわけですが、米国の議会関係者が我が国の防衛努力について関心を有することは、これは日米安保条約というお互いの信頼関係に立つておるわけでござりますから自然のことであろうと思います。したがつて、一つ一つコ

メントするわけにもまいりませんけれども、我が國の防衛についての米側の期待というものが、特にシビリアンコントロールというものが一番大切であると思ひます。中期業務見積もりというようなものが防衛をまし、憲法及び基本的防衛政策に従つて節度ある防衛力の整備を行つていくというのが基本的な考え方であります。

安保ただ乗り論というようなことも、よく私も耳にするところであります。しかし、安保条約というものが現実存在し、そして今日まで、昭和三十二年の第一次防からずっと今日に至つておられます経過を見てみましても、憲法及び基本的な防衛政策、これに従つてあくまでも自主的に判断すべきものであるということにはいさかかも変わりのないところであります。そして、私どもといたしまして、今、国際的に見ましても単独で国

の安全を確保することは困難だ。そこで我が国としては、必要最小限の自衛力を整備する。そして、日米安保体制を堅持することによって今日ま

での我が国の平和と安全というものが確保されたということをきちんと理解しておくべきものであ

ろうと思います。

もう一つ、米議会に対しても我が国の防衛政策をしていくと、そのシビリアンコントロールという認識の上に立ちながら、シビリアンコントロール、寝ても覚めてもシビル、シビルとこれからも唱えていきたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○國務大臣(宇野宗佑君) 松前議員にお答えいたしました。

ただいま安保ただ乗り論、そうしたものに関する

るロックフェラー発言あるいはペール前米国防次官補の発言に關しましては、総理からお答えございましたから重複を避けたいと思いますが、確かに御指摘のとおり、政府はよく理解をしていてくれますが、議会並びに一般ではそうでもない、こ

ういうことござります。私たちも極力、議員の方々に会いましたときには、我が国には憲法の拘束があり、なおかつ、かつて戦場と化したアジ

ア周辺の諸国からは経済大国日本は軍事大国にならない。かくのごとくいろんな問題をおきまし

て常にPRを重ねておるところでございますが、

なお一層努力をいたしまして、やはり日本は日本として節度ある防衛を自主的に行つておる旨お伝えいたしたいと考えておる次第でございます。

その次は、今度の改定は基地の従業員の雇用の安定を目的としておるが、ではその基地の従業員

の雇用の安定は今後図れるかというお話をございますが、もちろん我々といたしましては米軍にそのことを約束してもらひ、なおかつ期待をいたしておる次第でございます。一つの具体的な例といましまして、先般も沖縄の海兵隊における従業員の解雇問題がございましたが、これが幸いにも無事解決をいたしたと、その一つの例ではなかろうか、かよう存じております。

その次は、沖縄の米軍基地に関する

こと、たしかに国会がそれに對してシビリアンコントロールをするための一一番重要な役割を果たす指標になつてきたのではないかというふうに私も思つております。

したがつて、自衛隊の最高指揮官であるのは内閣総理大臣たる私がございますが、最終的には国

会のシビリアンコントロールというのがやつぱり一番大切なことであるという認識の上に立ちながら、シビリアンコントロール、寝ても覚めてもシビル、シビルとこれからも唱えていきたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

します。

ただいま安保ただ乗り論、そうしたものに関する

ロード

の影響は常に考えなくちゃならぬ、あつれ

ます。

おかつ、日米安全保障協議委員会におきまし

ては、既に沖縄県における施設、区域の整理統合計画、これができ上がっておりますから、鋭意このことの推進をたどりま行つております。もちろん地主の考え方などござりますし、あるいはまた移転先の問題等々もござりますから、いろいろとおくれている面もあるかもしれませんが、可能な限り返還の着々とした実現、これを図つていただきたい、かよう存する次第でござります。

最後に、有事救援の研究に関しまして、有事立

法等々のことにもお触れになつた次第でございま

す。

今回の有事救援は、御承知のとおり日米共同防

衛の指針の一環として行うものでありまして、そ

の研究の結果に関しましては、日米両国ともに予

算化するとか、立法化するとか、行政上の措置を

とるとか、一切そのようなことは義務づけられて

おらない、そのことが前提となつております。

し

有事における外務省の対応について、お尋ねいたします。外務大臣からお答えがございましたが、私からも若干重複いたしましたがお答えをいたしたいと思います。

この研究は、日米防衛協力のための指針に基づく共同作戦計画の研究の一環いたしまして、我が国に対する武力攻撃がなされた場合の我が国防衛のため、時宜を得た米軍の来援を得ることにつきまして研究するものでございます。

さきの日米防衛首脳会談では、ポンカスを含め具体的な研究内容について話し合ったわけではなく、この点につきましては今後日米間で検討していく問題でございます。いずれにいたしましても、この研究におきまして、有事のホスト・ネーション・サポートや有事における米軍の行動に係る法制度について研究するものではないことは從来から申し上げておるところでございます。

なお、指針におきましては、後方支援に関する日米間の相互支援の研究は、ガイドラインに基づいております。

たがいまして、有事立法のための有事救援の研究であるというふうなことは成り立たないわけですが、さりますが、しかし、有事立法そのものは、この研究を離れまして一般的には研究することは必要であるう、こういうふうに考えられます。

しかし、現在、政府といたしましては、防衛庁の面における有事立法の研究はただいま進められているところでございます。しかば、第五条、日本有事の際の研究でござりますから、そのときの米軍と我が国内の法令との関係はどうかという問題が残る次第でございますが、これは一応防衛庁と国内法との関係、そうしたものが吟味をされまして、一応結論が出た段階においてなさるべきではなかろうか、かように一般的には考えられるわけでございますが、現在といたしましてはそのようなものに政府は着手をしておらないというふうな現状でございます。(拍手)

以上であります。(拍手)

〔國務大臣瓦力君登壇、拍手〕

施設、区域の整理縮小を日米事務レベル協議に
詰るべきであるということについてございました。
が、沖縄におきましての施設、区域の整理統合につきましては、安保条約の目的の達成と沖縄復興開発計画の推進との調和を図りつつ、かつ土地所有者等の意向も配慮いたしまして、日米安全保障協議委員会において了承された計画に基づきまして実施してまいっておるところでございます。この計画の推進に努めることが肝要であると考えております。

最後に、キャンプ・ハンセン及びキャンプ・シニワブにおける実弾射撃演習を廃止し、訓練の安全管理を強化せよとのことでございますが、米軍が日常の訓練を通じまして練度の維持向上を図を行うことといたしておるわけでござります。なお、沖縄におきましての米軍基地の整理縮小、この問題につきまして外務大臣からも御答弁がございました。

く各種の研究を通じまして明らかにされた項目がある程度出そろった段階で、別途改めて行われるものとされます。

また、現在の有事法制研究は、あくまで自衛隊の行動に係る法制上の問題を対象としているものでございますが、いずれにいたしましても、有事における米軍の行動に係る法制上の問題につきましては別途慎重に検討されるべきものである、かように考えております。

次に、有事支援研究について総理と相談をしたかということでございますが、日本有事において日米が有効な対処行動をとり得るよう日米防衛協力のための指針に基づいて防衛庁が共同作戦計画の研究等の各種の研究を行っていることは、総理にも従前から十分御承知いただいているところでございます。さらに、指針に基づき自衛隊と米軍との間で行われる研究につきましては、ガイドラインを取りまとめた際、防衛厅長官の責任において行なうことが閣議の席で了承されておりますが、

認めになるのかどうか明確にしていただきたい。また皇国史觀に立つて憲法違反の靖国神社公式参拝を当然視するなど、たび重なる暴言は許されべきではなく、厳正に対処すべきではあります。総理の見解を伺います。

今日、世界の流れは米ソによるINF全廃協定の調印、アフガニスタンからのソ連軍の撤退など変化を示している今、日本においても平和と軍縮への努力が特に強く求められているのであります。ところが、竹下首相は、六十三年度予算で軍事費を五・二%アップし、また日米首脳会談では在日米軍経費負担の日本側肩がわりを約束し、さらに米艦船の我が国寄港に際してはアメリカに核の有無の確認すらしないなど、我が国を日米軍事同盟の上で米核戦略のアジア最大の前線拠点に強化しつつあるのです。このことは、世界の平和を求める流れに逆行するものであり、断じて容認することはできません。総理、こうした事

ことは、安保条約の目的達成のために不可欠でございます。訓練に際しての安全管理の徹底につきましては、米軍も從来から配慮しているところでございますが、我が國政府をいたしましても、機会あるごとに米側に注意を喚起いたしておりますところでございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 立木洋君。

「立木洋君登壇、拍手」

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、米軍地位協定に関する特別協定を改正する議定書について質問します。

まず初めに、奥野国土庁長官の重大な違憲発言についてお聞きをいたします。

かつての日本の侵略戦争は、アジア諸国民が二千万人も殺され、筆舌に尽くせない大きな惨禍をもたらしたにもかかわらず、日本が侵略国なのなどと日本の責任を否認し、侵略戦争を合理化するに等しい発言は重大であります。総理、あなた

そもそも、米軍の日本駐留は、一九八四年、米国防総省の同盟諸国の貢献度報告によると、太平洋の任務については米国にとっての主要な兵たん線の防衛にあると述べているように、日本をアメリカの世界戦略の最前線拠点として使うためであって、マンスフィールド大使も、米軍の日本駐留はアメリカ自身の防衛のためと認めています。このために、安保条約の適用地域が中東のペルシャ湾にまで拡大され、重大な変質をもたらす危険さえ押しつけられようとしているのであります。

現在、米海軍横須賀基地に米海軍中東部隊の旗艦ラサーールが修理のために入港していますが、そのリトナー艦長は、修理が終われば秋から年末にかけてペルシャ湾に戻ると言っています。なぜ政府は、中東部隊旗艦ラサーールに米海軍横須賀基地の使用を許しているのか、安保第六条違反ではないのか、明確な答弁を求めます。

態は世界の流れに逆行するものとお考えになるのかどうか、明確に答弁をいただきたい。

今回の特別協定の改定は、アメリカがペルシヤ湾安全航行を口実とする大規模な軍事力投入による支援要請にその発端があります。在日米軍の駐留経費を大幅にふやすということは、事実上ペルシヤ湾の米軍作戦費用を肩がわり分担するということになるのではないか。

一九八〇年三月、ピンクニー米国防総省東アジア・太平洋局長は、アメリカの目標は米軍人給与以外のすべての基地維持費を日本に負担させると証言しています。その後、自民党安倍幹事長の在日米軍基地の日米の負担割合を五分五分とするとの発言は、米側の意向に沿ったものと言わなければなりません。しかも、マンスフィールド大使からも、日本は世界で最も寛大であると言われているあります。こうして次々にアメリカの要求を受け入れる日本政府の態度は、国際的にもまれに見る従属性をあらわしていることは

日本は、この問題を解決するための国際的協力の枠組みとして、国際連合の専門機関である世界銀行や国際開発銀行、国際通貨基金などの多国間開発機関の枠組みで、開拓地開拓のための資金調達を行なっている。また、日本政府は、開拓地開拓のための資金調達を行なっている。また、日本政府は、開拓地開拓のための資金調達を行なっている。

二八一

アメリカの中東艦隊は、ワインバーガー国防長官も確認しているとおり、日本のタンカーを護衛する責任を負っているではありません。しかも我が国は、条約上何ら負担すべき義務のない在日米軍駐留経費を日本側負担増という形で間接的にせよ財政援助をするということは、アメリカのペルシャ湾への武力介入を支持することになるのであります。

（續）あなたは、アーリアの武力（アーヴィング）は直ちに、じる間接にしろ資金を出すということは、戦争と武力による威嚇を禁じてゐる日本国憲法の精神を真っ向から踏みにじるものとお考えにならないのですか。お答えいただきたい。

官報(号外)

一九七八年度の思いやり以来次々と拡大されてしまいました。一九八八年度は、今回の特別協定の改定で日本人従業員の八つの手当を加えると日本人基地従業員労務費の五一%にもなり、在日米軍の軍事施設建設費の日本側負担は九七%となっています。總理、在日米軍基地従業員の本給負担や、それに伴う地位協定の改定は今考えていないと言っていますけれども、将来ともやらないと明確にしていただきたいのです。

在日米軍駐留費がこれだけ問題になつていてもかかわらず、米側負担が義務づけられている衆国軍隊を維持することに伴う経費の具体的な

政策の充実について総理の見解を求めるもので
す。

最後に、在日米軍駐留経費の負担増などの日米
安保条約に基づく軍事費拡大のためには、その財
源として、最悪の大衆課税である新大型間接税の
導入を前提にしていることあります。総理、世
論調査にも明らかかなように、今日、軍事費拡大に
反対する声は広範な国民の声であり、新大型間接
税導入計画の完全な放棄と軍備の削減に努力する
ことを強く求めるものであります。明確なお答え
をいただきたい。

このように、日本が世界の核軍縮の大勢に逆

なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既にたびたび明らかにしておりますよう
に、公式参拝の実施を願う国民感情、これらを尊
重すること、これまた政治を行う者の当然の責務
であります。そして一方、国際関係を重視して近
隣諸国の国民感情にも配慮しなければならぬ、こ
のような考え方をたびたび申し上げておるところで
あります。

次に、本件に対するもろもろの御質問がござい
ましたが、何分基本的な考え方を異にいたします
ので、整理してお答えすることにいたします。
いずれにいたしましても、米ソ間でINF条約

できる範囲で御提出するよう努力をいたしました。
それから、社会保障政策の問題は、これはとにかく国会でも議論しながら今日までもいろいろ工夫してお互い構築してまいりました。搖るぎない社会保障制度を築くためにこれからも努力しないでならないと思っております。

項目が一九八六年度を除いて明白になつてない
のであります。一九七八年度より一九八七年度ま
で、各年度ごとに二十四条一項に基づいて米側が
支出している項目ごとのデータを国会に提出して
いただきたいことを強く求めるのです。
さらに重大なことは、竹下内閣の気配りは、日
本国民に対してもなく米軍に向けられていると
いう問題であります。

らって、アメリカの対ソ核戦略の一大前進拠点として強化され、米核戦力を補完するものとなつてゐることは極めて重大でありまして、私は、日米安保条約並びに本特別協定を改正する議定書の撤回を強く求めて、質問を終わるものであります。

調印が行われた、これはもとより歓迎すべきものでございますが、これと我が国の防衛力の問題は、御案内のように、平時から保有すべき防衛力を定めた大綱のもとで節度ある防衛を進めておる、こういうことに尽きると思ひます。それから、日米軍事同盟、対米従属、こういうお話をございました。

いつも議論いたしますように、我が国の日米安

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手
國務大臣（竹下登君） 最初の御質問
は侵略戦争か等々、奥野発言に問

お話をございました。
いつも議論いたしますように、我が国の日米安保条約を効果的に機能さすためのいろいろな今日問題は、さきの内に解決するもので

いながら、國民の納得が得られるような成案を得るべく今日努力しておるわけあります。重ねて申し上げます。防衛計画の大綱に従つて、今日、我が國の防衛力といふものは節度を持ちながら進めておるところでありまして、私どもはそれ以外の意思によつて防衛費云々という考え方を基本的に持つておるものではありません。

(拍手)

〔國務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○國務大臣(宇野宗佑君) 立木議員にお答えいたしました。

労務費協定の改定がペルシャ湾の肩がわりではないかといふことに關しましては、総理からお答えがございましたが、あくまでもペルシャ湾はペルシャ湾そのものの話でありまして、これとは関係ございません。ただ、ペルシャ湾のいろいろなことを決めました昨年秋の決定におきましては、なお書きで書かれておるというだけのことです。

また、米兵の本給以外のすべての基地維持費を日本に負担させるという方針を米国は持つておるのではないか、こういうような御質問がございましたが、政府といたしましては、米国がそのような方針を持っておるとは承知いたしておりません。

続きまして、ラサールの問題でござります。これはラサールの艦長がいろいろなことを発言いたしておりますから、外務省といたしましてもその真意のほどを尋ねました。その結果を御報告して、御理解を賜りたいと思ひます。

つまり、ラサールは、中東艦隊旗艦としての任務を離れ、第七艦隊の指揮下にある、こういう状態であります。したがいまして、米側の説明によりますると、整備後どの部隊に配属される予定かは決まっていない、これがラサールに関する話でございます。

したがいまして、第六条違反とおっしゃいましたけれども、一応第六条には、米国は我が國の区

域並びに施設を利用することができる、それは日本の安全並びに極東の平和と安全に寄与するためである、こういうふうに示されておりますので、第六条に違反するといった指摘は当たらない、かようになります。(拍手)

〔國務大臣中島源太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(中島源太郎君) 在日米軍駐留子弟の

学級編制と対比をいたしまして、四十人学級計画について御質問でございました。

小中学校の四十人学級につきましては、昭和十五年度から昭和六十六年度までの十二年計画に基づいて行われておりますので、六十三年度においても着実な推進を図つておられます。が、今後も着実な推進を努めつつ、目標に向かって最大限の努力をいたしてまいります。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 質疑は終了いたしました。

これにて午後一時まで休憩いたしました。

午後零時八分休憩

午後一時二分開議
○議長(藤田正明君) 休憩前に引き続き、會議を開きます。

この際、日程に追加して、
多極分散型国土形成促進法案について、提出者の趣旨説明を求めることがあります。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。奥野國務大臣。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 多極分散型国土形成促進法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、我が國経済の国際的地位が急速に高まり、金融、情報等の分野において世界の重要なセンターアとしての役割が増大するに伴い、東京圏への見を述べることとしております。ま

業務機能、中枢管理機能等の集中が一層促進され、東京圏においては、地価の高騰を生じ、他方、地方圏においては、急速な産業構造の転換の過程で構造的不況に陥り、雇用問題が深刻化したように存じます。(拍手)

少なくなく、國土政策の観点から多くの弊害を生じております。

本法律案は、このような状況のもと、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、さきに策定しました第四次全國総合開発計画の基本的目標である多極分散型国土の形成を促進し、もって國土のそれぞれの地域がそこに住む人々にとって誇りと愛着を持つことができるよう奮闘してまいります。

以上です。(拍手)

○議長(藤田正明君) 質疑は終了いたしました。

これにて午後一時まで休憩いたしました。

午後零時八分休憩

この際、日程に追加して、
多極分散型国土形成促進法案について、提出者の趣旨説明を求めることがあります。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。奥野國務大臣。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 多極分散型国土形成促進法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一は、国の行政機関等の移転等についてであ

ります。国は、行政機関及び特殊法人の新設等に当たつては、多極分散型国土の形成に配慮するものとし、東京都区部に立地する行政機関等について、移転基本方針に基づき、その東京都区部からの移

転に努めるとともに、内閣総理大臣は、行政機関

及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備を推進するため、防災上必要な措置を講じつゝ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努めることとしております。

また、内閣総理大臣は、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の接近した自立都市圏を形成するため、業務核

都市の整備に関する基本方針を定めるものとし、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができるこ

た、国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所等が適正に配置されるよう、必要な措置を講ずる等が適切に配置されることとしております。

第二は、地方の振興開発についてであります。国及び地方公共団体は、地方の振興開発を推進するため、地方都市における都市機能の増進、農山漁村における生活環境、産業基盤等の整備、人口の著しい減少等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努めることとしております。

また、都道府県は、地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるため、地域における創意工夫を生かしつつ、振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができるとしております。基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、固定資産税等の不均一課税に伴う地方交付税補てん措置、地方法の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、農地法等による処分についての配慮、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずるほか、必要に応じ、関係する省庁と都道府県が集まり、本地域の開発整備に必要な事業や法令による処分が円滑かつ整合的に行われるよう協議するための促進協議会を組織することができるとしております。

第三は、大都市地域の秩序ある整備についてであります。

国及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備を推進するため、防災上必要な措置を講じつゝ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努めることとしております。

また、内閣総理大臣は、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の接近した自立都市圏を形成するため、業務核

都市の整備に関する基本方針を定めるものとし、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができるこ

また、私はさきの戦争において近隣諸国に大変な迷惑をかけたと考えておりますし、国会においても何回かお答え申し上げてまいりておりま

す。

私は、国際社会に処するに当たりましては、私たちアジアに生を受けた者がまずお互に理解を深め合い、力になり合っていかなければならぬ、こういう考え方を持ち、物の本にも書いておる人間でございます。日本国民は、みんな中国人には深い親近感を持つていると思います。それだけに、日中両国は単に迎合し合う、単に反発し合うだけではなしに、考え方の違いにも論議を重ね、理解を深める努力をすることこそが日中の友好を打ち立てる道ではないかと思つてゐるものでございます。

多極分散型の国土が実現できるかという問題や土地基本法の問題につきましては、総理からお答えがございました。

また、政府関係機関の移転についてもお話をございましたが、関係閣僚、多くの方々とお話をしております。皆さん、竹下内閣の政策にふさわしいものにしようじゃないか、なるべく例外をつくらないようによることが職員に理解を求めやすいために、事務当局間に十分意思の疎通を図つて、お互いに考え方の違ひのないようにしたい、そんなことで時間をかけているところであることを御理解いただきておきたいと思います。

業務核都市が東京圏の拡大や地価の高騰につながるのじゃないかということにつきまして、総理からお話をございました。

やはり東京一点集中、したがいまして道路も車であふれてしまう。電車も幾ら詰め込んでも乗り残しをしてしまう。となりますと、やはり中心をたくさんつくっていくことじゃないか。東京都はそういう意味で多心型の都市構造にしようとしておるわけでございますし、首都圏はまだ多核多圈域型の地域構造にしようとしているわけでござい

ます。たしかに生を受けた者がまずお互に理解を深め合い、力になり合つていかなければならぬ、こういう考え方を持ち、物の本にも書いておる人間でございます。日本国民は、みんな中国人には深い親近感を持つていると思います。それ

だけに、日中両国は単に迎合し合う、単に反発し合

うだけではなくて、考え方の違いにも論議を重ね、理

解を深める努力をすることこそが日中の友

好を打ち立てる道ではないかと思つてゐるものでございます。

多極分散型の国土が実現できるかという問題や

土地基本法の問題につきましては、総理からお答

えがございました。

また、政府関係機関の移転についてもお話をございましたが、関係閣僚、多くの方々とお話をし

ております。皆さん、竹下内閣の政策にふさわ

しいものにしようじゃないか、なるべく例外をつ

くらないようによることが職員に理解を求めやす

いために、事務当局間に十分意思の疎通を

図つて、お互いに考え方の違ひのないようにした

い、そんなことで時間をかけているところである

ことを御理解いただきておきたいと思います。

業務核都市が東京圏の拡大や地価の高騰につな

がるのじゃないかということにつきまして、総

理からお話をございました。

やはり東京一点集中、したがいまして道路も車

であふれてしまう。電車も幾ら詰め込んでも乗り

残しをしてしまう。となりますと、やはり中心を

たくさんつくっていくことじゃないか。東京都は

そういう意味で多心型の都市構造にしようとして

おるわけでございますし、首都圏はまだ多核多圈

域型の地域構造にしようとしているわけでござい

ます。

文教行政上におきましても、従来から大学等の

○議長(藤田正明君) 馬場富君。

まして、その多核多圈域型の地域構造の一つが業

務核都市でございます。そうなつてまいります

と、そこに通いますためには、今の交通渋滞も相

当に緩和されるわけござりますし、マイホーム

も持ちやすくなるようになってくるわけでござい

ます。

まして、職住近接の地域社会がつくりやすいの

じやないか、こう判断しているわけでございま

す。

行政権能の移譲や財源確保の問題につきまして

は、私も全く考え方と同じでござります。しか

し、今直ちに国の権能を地方に移すということに

なりますと、それだけで大変な日数がかかるわけ

ござりますので、努力義務規定を置きました

のでござりますので、努力義務規定を置きました

高等教育機関の適正配置、筑波等の学園都市づくりへの協力とともに、生涯学習社会の実現に向けて、今直ちに國の権能を地方に移すということに

なりますと、それだけ大変な日数がかかるわけ

でござりますので、努力義務規定を置きました

のでござりますので、努力義務規定を置きました

に把握され、対処するお考えか、お伺いします。このために、住宅事情はますます悪化し、総務省のデータ等でも、東京圏に住むサラリーマンの人々は家計は圧迫され、通勤時間も一時間から二時間と、勤務先から遠くて狭い家に高い家賃で住まなければならなくなつたのであります。一極集中の中の被害は、東京圏に勤務する人々の犠牲によつて補われているということになります。このようないい問題こそ優先して解決されるべきであると思ひますが、総理の御所見をお伺いいたします。

また、このような住宅問題の解決について、二、三の提案をいたします。

その一つは、通勤者に適した住宅の建設であります。

先日、ヘリコプターで都心五十キロ圏内の空中視察をしましたが、大きく広がつた東京を整理する必要を痛感しました。

今、都内の大川端で住宅建設が進められておりますが、賃貸住宅で、同じ場所で同じ規模の三DKの家賃が東京都で五万五千二百円、住宅・都市整備公団で十七万一千円、民営では二十九万九千円であります。

このような大きな差があることは今さら説明するまでもありませんが、なぜ私がこの例を出したか。都内の高値どまりの土地に民間による住宅を建てても、三十万円もする家賃では多くの人々には手が出ないことになります。今、日本の住宅は、公的住宅が一割、住宅金融公庫関係が三割となつております。そこで、大都市圏においては、シンガボール方式のように公営・公團等の公的機関による大量の直接供給の建設が必要ではないか。また宅地供給の不足にしても、公的機関のメリットを生かした供給のあり方も検討すべきであると思うが、どうか。

今回の土地高騰の原因は、住宅地が容易にオフィス用地として利用できたからであります。そ

れは我が国の土地規制が大枠型の用途規制であり、宅地と農地についての区分があるだけで、住宅と住宅以外の建物が同じ土地に建設できるからであります。住宅地にはそれ以外の目的の建物は制限できる制度が必要であります。憲法の住む権利からもこの問題の検討をすべきときに入っていると思うが、どうか。

次に、深度地下の公的利用についてであります。が、地価高騰のために、都心部においては道路を建設するのに九九%が用地費にかかり、公共事業すらストップという状況であります。このため、深度地下の公的利用について、建設省においては技術・採算性等について研究されておりますが、その内容について説明された。

また、各省の権益に対して民法との整合が必要となります。が、法務省は運輸省や各省との整合についてどのように対処されておりますか。

また、空中権についての見解もお願いいたします。あわせて、この問題についての総理の見解をお尋ねいたします。

また、多極分散型の国土形成を図るために、莫大な基盤投資が必要となります。多極分散については、経済成長にマイナスの効果も出るのではないかと言われておりますが、今後二十一世紀までどの程度の実質経済成長率を見込んでいるのか、さらに四全総計画と新経済計画との整合性はどうか。

次に、国機関等の移転については、閣議決定されて以来、第一弾、第二弾と候補が報道されておりますが、このうちどの程度が移転可能か。またこれによる分散の効果などをどうぞお尋ねください。

また、これと対照的な問題として、日本の投資家が海外で土地投機を行ひ、ハワイなどでは新たな摩擦を呼んでおります。こうした集中的な海外不動産投機の実態を調査し、その対応策を検討するべきであると思いますが、総理の見解をお尋ねします。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) まず最初は、私の言語明瞭、意味不明、こういうことに対するお尋ねでございますが、経済審議会では、特に関西圏、名古屋

は東京一極集中という異常事態の発生の要因は、明治以来の中央集権政治にあります。このため、中央にある行政権を地方に大幅に移譲することが肝要であり、四全総の描く多極分散のかなめでなければなりません。本法案ではこの点が消極的ですが、総理の御所見をお伺いいたします。

東京一極集中を是正して多極分散型国土の形成を促進いたしますことは、何としても基本的な土地問題の解決と、こういうことであります。この法案はその中心となるものとして極めて重要な位置にあります。法案の国会審議に当たりましては、それこそ言語明瞭になるように精いっぱいお努めするつもりでござります。

それから東京の住宅事情改善への取り組みでございます。

東京等の地価高騰に対しましては、土地取引の適正化、諸機能の地方分散などの施策を講ずることによって、地価の安定化は引き下げに努力しておりますところでございますが、適正な居住者負担のもとに居住水準の向上を図ることをやはり基本的な目標に置きまして、そこで第五期の住宅建築設計画、そうしてまた公的住宅の建設あるいは金融公庫融資の問題、住宅税制の措置の拡充、こういったことを総合的に講じていかなければならぬと考えております。

大深度地下の公的利用についてでございます。大深度地下の公的利用を促進することは、今後大都市における社会資本整備を進める上で大変必要なことだというふうに思つておるところでございます。行革審の土地対策検討委員会、これは三月までのヒアリング及びディスカッションを受けまして今月から報告案審議を実施中と承知しております。この論議は、土地対策にかかる各般の分野に及んでおりますので、地下の有効利用についても種々の観点から論議が交わされてくるであろうという期待をいたしておるところでございま

遷都、分都、展都、改都、こういうことに對しての取り組み方でございますが、とにかく今、東京一極集中を是正して国土の均衡ある发展を図るうということで一生懸命やつておるところでございますが、首都移転問題、こうなりますと国民生活全体に大きな影響を及ぼすものでございますので、今、国民的規模での議論、これを踏まえていかなきやならぬというふうに考えております。

四全総におきましても、東京一極集中を是正して国土の均衡ある发展を図るために、高次の都市機能を東京圏が一元的に担うのではなく、各地域が適切に分担することが必要である。経済審議会の関西圏でございますとか名古屋圏に関する提言も、そういう趣旨に沿つた御提言であるといふに理解しております。

この問題を進めるに当たりましては、財源移譲あるいは行政権限の地方移譲、こういうものが当然出てくるわけであります。住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体において、こういう考え方を基本的に持つておりますので、この方向で今後さらに四全総または臨調答申、これを踏まえて進めていかきやならぬというふうに思つておるところでございます。

そうして、国と地方を通ずる行財政改革の推進も当然必要なことでございます。地方財源の確保と安定のため、今後とも適切な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

道州制構想ということにもお触れになりました。

これは地方制度の基本にかかわる極めて重要な問題でございます。臨調の基本答申におきまして、「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的、総合的な観点から検討を行うものとする」とされておるところであります。まさに慎重な研究が必要であると思っております。

やはり、ここで地方への権限移譲という問題は、道州制等の導入のいかんにかかわらず、地方

自治の充実发展、多極分散型国土の形成等の觀点から必要なものでございますので、今後とも進めてまいるということを重ねて申し上げておきます。それから、在日外国公館問題についてお触れになりました。

大変これは外交的にも重要な問題であると認識しております。今、外務省におきまして、まずいかなる協力を行えるか、こういうことについて具体的な研究を行つておるところでございます。本件の重要性にかんがみまして、研究結果が得られ次第、この成果を踏まえて適切な可能な解決に向けて、外務省だけではなく政府全体の責任で対応していこう、こう考えておるところであります。

國公有地と外國公館の問題も出ておりますが、基本的にこの問題は、緊急土地対策要綱というような閣議決定をしましたものを基本といたしまして適切な対応をしていこうと思っております。

それから、最後に、海外不動産投資については、相手国の国情、国民感情等に十分配慮して、新たな国際摩擦、こういうことを招いてはならないという考え方であります。今後、関係省庁と密接な連絡をとりながら、必要に応じて適宜、業界に対しても注意を喚起する等の適切な措置を講じてまいる所存でございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 土地利用のあり方につきましては、御意見私もおおむね同感でございます。

これは地方制度の基本にかかわる極めて重要な問題でございます。臨調の基本答申におきまして、「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的、総合的な観点から検討を行うものとする」とされておるところであります。まさに慎重な研究が必要であると思っております。

やはり、ここで地方への権限移譲という問題は、道州制等の導入のいかんにかかわらず、地方

る一人でございます。

國の機関の移転の問題は、まず民間の事務所、についてであります。

事業所等に移転を求めているわけでございます。それで、國も率先して政府関係機関を移転させていきました。そのことを通じて過密の弊害を救つていただきたい。同時に、二十三区の外に出ることによりまして、外務省だけではなく政府全体の責任で対応していきます。

現在考えております政府関係機関の移転は、強いて申し上げますと、展開立地していきます。展開立地していきます分部でございますので、展都

で、その政府関係機関が核となって地域の活性化だ。そのことを通じて過密の弊害を救つていきました。同時に、二十三区の外に出ることによりまして、外務省だけではなく政府全体の責任で対応していきます。

現在考えております政府関係機関の移転は、強いて申し上げますと、展開立地していきます。展都

で、その政府関係機関が核となって地域の活性化

で、そのことを通じて過密の弊害を救つていきました。同時に、二十三区の外に出ることによりまして、外務省だけではなく政府全体の責任で対応していきます。

現在考えております政府関係機関の移転は、強いて申し上げますと、展開立地していきます。展都

〔國務大臣越智伊平君登壇、拍手〕

○國務大臣(越智伊平君) 第一に、住宅の確保についてであります。

市街地において住宅以外の立地を規制する制度としては、住宅及び学校など住宅の近隣に必要なもの以外禁止されている第一種住居専用地域、住宅及び住宅の近隣に必要な施設のほか、小規模な店舗、事務所等に限り建築できる第二種住居専用地域が設けられております。

これらの地域を、地区の将来の土地利用の方向を見定めつつ、地区的実態をも十分配慮して都市計画で指定するよう地方公共団体を指導してまいりたいと存じます。

これで、展都、分都を総合したものだとお考いだだきたいわけでございます。

この計画、四全総の達成時期、昭和七十五年度までの間に我が国はおおむね中成長の成長を続けることができます。政府関係機関の移転は、強いて申し上げますと、展開立地していきます。展都においては、実質国民総生産五百兆円というような予測をいたしておるところでございます。

関西圏または中部圏につきましては、総理からお話をございました。

大阪を中心とする関西圏につきましては、東京に準ずる全国的な世界的な中枢機能を担つたところにしたい考え方でございまして、関西国際空港

については、大都市圏の中堅労働者にとって適正な対価で供給ができるよう、国において利子補給等の財政措置を講じているところであり、昭和六十二年度においては千七百九十九億円を交付したところであります。今後とも、適正な対価で住宅を供給できるよう施策の推進に努めてまいる所存であります。

第二に、大都市圏での住宅政策のあり方についてであります。

住宅・都市整備公団の賃貸住宅及び分譲住宅については、大都市圏の中堅労働者にとって適正な対価で供給できるよう、国において利子補給等の財政措置を講じているところであり、昭和六十二年度においては千七百九十九億円を交付したところであります。今後とも、適正な対価で住宅を供給できるよう施策の推進に努めてまいる所存であります。

シンガポールでは、公共住宅建設主体である住宅開発庁がほとんどの住宅建設を担い、その結果、現在では国民の約八五%が賃貸及び分譲の公共住宅に居住しているという世界的にも極めてまれな住宅政策を進め、国民の居住水準の向上に成

果を上げていると聞いております。しかしながら、この背景には土地所有に関する考え方等にお

いて我が国とは大きく異なる諸条件があり、必ずしもそのまま我が国に導入することは困難と考えておりますが、今後の住宅政策を進める上で参考にいたしたいと考えております。

なお、我が国における公的住宅の建設についても、第五期住宅建設五年計画に基づきその推進に努めてまいります。

建設省においては、近年の逼迫した宅地需給に

対処するため、各般の施策を総合的に講じてきましたところですが、供給促進策については、特に住宅・都市整備公団等公的主体による宅地供給量の増大を強力に推進することが重要であると考えております。このため、昨年十月閣議決定した緊急土地対策要綱を踏まえ、六十二年度から五年間の住宅・都市整備公団による住宅地供給量を過去五年間の約一・八倍に増大するよう最大限の努力を図っているところであります。

建設省としては、今後とも住宅・都市整備公団が公的宅地供給主体としてその役割を適切に果たすよう指導してまいり所存であります。(拍手)

○國務大臣(林田悠紀夫君) 深度地下の公的利用につきましては、總理からだいまでお答えのとおりであります。が、民法との関連につきましての考え方をお答え申し上げます。

土地の所有権は、土地所有者の利益の存する限度におきまして土地の上下に及ぶと解すべきであり、その限度を一概に特定することは困難であると思われます。しかしながら、財産権の内容は、憲法二十九条二項の定めるところによりまして、公共の福祉に適合するように法律で定めることになつておあり、民法二百七条は「土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」となつておるので、憲法二十九条の趣旨に沿つた法令により、所有権の空中、地下に及ぶ範囲を制限することは可能であると考えます。

なお、大深度の地下において土地所有権の拘束を受けない地下鉄や道路などを敷設する制度につきましては、運輸行政、道路行政等を所管する省庁において、その立法の必要性、技術的可能

性、現行法制との整合性などを検討すべきものであります。が、法務省といたしましても、民法との整合性を図る観點から、これらの省庁から協議の申し入れがありましたならば、十分協力してまいりたいと存じております。(拍手)

〔國務大臣中尾栄一君登壇、拍手〕

○國務大臣(中尾栄一君) 馬場先生にお答えさせます。私は、この問題は四点ほどかと思います。

まず第一に、その問題点を一つ一つ申し上げてみたいと思いますが、多極分散が進むと今までの東京集中による効率化のメリットが失われて経済成長に対してもマイナスになるのではないか、そのような御懸念の御質問かと思ひます。

東京圏への一極集中によりまして、東京圏における地価の高騰、居住環境の悪化、交通混雑、需給の逼迫、あるいはまた自然災害に対する脆弱性の弊害が高まる一方、地域経済におきましてはひづみや相対的な地盤沈下をもたらしまして、このような動きを放置しておきますと、均衡のとれた我が国経済社会の発展が阻害されるおそれがあると想ひます。

こうした観点から、我が国経済社会が解決を求めるべき課題の一つといたしまして、東京圏への過剰な依存から脱却をしなければならない、地域経済社会の均衡ある発展が挙げられます。これらが、このように思ひます。

このようないくつかの課題として取り上げられておる次第でござります。したがいまして、この課題の解決のための方策といたしまして、地方ミニシアチブによる地域の活性化、あるいは中枢都市を核とした広域経済圏の戦略的な育成、あるいは広域経済圏の交通・通信網の整備等を進めようとしておるのもござります。

第二点の問いは、二十一世紀までの経済成長を、どのようにこれをとらえておるのかという御質問かと思ひます。現在、経済審議会において昭和六十三年度から昭和六十七年度まで計画期間といたしましての新経済計画について御審議を賜つておるところでございます。

今般発表されました同審議会企画・公共部会の報告では、内需主導型経済構造への転換、定着の

結果といたしまして、計画期間中の実質経済成長率を三カ四分の三%程度と見込んでおる、このようにお考え賜りたいと思うでございます。

政府といたしましては、新経済計画の最終答申がおられるのを受けまして、今後とも内需主導に

まず第一に、その問題点を一つ一つ申し上げてみたいと思いますが、多極分散が進むと今までの東京集中による効率化のメリットが失われて経済成長に対してもマイナスになるのではないか、そのような御懸念の御質問かと思ひます。

東京圏への一極集中によりまして、東京圏における地価の高騰、居住環境の悪化、交通混雑、需給の逼迫、あるいはまた自然災害に対する脆弱性の弊害が高まる一方、地域経済におきましてはひづみや相対的な地盤沈下をもたらしまして、このようないくつかの課題として取り上げられておる次第でござります。したがいまして、この課題の解決のための方策といたしまして、地方ミニシアチブによる地域の活性化、あるいは中枢都市を核とした広域経済圏の戦略的な育成、あるいは広域経済圏の交通・通信網の整備等を進めようとしておるのもござります。

このようないくつかの課題として取り上げられておる次第でござります。

これらの報告におきましては、四全総でも考

られておる次第でございます。

そこで、総理に単力直入に質問いたします。

本法案及びその施策により、第一、東京一極集中は正するかどうか、暴騰地価を引き下げるかどうかであります。

今、国土政策の最大の焦点は、東京一極集中の中が正され、多極分散が実現すると本気でお考えか。第二、今や社会問題、国際問題にすらなっている地価高騰について、高値安定ではなく、暴騰前の水準に引き下げる意思がおありか、またその方策をお持ちか、御答弁いただきたいのであります。

問題の解決は、思いつきや小手先の措置ではなく、今日の異常事態の根本原因を直視し、これに抜本的なメスを入れることであります。

この問題の根本には、世界的規模で活動する多国籍企業による二十四時間体制での情報の収集、管理、世界的な金融操作のための中枢管理機能の

集積化、効率化の要求をも反映した国際都市東京の一極集中問題があります。そして、その業務用ビル拡張などの要求にこたえ、土地の投機的買いあさりに狂奔した大手不動産業者や膨大な資金を提供した大銀行、生命保険会社などこそ地価暴騰の元凶なのです。

しかも、政府は、これを放置したばかりか、中曾根内閣は民活の名で都市計画、建築規制などの一連の緩和措置をとり、国有地を高値で大企業に払い下げて周辺地価を大きく押し上げ、さらには、政府みずから国際都市東京を叫んで大規模都市再開発構想を推進し、過大なビル需要予測を立てたなど、大企業の土地買いあさりをあおり立てまいといったのです。

円高ドル安のもと、日銀が為替市場介入のため供給した円資金が土地投機資金に回ったことは宮澤大蔵大臣も認めたところであります。政府・自民党の中枢でこれを推進してきた総理、この責任をどう反省しているのか、またこの基本を変えない限り土地問題の解決は不可能ではないのか、明確な答弁を求めるものであります。

政府は、口を開けば需要供給論を唱えていますが、しかし、大資本本位の開発による土地供給をやせば、東京一極集中は促進されるだけあります。その反面、地価が下がる保証は何もありません。需要供給論は地価高騰の真相を覆い隠し、大規模開発を促進するための自己弁護ではありますか。

以下、法案に即して質問いたします。

第一に、政府機関の地方移転であります。今行わゆるとしておりますのは、つり合いのとれた国土発展とは無関係に、見通しもなく、名目的な数合わせの移転であります。これでは多極分散の効果が上がらず、また移転さえ困難となるではありませんか。

第二に、本法案は多極分散型国土の形成を目的にしておりましたが、この三月、東京臨海部開発推進協議会が発表した東京臨海部における地域開発

及び広域的根幹施設の整備等に関する基本方針は、これに逆行するものではありませんか。広大な都の埋立地に、通信衛星を介した国際的な高度情報通信基地を中心、交通施設、上下水道、緑地など産業基盤を国や都が整備し、そこへ民間大企業が金融、補助金、税制のインセンティブを受けながら業務用インテリジョンビルや高級住宅を建設していく計画であります。これは投機的利益をねらって世界じゅうに大量の資金を動かしていける大銀行や証券会社などの多国籍企業が、昼夜を分かたず活動する二十四時間都市をつくるためのものではありませんか。

第三に、業務核都市についてであります。現在計画中の五つの業務核都市と臨海部副都心を合わせると合計で八十六万人の新規就業人口の増加が見込まれます。これがどうして集中解消に役立つのですか。都心における地価高騰や集中がもたらす弊害を周辺の東京圏全域に広げるだけあります。東京圏と地方との差が広がるばかりだとの批判を否定することができます。

第四に、本法案は、地域の特殊性を生かした地方振興をうたっていますが、今切実に求められています。しかし、大資本本位の開発による土地供給をやせば、東京一極集中は促進されるだけあります。その反面、地価が下がる保証は何もあります。需要供給論は地価高騰の真相を覆い隠し、大規模開発を促進するための自己弁護ではありませんか。

以下、法案に即して質問いたします。

第一に、政府機関の地方移転であります。今行わゆるとしておりますのは、つり合いのとれた国土発展とは無関係に、見通しもなく、名目的な数合わせの移転であります。これでは多極分散の効果が上がらず、また移転さえ困難となるではありませんか。

りは、大企業や系列会社の地域立地を優遇するものであり、さらに地域経済活性化のために苦しむ努力を続いている自治体に大企業誘致競争をあおるにしかねませんか。今、地方行政の拡充こそ必要ではあるにもかかわらず、逆に自治体と住民に新たな負担を強いることになるではありませんか。

それから、地価高騰の原因について、種々な御意見を交えて御質問がございました。

本法案の実施法的な性格を持つ大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案は、緊急大規模に宅地供給を促進するためと称して、首都圏など三大都市圏の市街化調整区域における手不動産業社などが保有する五十二カ所、四千五百十ヘクタールの土地を対象に、五ヘクタール以上まとまった土地を宅地開発するものであります。現在、地方自治体は、乱開発防止のため宅地開発指導要綱などで厳しく規制しておりますが、その規制緩和を求める資本の要求にこたえようとしているとか考えられません。答弁を求めておきます。

しかも、大資本が営利目的で供給する住宅は、既に一般サラリーマンにとって購入不可能な価格になっています。安くして住みよい公共住宅を大量に建設、供給することが目的であるならば、大資本が買い占めている土地を、その購入価格と現状に適合する特定事業の集積の促進に関する法律案は、主として大企業とその系列子会社である頭脳産業の地域への立地に対し、用地提供、関連施設整備、NTT株財源の無利子融資、税制上の各種恩典措置で支援するものであります。地域振興よ

めのまさに基本法だ、こういうふうにお考えいただければ結構でございます。

そうして、地価水準の引き下げにつきましては、御案内のように、昨年十月に閣議決定しました緊急土地対策要綱、そこで監視区域制度、さらには金融機関に対する指導強化、したがって、今後安定、そして引き下げ、こういう順序で対応すべきものであると考えます。

それから、地価高騰の原因について、種々な御意見を交えて御質問がございました。

国際都市東京というのをあおり過ぎて仮需が起つたとか、いろいろなことがございましたが、確かに国際金融都市としての東京というのが今日位置づけられておることも事実でございます。しかし、当面、先ほど申しました土地対策要綱に基づく諸施策を行っていくとともに、さらにこれからは、それこそ諸機能の地方分散等を図つて安定を図つてしまいたいと考えております。

それから、東京臨海部等の開発は逆行ではないか、こういう御趣旨の質問がございました。

地価対策としては供給をふやしていくことが有效でございますので、逆行であるとは考えておりません。

さて、政府機関移転の多極分散効果というものは、これを着実に実施することによりましてその効果が出てくるものであるというふうに考えておるところであります。

それからもう一つ、臨海部開発の問題は、言つてみれば、いわゆる大都市問題の解決というためには、これは住宅問題でありますとか、交通問題でありますとか、すべて総合的に考えなければならぬために四全総において位置づけられている課題であると思っております。

業務核都市が、言ってみれば地価高騰と集中拡大によって弊害をもたらすのじゃないか、こういふ御意見でございました。

それこそ、いわゆる現在の東京圏内における一極依存型、これを解消しようという考え方でござ

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、本法案により多極分散は実現するか、こ

います。
さて、今までいわゆる円高に伴いまして、製品輸入の増加とか輸出の停滞、また海外生産の動きも活発化しておりますことから、産業構造の転換が加速化されて、そこで一部産業、地域が厳しい環境にある、こういうふうに私ども認識しております。これらの点につきましては、産業構造転換の円滑化に努めてまいりますとともに、やはり新分野開拓等の構造転換に対しても、いわゆる地方振興の立場からも、また産業構造転換の立場からも支援してまいりたいと思っておるところであります。

それから、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律、これは円高によります産業構造調整の進行など、地域経済を取り巻く現下の厳しい現状にかんがみまして、今後の成長が期待される研究所、ソフトウエア産業などの産業の頭脳部分の地方分散を推進することによって、地域経済の発展を図ることを目的とするものというふうに考えておるところであります。

また、良質な住宅地の供給のため、公的供給、民間供給、大変重要な問題であると認識しております。第五期住宅建設五カ年計画、こういうものに基づきまして、これが計画的推進を図っております。

最後におっしゃいましたように、国民本位の経済政策というようなものにおけるいろいろな調和のとれた開発をしようというのが、まさにこの基本法の精神でござります。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 大部分、総理からお答えいたしましたようござります。

これによつて多極分散型の国土を実現できるか、高値安定になるのじやないかといったような御意見もございました。

私は、新聞記事で高値安定という言葉が出てたびに冷やりとするわけでござります。昨年暮れから値下がりを始めた、もつと下げていかなけれ

ば地方の地価が上がっていくじゃないか、だから

います。

さて、今までいわゆる円高に伴いまして、製

品輸入の増加とか輸出の停滞、また海外生産の動

きも活発化しておりますことから、産業構造の転

換が加速化されて、そこで一部産業、地域が厳し

い環境にある、こういうふうに私ども認識して

おります。これらの点につきましては、産業構造

転換の円滑化に努めてまいりますとともに、やは

り新分野開拓等の構造転換に対しても、いわゆる

地方振興の立場からも、また産業構造転換の立場

からも支援してまいりたいと思っておるところで

あります。

それから、地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律、これは円高によります産業構造調整の進行など、地域経済を取り巻く現下の厳しい現状にかんがみまして、今後の成長が期待される研究所、ソフトウエア産業などの産業の頭脳部分の地方分散を推進することによって、地域経済の発展を図ることを目的とするものといつても考えておるところであります。

また、良質な住宅地の供給のため、公的供

給、民間供給、大変重要な問題であると認識して

おります。第五期住宅建設五カ年計画、こうい

うのに基づきまして、これが計画的推進を図って

おります。

最後におっしゃいましたように、国民本位の経

済政策というようなものにおけるいろいろな調和

のとれた開発をしようというのが、まさにこの基

本法の精神でござります。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

私は、新聞記事で高値安定とい

う言葉が出てたびに冷やりとするわけでござります。

私は、新聞記事で高値安定とい

う言葉が出てた

びました。

私は、新聞記事で高値安

定とい

う言葉が出てた

びました。

企業が集まつてくるのじやございませんで、世界の金融センターになったから集まつてきているわ

けでござります。それにふさわしいような機能を

持つた都市、地域社会をつくつていかなければな

らないということです。この点について御理解

をいただいておきたい、こう思います。

また、業務核都市をつくることが周辺の東京圏

をさらに広げていくことになるじゃないかとい

うお話をございました。

先ほどもちょっと申し上げましたように、中心

を幾つもつくつていこう、こう考えておるわけで

ございます。中心を幾つもつくつていきますと、

大都市の今持つております住宅難でござりますと、

ごぞいます。中心を幾つもつくつていきますと、

大都市の今持つております住宅難でござりますと、

ごぞいます。

お話をございました。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

合わせて、というお話をございましたが、首都機能を

一括移転するという問題、それは今ここで政府が

結論を出せない。それにはわるものとして、首都

機能が一括移転いたしましてもついていく必要の

ない政府関係機関は、この際原則としてみんな二

十三区の外に出でてもらおうじゃないか、こういう

考え方を立てておるわけでございまして、單なる

名目的な数合わせなどのことは一切考えておらな

いことでございまして。

政府関係機関の移転につきまして、名目的な数

なされるのか。そうではなくて、今こそ将来に向けた抜本的な土地問題の解決を講ずるべきときではないでしょうか。今国会でも宅地供給促進のための提案などがなされましたが、残念ながら法制度の一部手直し、臨時緊急的なものにとどまっています。

そこで、我が党が主張しておりますように、土地問題の解決に当たっては、土地の利用と所有との基本理念であります土地は国民全体のため公共の福祉を優先して合理的に利用するという国民共通の意識の確立と、さらには法律相互間の体系的な整合性や統一性を図ることが必要であります。このような見地から、地価抑制や土地利用の基本を定めた立法措置を講ずるべきであると考えますが、総理並びに国土庁長官のお考えをお伺いいたします。

さらには、都市計画法や建築基準法を改正し、地域の特性や実情に応じた快適な町づくりを推進するために、実態に合わなくなつた用途地域などや建築規制のあり方を見直すべきであると考えます。この点、建設大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、地方の活性化についてであります。さきに経済企画庁より発表されました県民経済統計を見ますと、大都市と地方との格差はまた広がっております。そこで、地方活性化、地域振興策の強化充実を急ぐ必要があります。

竹下総理大臣、総理はしきりに「ふるさと創生」と言われております。が、しかし、本法律案からは地方振興、いわゆる「ふるさと創生」の将来が見えません。そこで、本法律案で示された振興拠点地域の開発整備の具体的な内容と整備のスケジュールはどのようになつてあるのか、お示しいただきたいと思います。

また、拠点整備と言われるが、問題は行政権限や財源が中央である東京に集中していることであり、このことが企業の中枢機能の東京一極集中を招いている大きな原因の一つとなつてているという

のが現実であります。そこで、これは正のためには、ただ単に行政機関の移転にとどまらず、権限や財源の地方移譲の促進を具体的かつ計画的に進めることが必要であります。この点いかに取り組まれるのか、総理大臣の御見解をお伺いいたします。

国土の均衡ある発展のためには、公共事業や地域の活性化対策などについて、計画的かつ総合的に実施することが必要であります。総割り行政の中でこれらの事業がばらばらに計画され、実施されている現状は、根本的に改めるべきであります。この点、昭和五十八年の臨時行政調査会の最終答申において、総合調整機能の強化が必要とされ、そのため総合企画会議の設置が指摘をされております。しかしながら、これはいまだに設置されていないのが現実であります。今後、この政府の総合調整をどのように行つていかれるのか、総理の具体的かつ明確な答弁を求めるものであります。

次に、東京一極集中の是正策についてお伺いいたします。

東京集中を是正し、国土の複眼化を図つていく上で、例えは関西圏の機能強化が重要であると考えます。そこで、現在、大阪において関西新空港の建設が着々と進められており、大阪が国際都市としての機能の充実強化を図る一つのステップとなつております。しかしながら、この周辺環境の整備という点では、今後解決するべき課題が幾つもあります。日本で初の二十四時間空港としての機能を発揮させるためには、そのための都市再開発や地域交通体系の整備といったハードの面と、これを活用するソフトの両面の整備を進めねばなりません。

また、大阪と周辺の京都、神戸、奈良等の関西圏内で一体となつて進められている関西文化学術研究都市や明石大橋といったプロジェクトと有機的に連携づけることにより、関西圏の全体の浮揚に資することとなると考えます。この点、関西新

空港の整備と周辺環境の整備、さらには関西圏の国際化への対応についてどのように取り組んでいかれるのか、総理並びに関係大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、政府関係機関の移転策についてであります。これがについては政府部内の足並みの乱れなどもあり、実現性について危ぶむ声があります。

竹下総理は、就任以来、この政府行政機関の移転について、その実行を確約されてまいりました。今回の法律案にも、政府行政機関の移転が最初に掲げられております。もしも総理の提唱された政府関係機関の移転がとんがることがあれば、この法律に基づく行政機関の移転についても困難視せざるを得ません。そうなりますと、まさにこの考えがいかに形式的で場当たり的であった政府関係機関の移転がとんがることがあれば、この法律に基づく行政機関の移転についても困難視せざるを得ません。そうなりますと、まさかとの証左となってしまいます。

そこで、竹下総理の日指す政府関係機関の移転を行政改革や地方活性化に資するものとした実行へ向けての具体的な手順と御決意につきまして、総理大臣の明瞭かつ率直な御答弁をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣竹下登君 登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、地価が一部鎮静し

た、したがつて終わったのじゃないか、こんな考えは御指摘のとおり最も戒めなければならない考えと思っております。本院に土地対策特別委員会ができたそういう環境が、今日、問題解決の方向へ進めておるわけでござりますから、まさにこれが終わつたなどという安易な考え方には立つてはならないと自分にも言い聞かせておるところでございます。

そこで、基本法の点についてお触れになりましたが、今日まで各種法令によりまして公共の福祉の観点からいろいろな規制がござります。これら

ますので、各方面の議論を踏まえ、国民的コンセプトを得なきやならぬ。私も素案を拝読させていただいておりますが、そのような考え方にしております。

それから、振興拠点地域整備の点についての御意見がありました。

そもそも、今度の考え方というのは、上で各省がいろいろなメニューをつくって、この中で当てはまるものを選んでいらっしゃい、こういう姿勢ではなく、その地域地域のまさに歴史とか伝統とか文化とか、そういうものから積み上げたものにどのようにして振興拠点地域を整備していくかという考え方に基づくものでございますので、したがつて、いわゆる地域振興の拠点となる地域を開発整備する、そのため必要な税制、金融上の措置を講ずる、こういうものでございます。

これが開発整備の規定につきましては、地方公団体等にそれこそ周知の期間を与えなきやならぬ。そしてまた、改めて地方の意見も聞いて、関係省令の整備を行うため、法の施行は、法公布後二カ月以内で政令で定める日とされておる、こういうことであるわけでございます。

それから、基本的には行政権限の地方分権、そ

してまた地方への財源移譲、こういうことを考えなきやいかぬ、そのとおりであると考えております。

今日までも国、地方の役割分担についていろいろな検討をし、また実施しまいました。臨時答申、それから機関委任事務の整理合理化、これらを推進し、さらには四全総の精神を踏まえて一層推進していくべきならぬ課題だというふうに思っております。したがつて、多様な財政需要の増大、こうしたことに対しましては、地方財源の確保と安定のため今後とも適切な措置を講ずるべきであると考えております。

それから、五十八年の新行革大綱におきまし

て、「経済計画、国土計画等各種行政計画の立案に当たつて関係機関相互の連携を密にする等その

調整の円滑化を図る』このため、必要に応じ関係審議会の会長等からなる懇談の場を設けるものとする。」こういう方針が決まっておるわけござります。御説のとおり、今後とも必要と認められる事態が生じた場合には、答申の趣旨に沿うよう適切に対処してまいる考え方であります。

二十四時間空港、のことについてお触れになりました。

関西文化藝術研究都市など各種プロジェクトの着実な進展によりまして、まさにこの関西国際空港等が中心になって関西圏の活性化、国際化を進めていきたい、このように考えておるところであります。

それから、最後に、国の機関等の移転の問題について、とんざしたらいけないぞという御激励とも言うべき御質疑でございました。

先般、その方針を決定いたしました。もともと昨年の八月の概算要求基準のときには考えていましたこととございますので、新内閣ができましてから方針をまず決定し、そして今その方針に基づいて実現に取り組んでおるところでございまして、所要の調整を行いまして、これは着実に推進してまいらなければならない、このように考えております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇 拍手〕

○國務大臣奥野誠亮君
この法律は、基本法のようなものでござりますだけに、今後も国や地方公共団体や民間の事業者ともに協力をしながら具体的に進めていかなければならぬわけでござりますだけに、それらの連携を密にしながら、確実にこの目的を達成するよう努力をしていきたいと思います。

同時に、国土庁は、国土行政の総合的な計画立案、調整の推進機関でございます。この立法をとにして、一層強くその推進機関としての役割を果たしていくことができるようになるのじやないだらうか、その責任を一層重く担うことになる

のじやないか、こんな考え方をしているところでござります。

関西圏の活性化を図ることについての御意見もございまして、全く同感でございますが、そのことを通じまして西日本全体の活性化にもつながる

と考えますし、東京圏への一極集中の是正にも貢献すると考えますし、我が国全体の均衡ある発展を図るために早急に実施すべき事柄であるとも考えるわけでござります。それだけに、これも御指摘いたしましたが、二十四時間空港建設、これも進められているわけでござりますし、瀬戸大橋その他大規模プロジェクト、それらの開発メリットといろいろな施設との連携を図りながら、関西圏の活性化、国際化を進めるために努力をしていくたいと存じているところでござります。

昨年、促進法ができまして、基本方針をお示しました。それを受けまして、京都府、大阪府、奈良県三者が具体的な建設計画を中央に上げてまいりました。それで内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣石原慎太郎君登壇、拍手
この空港は、我が国の国内及び国際空港の需要の著しい増大に適切に対処するのに、我が国初の本格的二十四時間運用可能な空港として目下そ

の早期の開港が望まれております。関西国際空港株式会社は、昭和六十二年一月末に建設工事に着手し、六十七年度末開港を目指したいと存じているところでござります。

昨年、促進法ができまして、基本方針をお示しました。それを受けまして、京都府、大阪府、奈良県三者が具体的な建設計画を中央に上げてまいりました。それで内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第一 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件

また、最近の産業構造の変化等により発生する工場跡地等を活用して、魅力ある都市づくりを推進するための再開発地区計画制度の創設を行ったことについて、一層強くその推進機関としての役割を果たしていくことができるようになるのじやないだらうか、その責任を一層重く担うことになる

多極分散型国土形成促進法案(趣旨説明) 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件外二件

たします道路、公園、下水、あるいは宅地、住宅等については計画を進め、その事業を実施している次第であります。でござりますから、この供用開始に始まり合わせて道路等の供用開始も進めていきたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣石原慎太郎君登壇、拍手〕 関西国際空港についてお尋ねがございました。

○國務大臣(石原慎太郎君) 関西国際空港についてお尋ねがございました。

この空港は、我が国の国内及び国際空港の需要

の著しい増大に適切に対処するのに、我が国初の本格的二十四時間運用可能な空港として目下そ

の早期の開港が望まれております。関西国際空港株式会社は、昭和六十二年一月末に建設工事に着手し、六十七年度末開港を目指したいと存じているところでござります。

昨年、促進法ができまして、基本方針をお示しました。それを受けまして、京都府、大阪府、奈良県三者が具体的な建設計画を中央に上げてまいりました。それで内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○國務大臣越智伊平君登壇、拍手
また、関西国際空港の立地に伴い必要となりますが、道路、鉄道等の関連アクセスの整備について、内閣総理大臣が承認をしたところでございました。

○副議長(瀬谷英行君) これにて質疑は終了いたしました。

また、最近の産業構造の変化等により発生する工場跡地等を活用して、魅力ある都市づくりを推進するための再開発地区計画制度の創設を行ったことについて、一層強くその推進機関としての役割を果たしていくことができるようになるのじやないだらうか、その責任を一層重く担うことになる

多極分散型国土形成促進法案(趣旨説明) 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件外二件

の締結について承認を求めるの件

日程第三 オソン層の保護のためのウイーン条約及びオソン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といったします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長森山眞弓君。

〔國務大臣石原慎太郎君登壇、拍手〕

審査報告書

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

外務委員長 森山 真弓

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百八十三年の国際熱帯木材協定により設立された国際熱帯木材機関の本部が我が国が横浜に置かれることに伴い、機関が

その本部において十分かつ能率的に任務を遂行できるようにするため、機関並びにその職員及び専門家並びに加盟国代表の地位、特権及び

免除について定めたものである。この協定を締結することは、我が国における機関の円滑かつ効果的な活動の確保に資するとともに、我が国と機関との間の協力関係を深めるものであり、

意義があると考えられるので、妥当な措置と認めた。

この協定を実施するために、昭和六十三年度農林水産省所管一般会計予算に国際熱帯木材機関拠出金として、千三百五万四千円が計上され

ている。

一、費用

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十五号

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十三年三月三十日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件
日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定

前文

日本国政府及び国際熱帯木材機関は、

理事会が、千九百八十三年の国際熱帯木材協定第三条の規定に従い、機関の本部を日本国横浜に置くことを決定したこと考慮し、
同協定第十七条2の規定に留意し、
機関並びにその職員及び専門家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除を定めることを希望して、
次のことおり協定した。

第一条 定義及び解釈

1 この協定の適用上

- (a) 「千九百八十三年の協定」とは、千九百八十三年の国際熱帯木材協定をいう。
- (b) 「機関」とは、国際熱帯木材機関をいう。
- (c) 「政府」とは、日本国政府をいう。
- (d) 「機関の施設」とは、機関の公的目的のために使用される建物又はその一部及びこれに附属する土地をいい、機関が使用する間の会議施設を含む。
- (e) 「機関の公的活動」には、機関の運営活動及び千九百八十三年の協定又はこれに代わる協

- (f) 「加盟国」とは、千九百八十三年の協定第二条(3)又は同協定に代わる協定に定める意味を有する。
- (g) 「代表」とは、加盟国の代表で、千九百八十三年の協定第六条2又は同協定に代わる協定に定める代表、代表代理及び顧問をいう。
- (h) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいい、事務局長の不在のときに事務局長に代わって行動する間の幹部職員を含む。
- (i) 「職員」とは、事務局長及び千九百八十三年の協定第十六条4の規定又は同協定に代わる協定に従つて事務局長が任命するすべての職員をいう。
- (j) 「被扶養者」とは、職員の配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。
- (k) 「専門家」とは、機関の職員以外の者であつて、理事会が承認した任務を遂行し、千九百八十三年の協定第二十四条若しくは同協定に代わる協定に定める委員会若しくは理事会の補助機関の職務を遂行し又は理事会の要請により機関と協議するものをいう。
- (l) 「理事会」とは、国際熱帯木材理事会をいう。
- (m) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。

この協定は、機関が日本国におけるその本部において、十分かつ能率的に、業務を遂行し、目的を達成し及び任務を遂行することができるようにするという主要な目的に照らして解釈する。

第二条 機関の法的地位

- (n) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。
- (o) 「機関」とは、日本国政府をいう。
- (p) 「機関の施設」とは、機関の公的活動のため使用される建物又はその一部及びこれに附屬する土地をいい、機関が使用する間の会議施設を含む。
- (q) 「機関の公的活動」には、機関の運営活動及び千九百八十三年の協定又はこれに代わる協

- (r) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。
- (s) 「機関」とは、日本国政府をいう。
- (t) 「機関の施設」とは、機関の公的活動のため使用される建物又はその一部及びこれに附屬する土地をいい、機関が使用する間の会議施設を含む。
- (u) 「機関の公的活動」には、機関の運営活動及び千九百八十三年の協定又はこれに代わる協

第三条 文書の不可侵

- (v) 「機関の文書」には、不可侵とする。「文書」には、機

定に基づいて行われる機関の活動を含む。

(f) 「加盟国」とは、千九百八十三年の協定第二条(3)又は同協定に代わる協定に定める意味を有する。

(g) 「代表」とは、加盟国の代表で、千九百八十三年の協定第六条2又は同協定に代わる協定に定める代表、代表代理及び顧問をいう。

(h) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいい、事務局長の不在のときに事務局長に代わって行動する間の幹部職員を含む。

(i) 「職員」とは、事務局長及び千九百八十三年の協定第十六条4の規定又は同協定に代わる協定に従つて事務局長が任命するすべての職員をいう。

(j) 「被扶養者」とは、職員の配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

(k) 「専門家」とは、機関の職員以外の者であつて、理事会が承認した任務を遂行し、千九百八十三年の協定第二十四条若しくは同協定に代わる協定に定める委員会若しくは理事会の補助機関の職務を遂行し又は理事会の要請により機関と協議するものをいう。

(l) 「理事会」とは、国際熱帯木材理事会をいう。

(m) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。

この協定は、機関が日本国におけるその本部において、十分かつ能率的に、業務を遂行し、目的を達成し及び任務を遂行することができるようになる。

第四条 施設の不可侵

機関の施設は、不可侵とする。政府は、機関

の施設内に許可なく立ち入るうとしている者若しくは集団又はその近傍で機関の施設内の静穏

を意図的に妨げる者若しくは集団から機関の施設を保護するため、日本国法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国公權

力を行使する者は、事務局長の同意がありかつ事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

1 及び2の規定は、次の事項には適用しない。

(a) 第二十二条1の規定により行われる仲裁判断の執行

(b) 機関が所有し又は機関のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

(c) 第八条 機関のための税及び関税の免除の公的活動の範囲内において、

(d) 事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。

(e) 機関がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もとより機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機関の施設に提供されるようになる。

政府は、器具、家具及び備品を備えた適当な施設並びに会議施設が無償で機関の用に供され、並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機

のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

機関の施設は、不可侵とする。「文書」には、機

関が所有し又は保管するすべての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

いかんを問わず、事務局長の同意があり、かく、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

1 機関の施設は、不可侵とする。政府は、機関

の施設内に許可なく立ち入るうとしている者若しくは集団又はその近傍で機関の施設内の静穏

を意図的に妨げる者若しくは集団から機関の施設を保護するため、日本国法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国公權

力を行使する者は、事務局長の同意がありかつ事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

1 及び2の規定は、次の事項には適用しない。

(a) 第二十二条1の規定により行われる仲裁判断の執行

(b) 機関が所有し又は機関のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

(c) 第八条 機関のための税及び関税の免除の公的活動の範囲内において、

(d) 事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。

(e) 機関がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もとより機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機

のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

機関の施設に提供されるようになる。

政府は、器具、家具及び備品を備えた適当な施設並びに会議施設が無償で機関の用に供され、並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機

のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

機関は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の

免除を享有する。もともと、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄

のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

機関は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有

のためには、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

機関は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有

価証券も自由に受領し、取得し、保持し及び処分することができる。

第十一条 通信

1 機関又は本部にあるその職員あてのすべての公用通信及び機関が発出するすべての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならない。公用のものと思われる通信が違法な物又は危険な物を含んでいたりと信するに足りる合理的な理由がある場合に本國の当局が開くことができる。もつとも、これららの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、機関の職員の立会いを要しない。

2 機関は、暗号を使用し並びに公用文書を伝使又は封印袋により発送し及び接受する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特権及び免除を享有する。

3 機関は、その公用通信に関して、日本国領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十二条 刊行物の配布

機関が送付し又は機関に送付される刊行物その他の資料の配布については、いかなる方法によつても制限又は干渉をしてはならない。

- (a) 身柄の逮捕又は抑留及び手荷物の押収の免除
- (b) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が代表でなくなつた場合にも、存続する。

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十五号

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件外二件

ものについての訴訟手続及び代表が所有し若しくは運転し又は代表のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が代表でなくなつた場合にも、存続する。

住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

第十四条 職員の特権及び免除

1 機関の職員は、次の特権及び免除を享有する。

- (a) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくなつた場合にも、存続する。
- (b) 全ての公用の書類及び文書の不可侵の便益と同一の通関の便益
- (c) 自己及び配偶者に関する出入国制限、外国人登録及び査証料の免除
- (d) 為替の便益に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に対し日本国において与えられる特権と同一の特権
- (e) 手荷物に関して、外交官に与えられる通關の便益と同一の通關の便益
- (f) 為替の便益に関して、その者が政府と代表者が政府間機関との間に存在する関係のいかんを問わず適用するものとし、また、その者に与えられているいかなる特別の免除も書するものではない。
- (g) 日本国に定める特権及び免除は、政府の代表及び日本国民には与えられない。

3 1に定める特権及び免除は、政府の代表及び日本国民には与えられない。

4 特権及び免除は、機関に関連する任務の遂行における完全な独立を確保するため、代表に与えられる。加盟国が、自国の代表に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合においては、当該免除の放棄が当該加盟国によって行われるものとする。

5 事務局長は、この条の規定の実施について政府を援助するため、できる限り、代表の日本国への到着に先立ちその者の氏名を政府に通報する。

第十三条 事務局長の特権及び免除

次条に定める特権及び免除のほか、機関の事務局長は、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住する。

住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

1 機関に関連する任務を遂行し又は機関のための任務を遂行する専門家は、その任務の遂行上行われる旅行に費やす時間と含めて、任務の期間中、任務を遂行するために必要な範囲内において、次の特権及び免除を享有する。

- (a) 任務の遂行上行つた行動(口頭又は書面による陳述を含む。)に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で専門家によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくなつた場合にも、存続する。
- (b) 全ての公用の書類及び文書の不可侵の便益と同一の特権
- (c) 自己及び被扶養者に関する出入国制限、外国人登録及び査証料の免除
- (d) 為替の便益に関して、日本国における外交官に与えられる特権と同一の特権
- (e) 自己及び被扶養者に関する、国際的危機の帰国の便益
- (f) 日本国で最初にその地位に就く際に家具及び手回品(自動車一台を含む。)を関税の免除を受けて輸入する権利
- (g) 自己及び被扶養者に関する、国民的服役義務の免除

2 1に定める特権及び免除のほか、D-1の等級以上の等級を有する職員に関しては、政府は、当該職員に対し、三年ごとに一台の自動車並びに合理的な量の食料、飲料(アルコール飲料を含む。)、たばこ及び衣類を、個人的な使用のため、関税の免除を受けて輸入する権利を与える。

第十六条 課税

1 機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、機関から受け取る給料及び手当に対する日本国課税を免除される。もつとも、政府は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を計算するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を有する。

2 1(c)から(g)まで及び2の規定は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員には適用しない。

3 第十七条 社会保障

機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、日本国法律によつて設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、機関は、これらの職員に関して、そのよ

機関に関連する任務を遂行し又は機関のための任務を遂行する専門家は、その任務の遂行上行われる旅行に費やす時間と含めて、任務の期間中、任務を遂行するために必要な範囲内において、次の特権及び免除を享有する。

第十五条 専門家の特権及び免除

機関に関連する任務を遂行し又は機関のための任務を遂行する専門家は、その任務の遂行上行われる旅行に費やす時間と含めて、任務の期間中、任務を遂行するために必要な範囲内において、次の特権及び免除を享有する。

- (a) 任務の遂行上行つた行動(口頭又は書面による陳述を含む。)に関するあらゆる形式の訴訟手続(自動車に係る交通犯罪で専門家によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。)の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくなつた場合にも、存続する。
- (b) 全ての公用の書類及び文書の不可侵の便益と同一の特権
- (c) 自己及び被扶養者に関する出入国制限、外国人登録及び査証料の免除
- (d) 為替の便益に関して、その者が日本国民ではなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便益と同一の特権
- (e) 手荷物に関して、その者が日本国民ではなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便益と同一の特権
- (f) 為替の便益に関して、その者が日本国民ではなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便益と同一の特権
- (g) 為替の便益に関して、その者が日本国民ではなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便益と同一の特権

2 1に定める特権及び免除のほか、D-1の等級以上の等級を有する職員に関しては、政府は、当該職員に対し、三年ごとに一台の自動車並びに合理的な量の食料、飲料(アルコール飲料を含む。)、たばこ及び衣類を、個人的な使用のため、関税の免除を受けて輸入する権利を与える。

うな社会保障制度に対するすべての強制的な拠出を免除される。

2 理事会は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。

第十八条 職員及び専門家の任命に関する通告

- 1 機関は、その職員又は専門家の任命が行われたときは、当該職員又は専門家の氏名並びに、職員の場合には、当該職員の機関における等級及び地位並びに被扶養者の氏名を、当該職員又は専門家に関するその他の関連情報とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。機関は、職員又は専門家に任命された者が職員又は専門家でなくなった場合には、当該職員又は専門家でなくなった日を、同様に、政府に通告する。
- 2 政府は、いかなる者に対しても、当該者に関して1の通告を受けるまでは、この協定によって与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。
- 3 政府は、1の通告を受けたときは、当該職員又は専門家にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国との当局との関係において身分を証明するために使用される。

第十九条 特権及び免除の目的及び適用の防止

- 1 この協定により機関の事務局長、職員及び専門家に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない機関の機能並びに特権及び免除を与える者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためのみ与えられる。
- 2 事務局長は、機関の規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとる。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件外二件

裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁判所に付託する。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人にについて合意に達しない場合には、

1 の特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、事務局長は、要請により、濫用が発生したかしないかを決定するため政府と協議する。その協議により事務局長及び政府にとつて満足な結果が得られない場合には、当該問題は、第二十一条に規定する手続に従つて解決される。

第二十条 免除の放棄

- 1 事務局長は、この協定により職員（事務局長自身を除く。）又は専門家に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると事務局長が認めることにおいて、機関の利益を害することなくこれを放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。
- 2 理事会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができる。

第二十一条 紛争の解決

- 1 機関は、日本国において自然人又は法人と契約（職員に関する規則に従つて締結される契約を除く。）を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれか一方の当事者の要請によつて仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項について合意しなければならない。
- 2 機関は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。
 - (a) 契約から生ずる1の紛争以外の私法的性格を有する紛争
 - (b) 公的的地位により免除を享有する機関の事務局長、職員又は専門家に係る紛争。ただし、その免除が前条の規定により放棄されていない場合に限る。

- 1 この協定の修正に関する協議は、政府又は機関のいづれか一方の要請によつて行われる。いざれの修正も、相互の合意によつて行われる。
- 2 この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国法令を遵守することとは、機関並びに特権及び免除を享有するすべての者の義務である。

第二十三条 修正

- 1 この協定の修正に関する協議は、政府又は機関のいづれか一方の要請によつて行われる。いざれの修正も、相互の合意によつて行われる。
- 2 この協定は、政府及び機関がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、政府と機関との間の合意により終了させることができる。この協定は、機関の本部が日本国領域から移転する場合又は機関の清算の場合には、その移転又は清算及び日本国における機関の財産の処分に要する合理的な期間の後、効力を失う。

- 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの協定に署名した。
- 千九百八十八年二月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。
- 日本国政府のため
宇野宗佑
- 国際熱帯木材機関のために
フリーザイラ・ビン・チャ・イエオム
- 審査報告書
- 一千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
- 昭和六十三年四月二十一日
- 参議院議長 藤田 正明殿 外務委員長 森山 真弓
- 一、委員会の決定の理由
- この協定は、一千九百七十九年の国際天然ゴム協定に代わるもので、緩衝在庫の運用その他の措置を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国の天然ゴムの輸出国である開発途上国との経済発展への協力に資することが期待されるので、妥当な措置と認めた。
- 一、費用
- 国際天然ゴム機関の運営勘定に対する分担金として昭和六十三年度予算に千三百二十三万円が計上されている。また、同機関の緩衝在庫勘定に対しても、海外経済協力基金より七十三億円の拠出を行うこととしている。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十三年三月三十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結に基づき、国会の承認を求める。

前文

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千二百二号(第六回特別会期)

第一章 目的

千九百八十七年の国際天然ゴム協定(以下「この協定」という。)は、国際連合貿易開発会議が採択した一次產品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、第二百二十四号(第五回会期)及び第二百五十五号(第六回会期)に定める目的で関連をするものを達成するため、特に、次の目的を有する。

(a) 天然ゴムの供給と需要との間の均衡のとれた拡大を達成すること、ひいては、天然ゴムの過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和に寄与することとなること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なう天然ゴムの価格の過度の変動を回避することにより並びに生産者及び消費者の利益となるよう市場の長期的傾向を乱すことなく天然ゴムの価格を安定したものとすることにより、天然ゴムの取引における安定した状態を達成すること。

(c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出収入の安定に寄与すること及び公正なかつ採算のとれる価格による天然ゴムの輸出量の増大により加盟輸出国の輸出収入を増加させること、ひいては、活発かつ持続的な天然ゴムの生産の増加を図るために必要な刺激を与えること並びに急速な経済成長及び社会開発のための資金を得ることに寄与することとなること。

(d) 加盟輸入国への需要を満たすために十分な量の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給の確保に努めること並びに天然ゴムの供給についての信頼性及び継続性を向上させるこ。

(e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合における生産者、消費者及び天然ゴム市場にとって有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすことを認識して、

更に、天然ゴムの価格を安定したものとすることが生産者、消費者及び天然ゴム市場にとって有益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすことを認識して、

次のことおり協定した。

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千二百一号(第六回特別会期)及び第三

(f) 天然ゴム及びその加工品につき市場への進出の機会及び貿易が拡大するよう努力すること。

(g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び開発を促進することにより、天然ゴムの競争力を向上させること。

(h) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通に関する改善が行われることを容易にしかつ促進するため、天然ゴムをめぐる経済活動の効率的な発展を奨励すること。

(i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす問題に関する国際協力及び協議を促進すること並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画その他の計画の推進及び調整を容易にすること。

第二章 定義

第一条 定義

(1) 「天然ゴム」とは、ヘヴェア・プラジリエンスイス及び他の植物(他の植物については、理事会がこの協定の対象とすることを決定することができる)から採取される固体状又は液体状の加硫してないエラストマーをいう。

(2) 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第五条の政府間機関をいう。

(3) 「加盟国」とは、(2)に定義する締約国をいう。

(4) 「加盟輸出國」とは、天然ゴムを輸出していけるためには、理事会の同意を得ることを条件とする。

(5) 「加盟輸入國」とは、天然ゴムを輸入している

加盟国で自國が加盟輸入國であると宣言したものをいう。ただし、加盟輸出國であると宣言したものは、加盟輸出國として認められる。

関をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴム理事会をいう。

(8) 「特別多數票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

ただし、出席しかつ投票する加盟国の区分ごとの半数以上がこれらの数の票を投ずることを条件とする。

(9) 「天然ゴムの輸出」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることをいい、「天然ゴムの輸入」とは、天然ゴムがいずれかの加盟国の関税地域内に入り、かつ、当該関税地域内において商取引の対象となることをいう。

ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域とは、当該加盟国の関税地域の全体を意味するものとする。

(10) 「区分」との単純過半数票とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入國が投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。

(11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド及び合衆国ドルをいう。

(12) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

(13) 「効力発生」とは、第六十条の規定によるこの協定の暫定的又は確定的な効力発生をいう。

(14) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)をいう。

(15) 「マレイシア＝シンガポール・セント」とは、実勢為替相場によるマレイシア・センとシンガポール・セントとの平均値をいう。

(16) 「時間の要素を加重した各加盟国の純提出額」とは、各加盟国の純現金拠出額を構成する各部

分を当該部分が緩衝在庫に拠出されていた日数

により加重したものとの合計をいう。日数の計算に当たつては、機関が拠出を受領した日、払戻しが行われた日及びこの協定が終了する日は、考慮しない。

第三章 組織及び運用

第三条 国際天然ゴム機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設立された国際天然ゴム機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、国際天然ゴム理事会、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によつてその機能を営む。

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランプールに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟国

(a) 加盟輸出国

1 加盟国の区分は、次のとおりとする。

2 理事会は、第二十四条及び第二十七条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多数票による議決で同意することを条件として、その属する区分を変更することができる。

3 各締約国は、機関の单一の加盟国となる。

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他 の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのよう

な政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関する議決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権行使する。この場合において、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権行使しない。

3 第四章 国際天然ゴム理事会

第六条 国際天然ゴム理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際天然ゴム理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により出席する代表代理及び随員を指名することができ

る。

3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わって行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。ただし、理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第四十一条の規定の適用がある場合のほか、資金を借り入れる能力を有せず、また、第三十条第1項に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者に対し、書面による通告を行うことにより回することができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、1の規定により委員会に対して行つた権限の委任を撤回することができる。

第九条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができる。

2 理事会は、また、適当な国際的な非政府機関を確保する。もつとも、同条4の規定が書面にて適用の通告又は加入というときは、そのよう

より通告されない場合であつても、当該契約は、無効とならず、また、加盟国の債務の限定が放棄されたとはみなされない。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手続規則、第十八条に規定する委員会の手続規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。

4 理事会は、各年につき、議長一人及び副議長一人を選出する。

5 理事会は、議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げるものではない。

6 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時に欠けた場合には、議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出國又は加盟輸入國の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行ふ新規の役員を選出することができる。

7 議長及び理事会の会合において議長の職を行つてゐるその他の役員は、その会合において投票権行使することができない。もつとも、これららの者が代表する加盟国の投票権は、第六条第3項又は第十五条の2及び3の規定に従つて行使することができる。

8 理事会は、他の職員

9 第十二条 事務局長、緩衝在庫管理官その他他の職員

第十一条 事務局長及び緩衝在庫管理官の任用の条件

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長及び緩衝在庫管理官を任命する。

2 理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定及び理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対し責任を負う。

4 緩衝在庫管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、事務局長及び理事会に対して責任を負う。

5 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局長が緩衝在庫の効果的な機能を確保することができるよう、緩衝在庫の運用の概略を絶えず事務局長に通報しておく。

6 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

7 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、ゴム産業、ゴムの取引その他ゴムに関係する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

3 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、理事会が負うこととなる追加の費用を支弁する。

4 会期の通知及び会期における議題は、理事会の議長と協議の上、少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。

1 加盟輸出国会期は、加盟輸出国会期においては、加盟輸出国会期の開催する年における年次会期と同一の年である。

2 いづれの加盟輸出国会期も、千票のうちから一の基本票を与えられる。ただし、天然ゴムの年間の純輸出量が一万トン未満である加盟輸出国会期では、基本票を与えない。残余の票は、票に対する割合の割合をもとに計算する。

3 加盟輸入国会期は、加盟輸入国会期においては、加盟輸入国会期の開催する年における年次会期と同一の年である。

4 会期の開催日は、加盟輸出国会期の開催日と同一の日である。

5 会期の開催日は、加盟輸入国会期の開催日と同一の日である。

6 会期の開催日は、加盟輸出国会期の開催日と同一の日である。

7 会期の開催日は、加盟輸入国会期の開催日と同一の日である。

8 会期の開催日は、加盟輸出国会期の開催日と同一の日である。

1 理事会の会合においては、過半数の加盟輸出国会で、加盟輸出国会の総票数の三分の一以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国会で、加盟輸出国会の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国会で、加盟輸出国会の総票数の三分の二以上を有するものとみなし。

2 他の加盟国からその票の投票を委任された加盟国は、その委任の範囲内で票を投する。

3 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

4 第十六条 定足数

5 球数は、一未満の端数を伴つてはならない。

6 球数は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、当該会計年度について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。その後の会計年度については、理事会は、当該会計年度の第一回通常会期の始まりに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。

7 機関の加盟国構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、影響を受ける加盟国の区分についてその票をこの条の規定に従つて再配分する。

8 第六十四条の規定に基づく加盟国除名又は第六十二条若しくは第六十三条の規定による加盟国脱退の結果加盟国のいずれかの区分における残余の加盟国貿易比率の合計が八十分の二セント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に、残余の加盟国に不当な財政上の負担を生じさせることなく緩衝在庫の効果的な運用を維持することの必要性を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将来について決定を行う。

1 加盟国は、自國が理事会において有するすべての票を投する権利を有するが、この権利を行つてはならない。

2 第十五条 投票手続

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2 加盟国が第十五条の規定を適用して票を理事会の会合において投する場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したるものとみなす。

3 第十八条 委員会の設置

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。

(a) 運営に関する委員会	運営に関する委員会
(b) 緩衝在庫の運用に関する委員会	緩衝在庫の運用に関する委員会
(c) 統計に関する委員会	統計に関する委員会
(d) 他の措置に関する委員会	他の措置に関する委員会
1 理事会は、また、特別多數票による議決で、これら以外の委員会を設置することができる。	1 理事会は、理事会对して責任を負うものとし、理事会は、特別多數票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。
2 委員会は、理事会对して責任を負うものとし、理事会は、特別多數票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。	2 委員会は、理事会对して責任を負うものとし、理事会は、特別多數票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。
3 機関は、本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政	3 機関は、本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政
4 府に要請する。	4 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを一又は二以上の政府と締結することができる。
5 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。	5 機関の本部が他の国に移転する場合には、当該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。
6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。	6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
7 (a) その政府が接受政府である国から機関の本部が移転する場合	7 (a) その政府が接受政府である国から機関の本部が移転する場合
8 (b) 機関が存在しなくなる場合	8 (b) 機関が存在しなくなる場合
9 第六章 勘定及び会計検査	9 第六章 勘定及び会計検査
10 1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。	10 1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。
11 (a) 緩衝在庫勘定	11 (a) 緩衝在庫勘定
12 2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。	12 2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。
13 第二十七条の規定に基づく加盟国からの拠出、緩衝在庫からの売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定からの預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取り扱い、維持、入替え及び保険に要する費用	13 第二十七条の規定に基づく加盟国からの拠出、緩衝在庫からの売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定からの預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取り扱い、維持、入替え及び保険に要する費用
14 3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出は、原則として、第二十四条の規定に従つて決定される加盟国との分担金によつて負担される。	14 3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出は、原則として、第二十四条の規定に従つて決定される加盟国との分担金によつて負担される。
15 4 機関は、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会に対する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。	15 4 機関は、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会に対する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。
16 第二十二条 支払の形式	16 第二十二条 支払の形式
17 1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。	17 1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。
18 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後、できる限り速やかに、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後、六十日を経過した後遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。運営勘定及び緩衝在庫勘定の決算書は、理事会がその後開催される最初の通常会期において適宜検討し、承認する。会計検査を行つた運営勘定の決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。	18 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後、できる限り速やかに、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後、六十日を経過した後遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。運営勘定及び緩衝在庫勘定の決算書は、理事会がその後開催される最初の通常会期において適宜検討し、承認する。会計検査を行つた運営勘定の決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。
19 第二十三条 会計検査	19 第二十三条 会計検査
20 1 理事会は、最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその第一回会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日までに支払を行う。この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金の額は、前条3の規定に従つて決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日で生ずる。	20 1 理事会は、最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその第一回会期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日までに支払を行う。この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金の額は、前条3の規定に従つて決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日で生ずる。
21 2 加盟国が1の規定による分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、機関における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。	21 2 加盟国が1の規定による分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、機関における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。
22 3 その他の分担金を支払わない場合には、この協定に基づく当該加盟国すべての権利は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。	22 3 その他の分担金を支払わない場合には、この協定に基づく当該加盟国すべての権利は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。
23 4 分担金の支払の義務が生じた日以後についての	23 4 分担金の支払の義務が生じた日以後についての

2 基準価格は、この協定の効力発生の日において一キログラム当たり二百一・六六マレインアリシンガポール・セントとする。ただし、千九百八十七年三月二十日に適用されている基準価格が千九百七十九年の国際天然ゴム協定の終了の前に改定される場合には、基準価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の国際天然ゴム協定が終了する時点に適用されている水準に調整する。

3 上方介入価格及び下方介入価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の十五パーセント相当する価額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。

4 上方介入義務価格及び下方介入義務価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の二十パーセントに相当する価額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。

5 3及び4の規定に従つて算定される価格のセント未満の端数は、四捨五入する。

6 この協定の効力発生の日において、下方指示価格は一キログラム当たり百五十マレインアリシンガポール・セントとし、上方指示価格は一キログラム当たり二百七十マレインアリシンガポール・セントとする。千九百八十七年三月二十日に適用されているこれらの価格が千九百七十九年の国際天然ゴム協定の終了の前に改定される場合には、これらの価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の国際天然ゴム協定が終了する時点に適用されている水準に調整する。

第三十条 緩衝在庫の運用

1 第三十二条に規定する市場の指標価格が、前条に定める価格帯又は次条及び第三十九条の規定に従つて改定された価格帯との関係において上方介入義務価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、

市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至るまで天然ゴムを売りに出すことにより上方介入義務価格を守る。

(b) 上方介入価格を上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るため天然ゴムを売却することができます。

(c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間の価格である場合には、緩衝在庫管理官は、第三十五条に定めた在庫の入替についての責任を果たす場合を除くほか、天然ゴムの購入及び売却のいずれも行つてはならない。

(d) 下方介入価格を下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、下方介入義務価格を守るために天然ゴムを購入することができる。

(e) 下方介入義務価格に等しい場合又はこれを下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方介入義務価格を上回るに至る時まで天然ゴムを買入することにより下方介入義務価格を守る。

2 理事会は、緩衝在庫に係る購入又は売却が四十万トンに達した場合には、特別多数票による議決で、それぞれ、次のいずれの価格で緊急用緩衝在庫の運用を開始するかにつき決定を行う。

(a) 下方介入義務価格又は上方介入義務価格と価格又は上方介入義務価格との間の価格の間の価格

3 理事会が2の規定に従つて特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格を一キログラム当たり二マレインアリシンガポール・セント下上回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し下方指示価格を守るように、また、市場の指標価格が上方指示価格を一キログラム当たり二マレインアリシンガポール・セント下回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を

開始し上方指示価格を守るように緊急用緩衝在庫を使用する。

4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のいずれについても、市場の指標価格が下方指示価格を下回ることのないよう、また、上方指示価格を下回ることのないよう、緩衝在庫の有するすべての機能は、十分に活用する。

5 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の運用により行うものとし、また、遅くとも三ヶ月以内に引き渡される現物のゴムを対象として行う。

6 理事会は、緩衝在庫の運用を容易にするため、確立された倉庫の置かれる場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支那部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。

7 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の取引及び緩衝在庫勘定の資金状況に関する月例の報告書を作成する。月例報告書は、当該月の末日から三十日後に加盟国が入手することができるようになる。

8 緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫のすべての運用（在庫の入替えを含む。）に係る量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫勘定の資金状況に関する情報には、預託に係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十一条2に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十一条 価格帯の検討及び改定

A 基準価格

1 基準価格の検討及び改定は、このAの規定に達する場合には、事態についての評価を行なため理事会の特別会期を招集する。最初の招集は千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた最後の評価の後に、その後の招集はこの2の規定により行われた前回の評価の後に、純変動量が十万トンに達した場合に行われる。理事会は、特別多数票による議決で、次の措置及び他の適切な措置をとることを決定することができる。

(a) 緩衝在庫の運用の停止

(b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更

(c) 基準価格の改定

2 基準価格の検討及び改定は、このAの規定に達する場合には、事態についての評価を行なため理事会の特別会期を招集する。最初の招集は千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた最後の評価の後に、その後の招集はこの2の規定により行われた前回の評価の後に、純変動量が十万トンに達した場合に行われる。理事会は、特別多数票による議決で、次の措置及び他の適切な措置をとることを決定することができる。

(a) 緩衝在庫の運用の停止

(b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更

(c) 基準価格の改定

3 (a) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条の規定により行われた基準価格の最後の検討は十五箇月ごとに理事会が行う。

改定、(b)この3の規定により行われた基準価格の最後の改定又は(c)2の規定により行われた基準価格の最後の改定のうち最近の改定の後において緩衝在庫に係る純購入量又は純売却量が三十万トンに達した場合には、その時点における基準価格は、それぞれその三パーセントに相当する価額を当該基準価格から減じた価格又は当該基準価格に加えた価格に改定する。ただし、理事会が特別多数票による議決で基準価格を三パーセントより高い百分率により引き下げ又は引き上げることを決定する場合は、この限りでない。

4 基準価格の調整は、いかなる理由があつても、調整後の下方介入義務価格が下方指示価格を下回り又は調整後の上方介入義務価格が上方指示価格を上回ることとなるものであつてはならない。

B 指示価格

5 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができる。

6 理事会は、指示価格の改定が市場の傾向及び条件の変化に即して行われることを確保する。このこととの関連において、理事会は、天然ゴムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫に保有される天然ゴムの量並びに緩衝在庫勘定の資金状況を考慮に入れる。

7 下方指示価格及び上方指示価格は、次の場合に検討する。

- (a) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条7(a)の規定による最後の検討の三十箇月後。ただし、この協定が千九百八十八年五月一日後に効力を生ずる場合には、最初の検討はこの協定による理事会の第一回会期において、その後の検討は三十箇月ごとに行う。
- (b) 例外的な事態においては、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国のおよびある場合
- (c) 基準価格につき、(i)下方指示価格の最後の

改定の後若しくは千九百七十九年の国際天然ゴム協定の効力発生の後下方に、又は(ii)上方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百七十九年の国際天然ゴム協定の効力発生の後上方に、3の規定による三パーセント以上の改定及び1の規定による五パーセント以上の改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による合計八パーセント以上の改定が行われる場合。ただし、基準価格の最後の改定の後六十日の間における日ごとの市場の指標価格の平均がそれぞれ下方介入価格を下回っていること又は上方介入価格を上回っていることを条件とする。

8 5から7までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間ににおける日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を下回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間ににおける日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

- 第三十二条 市場の指標価格
- 1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クアラ・ランプール、ロンドン、ニューヨーク及びシンガポールの各市場における日ごとの当月限物の公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ゴムの市場を反映したものとする。このようにこれらの価格を加重平均したものとする。日ごとの市場の指標価格は、当初は、RSS一号、RSS三号及びTSR二十番の価格を基礎として算定するものとし、それについての加重値は、均等なものとする。すべての建値は、マレーシア・シンガポール通貨によるマレイシア港・シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事会は、日ごとの市場の指標価格の算定につき品種・等級の構成及び加重値並びに計算方法を検討するものとし、また、特別多数票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ゴムの市場を反映したものとすることを確保するためにこれらを変更することができる。

3 最近の五市場日における日ごとの市場の指標価格の平均がこの協定に規定する価格を上回っている場合、これに等しい場合又はこれを下回っている場合には、市場の指標価格は、それぞれ当該この協定に規定する価格を上回っていると、これに等しいと又はこれを下回っているとみなす。

第三十三条 緩衝在庫の構成

1 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫として用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の国際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 緩衝在庫として用いることが認められる最も低の品種・等級は、RSS三号及びTSR二十番とする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前暦年の天然ゴムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

- 2 緩衝在庫につき、市況の変化、この協定の目的である安定化の達成及び商業上の見地からそぞろに緩衝在庫の構成を変更することとする。この質を高い水準に維持する必要性を反映した構成成とすることを確保するために必要な場合には、理事会は、特別多数票による議決で、一定の基準又は選択された品種若しくは等級を変更することができる。
- 3 緩衝在庫管理官は、この協定の目的である安定化を推進するとともに、緩衝在庫について天然ゴムの輸出又は輸入の形態を反映した構成とするよう努める。
- 4 理事会は、価格を安定させるために必要な場合には、特別多数票による議決で、1に緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

合には、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

1 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することのできる場所に置く。この原則に従い、緩衝在庫は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の領域に置く。緩衝在庫の加盟国間の配置については、費用の最小化を図るとともにこの協定の目的である安定化を達成することができるような方法で行う。

2 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、理事会によつて決定される基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

- 3 この協定の効力発生の後、理事会は、倉庫の一覧表及び倉庫の使用に必要な措置を確定及び承認する。理事会は、必要な場合には、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の理事会が承認した倉庫の一覧表及び同理事会が決定した基準を検討し、これらを適宜維持し又は修正することができる。
- 4 理事会は、また、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている場所を変更するよう指示することができる。
- 5 緩衝在庫の入替え
- 6 緩衝在庫管理官は、すべての緩衝在庫がその品質につき商業上の見地から高い水準において購入され及び維持されることを確保する。緩衝在庫管理官は、この水準を確保するために必要な場合に、緩衝在庫に保管されている天然ゴムを入れ替えるものとし、この場合において、緩衝在庫の入替えに要する費用及び入替えが市場の安定に及ぼ

す影響に適切な考慮を払う。入替えに要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第三十六条 緩衝在庫の運用の制限又は停止

1 理事会は、第三十条の規定にかかるとおり、同会期が開催されている場合において、同会期に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるとときは、特別多数票による議決で、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

2 事務局長は、理事会の会期が開催されていない場合において、第三十条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、議長と協議を行つた後、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 事務局長は、2の規定に基づき緩衝在庫の運用を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。理事会は、第十三条4の規定にかかるとし、特別多数票による議決で、制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事会が当該会期において何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

4 理事会は、この条の規定に基づき決定した緩衝在庫の運用の制限又は停止が効力を有する間は、三箇月を超えない間隔でその決定を検討する。この検討を行うための会期において、理事会が特別多数票による議決で制限若しくは停止の継続を追認しない場合又は何らの決定も行わない場合には、緩衝在庫の運用は、制限なしに再開する。

第三十七条 緩衝在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衝在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限の最終日までに履行しない場合に

は、当該加盟国は、支払が延滞しているものとは、2に規定する事項に關する投票においては、加盟国でないとみなされる。

第三十八条 緩衝在庫勘定に係る投票権の停止

1 に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事会における投票権その他の権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決議を行わない限り、停止される。

2 支払が延滞している加盟国は、支払期限の最終日から六十年支払が延滞していた加盟国による利子を負担する。他の加盟輸出国による延滞額の補填は、自發的に行われるものでなければならない。

3 加盟国が延滞額を補填してい場合には、当該加盟国は、完全に返済を受ける。

4 六十日以上支払が延滞していた加盟国投票権その他の権利は、延滞していた支払が行われたと理事会が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞額を補填してい場合には、当該加盟国は、完全に返済を受ける。

第三十九条 緩衝在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事会は、各会計年度の第一回通常会期における票の再配分に当たり又は機関の加盟国に変更がある場合にはその都度、この条の規定により、各加盟国が緩衝在庫勘定に対して行つた拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純現金拠出額。この額は、この協定の効力発生の後各加盟国が支払ったすべての拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減ずることによって算定する。

(b) 総計純拠出要請額。この額は、一連の拠出要請額の合計額から2の規定により返還された額の合計額を減ずることによつて算定する。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第十一条の規定により改定された各加盟国の理事

会における票数の比率に基づき及び第二十七

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

第四十条 緩衝在庫勘定の清算手続

1 緩衝在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衝在庫勘定の資産を清算するための又は当該資産を天然ゴムに関する新

5 緩衝在庫勘定における現金の額が加盟国の純現金拠出額を超過する場合には、当該加盟国は、この協定の終了の際に配分される。

第三十九条 緩衝在庫及び為替相場の変動

1 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、事務局長は、第三十六条の規定により理事会の特別会期を招集するものとし、また、加盟国は、第十三条の規定に基づき特別会期の開催を要請することができる。理事会は、十日以内に会合し、第三十六条の規定に基づいて事務局長がとつた措置を追認し又は解除するものとし、また、第三十一条1の第一文及び同条6の第一文の原則に従い、特別多数票による議決で、適當な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを決定することができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、理事会の適時な招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定するための方式を定める。

3 マレイシア・リンギット・シンガポール・ドルとの為替相場上の乖離により緩衝在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、理事会は、状況を検討するために会合するものとし、單一の通貨の採用につき検討することができる。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

額を見積るものとし、当該総額を別個の勘定に保留しておく。緩衝在庫勘定の残高が当該費用を支弁するためには、緩衝在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴムを緩衝在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、次的方式により算定する。

- (a) 緩衝在庫の価額は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十二条にいう各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日に先立つ三十市場日中の最低値であるものを乗じた価額を合計して算定する。
- (b) 緩衝在庫勘定の価額は、緩衝在庫の価額にこの協定の終了の日における緩衝在庫勘定の現金資産の額を加えた価額から1の規定により保留される額を減じた価額とする。
- (c) 各加盟国の純現金拠出額は、この協定的有效期間内各加盟国が行つた拠出の合計額から第三十八条の規定により返還された額の合計額を減じた額とする。この場合において、第三十七条の規定に従つて支払われた延滞損害金は、緩衝在庫勘定に対する拠出に含まれない。
- (d) 緩衝在庫勘定の価額が各加盟国の純現金拠出額を合計した額を上回る場合又は下回る場合には、余剰分はこの協定に定義する時間の要素を加重した各加盟国の純拠出額に比例して各加盟国に割り当て、不足分は各加盟国が加盟国であつた期間に有した票数の平均に比例して各加盟国に割り当てる。各加盟国が負担すべき不足分の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いすれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。
- (e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純現金拠出額につき緩衝在

庫勘定の(b)の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当つられた額に係る減額又は増額をした額から、未払の延滞損害金の額を減じた額とする。

3

この協定がその終了後直ちに天然ゴムに関する新たな国際協定によつて置き替えられることとなる場合には、理事会は、特別多数票による議決で、新たな国際協定に参加する意思を有する加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分を新たな国際協定の必要とするところに従つて新たに国際協定の下に効率的に移転させることを確保するための手続を採択する。新たな国際協定に参加することを希望しない加盟国は、自國が緩衝在庫勘定について有する持分につき、次のように支払を受ける権利を有する。

- (a) 緩衝在庫勘定に対する各加盟国の純現金拠出額を合計した額に占める当該加盟国の持分の百分率により支払を受ける。
- (b) 緩衝在庫勘定に対する各加盟国の純現金拠出額を合計した額に占める当該加盟国の持分の百分率に比例して、三箇月以内に、使用することができる現金から支払を受ける。
- (c) 秩序立つた売却によつて又は新たな国際協定の下への時価による移転によつて緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分は、十二箇月以内に完了させる。ただし、理事会が特別多数票による議決で(b)の規定に基づく支払の額を増加することを決定する場合は、この限りでない。

4

この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十六条の規定による最長の期間内に次の条件に従つて行われる緩衝在庫の秩序立つた処分を規律する手続を採択する。

- (a) 天然ゴムは、新たに購入してはならない。
- (b) 機関は、新たな費用を負担してはならない。ただし、緩衝在庫の処分に要する費用は、この限りでない。

5

緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定によ

り算定される各加盟国の持分に比例してそれぞれの加盟国に直ちに分配する。もつとも、この規定は、6の規定に基づきいずれかの加盟国が

天然ゴムを受け取ることを選択する権利を害するものではない。

6 加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自

己が緩衝在庫勘定の資産について有する持分につき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分に係る調整及び支払のための適切な手続を採択する。調整に当たつては、次の事項を考慮する。

- (a) 2(a)に規定する天然ゴムの価格と緩衝在庫の全部又は一部が緩衝在庫の処分に関する手続に従つて売却される価格との乖離。
- (b) 清算の費用の見積額と実際の額との相違。

理事会は、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合し、加盟国についての最終的な会計上の決済をその会合の後三十日以内に終えるようにする。

第九章 一次產品のための共通基金との関係

第四十一条 一次產品のための共通基金との関係

第一次のための共通基金

第一次のための共通基金が活動を開始する場合には、理事会は、一次のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。理事会は、この制度をより譲り受けた場合に、理賛会は、特別多数票による議決で、第六十六条の規定による

ための方法及び手段

の措置

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを維持する政策及び計画を可能

な限り追求することを約束する。

加盟輸入国は、天然ゴムにつき自國の市場への進出の機会を維持する政策を可能な限り追求することを約束する。

2 第四十三条 他の措置

この協定の目的を達成するため、理事会は、次のことを促進することを目標とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

- (a) 加盟生産国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐる経済活動を発展させること、ひいては、加盟生産国の大輸出収入を増加させ、同時に、供給の信頼性向上させること。このため、他の措置に関する委員会は、次のものを決定するために経済的及び技術的分析を行う。
- (b) 加盟輸出国及び加盟輸入国との利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する総合計画及び事業計画(特定の分野における科学的研究に関する活動を含む)。
- (c) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの生産性を向上させるための総合計画及び事業計画。
- (d) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの製品形態の統一を達成するための方法及び手段。
- (e) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法。
- (f) 天然ゴムの最終用途を開拓すること。このため、他の措置に関する委員会は、天然ゴムの用途の拡大及び新たな用途をもたらす総合計画及び事業計画を選定するために適当な経済的及び技術的分析を行う。

理事会は、1の措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、十分な資金が

国際金融機関、一次のための共通基金(設立された場合)の第二勘定その他の適当な資金源から提供されることを促進しきつ容易にするよう努める。

3 理事会は、適当な場合には、この条の規定による特定の措置の実施を促進するため、加盟国及び国際機関その他の機関に対し勧告を行うことができる。

4 他の措置に関する委員会は、理事会が決定したその実施の促進及び勧告に係る措置についての進捗状況を定期的に検討するものとし、その検討につき理事会に報告する。

第十一章 国内政策に関する協議

第四十四条 協議

理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいづれの政府の政策についても協議する。理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

第十二章 統計、研究及び情報

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、理事会に対し、天然ゴムの生産、消費及び貿易に関する品種・等級別の入手可能な資料を速やかにかつ可能な限り提供する。

3 理事会は、また、この協定を十分に機能させるために必要な他の提供可能な情報（関連分野についての情報を含む。）を提供するよう加盟国に要請することができる。

4 加盟国は、自國の国内法に適合する範囲内で、かつ、自國にとって最も適切な方法により、1から3までに規定する統計及び情報を妥当な期間内に可能な限り提供する。

5 理事会は、天然ゴムの生産、消費、在庫、貿易及び価格並びに天然ゴムの需要及び供給に影響を及ぼす他の要素に関する最新の信頼し得る資料の入手に資するため、適切な国際機関（国際ゴム研究会を含む。）及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

6 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないことを確保するよう努める。

7 第四十六条 年次評価、予測及び研究する政府間機関及び国際機関からの情報を参考として、世界の天然ゴム事情及び天然ゴムの関連分野に関する年次評価を作成する。

8 理事会は、また、少なくとも半年に一回、その後六箇月の間の天然ゴムの生産、消費、輸出及び輸入の予測を、可能な場合には品種・等級別に、行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

9 理事会は、天然ゴムの生産、消費、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い又はこれららの研究を行ったために適当な措置をとる。

第四十七条 年次検討

1 理事会は、毎年、第一条に定める目的に照らしこの協定の実施について検討するものとし、その検討の結果を加盟国に通報する。

2 理事会は、1の通報の後、加盟国に対して勧告を行い、その後、自己の権限の範囲内でこの協定を一層効果的に実施するための措置をとることができる。

第十三章 雜則

第四十八条 加盟国の一般的義務及び債務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するよう最も最善の努力を払はねばならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるよう天然ゴムをめぐる経済活動についての成長及び近代化を促進するため、当該経済活動に関する状況を改善するよう並びに天

然ゴムの生産及び利用を奨励するよう努める。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾するものとし、これらの決定を制限する効果又はこれらに反する効果を有することとなる措置をとらない。

4 この協定の運用上生ずる加盟国の債務（機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない。）は、第七章及び第八章の規定に従つて行われる運営勘定に対する分担金の支払及び緩衝在庫の費用の負担に係る加盟国の義務並びに第四十一条の規定により理事会が負うことができる義務の範囲に限定される。

5 理事会は、加盟国に規定する世界の天然ゴム事情に関する年次評価に従い、生の、半加工した又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となつているものを認定する。

第四十九条 貿易に対する障害

1 理事会は、加盟国は、自國の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることとなる労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第五十条 苦情及び紛争

1 いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てた加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議をした後、苦情に係る事案についての決定を行おいて探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十一条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造

1 理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び市場に供給された製品の費用を軽減するため、合理的かつ公平な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励しつつ容易にするものとする。

2 開発途上加盟輸入国及び後開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自國の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適當な特別の救済措置をとるよう申請することができる。（a）当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国との他の権利（理事会又は第十

に従つて適切な特別の救済措置をとることにつき検討する。

第五十二条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急な事態又は不可抗力のため加盟国との協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務が履行不可能である理由に関する加盟国の説明を認容したときは、特別多数票による議決で、その義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国との義務を免除するに当たり、その免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十三条 公正な労働基準

1 加盟国は、自國の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることとなる労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第五十四条 苦情

1 いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てた加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議をした後、苦情に係る事案についての決定を行おいて探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十五条 特別の救済措置

1 いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てた加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議をした後、苦情に係る事案についての決定を行おいて探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十六条 開発途上加盟輸入国及び後開発途上加盟国

1 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に違反していると認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができ。

2 当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国との他の権利（理事会又は第十

八条の規定により設置される委員会の役員の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成国に選出される権利を含む。)を停止すること。

(b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第六十四条の規定に基づく措置をとること。

第五十五条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係加盟国の間で解決されないものは、当該紛争の当事国であるいづれかの加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国であつて総票数の三分の一以上を有するものは、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行うに先立つて係争中の問題につき3の規定により構成される諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

(a) 諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の五人の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これら者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これら者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国及び非加盟国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いづれの政府からも指示

八条の規定により設置される委員会の役員の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成国に選出される権利を含む。)を停止すること。

(b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第六十四条の規定に基づく措置をとること。

第五十五条 紛争

この協定は、一千九百八十七年五月一日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、一千九百八十五年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第五十七条 寄託者

国際連合事務総長は、ここにこの協定の寄託者として指名される。

第五十八条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自國の憲法上又は組織上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、一千九百八十九年一月一日までに寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができ。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自國が加盟輸出国又は加盟輸入国のはずであるかを宣言する。

第五十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することができない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的にしかし完全に適用する旨を、いつでも寄託者に通告することができる。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 (d) 諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を探査した後、特別多数票による議決で、当該紛争について決定を行う。

第十五章 最終規定

この協定は、一千九百八十七年五月一日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、一千九百八十五年の国際連合天然ゴム会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第五十九条 暫定的効力

1 1の規定にかかわらず、いづれの政府も、この協定を自國の憲法上又は立法上の手続による制限の範囲内においてのみ適用する旨を、暫定的適用の通告書に明記することができる。もつとも、当該政府は、運営勘定に係るすべての資金上の義務を履行する。このような暫定的適用の通告を行つた政府は、この協定の暫定的効力が発生から十二箇月を経過した後ににおいては暫定的加盟国としての資格を有することができない。当該十二箇月の期間内に緩衝在庫勘定に対する資金の拠出を要請する必要がある場合には、理事会は、この2の規定に基づいて暫定的加盟国としての資格を有している政府の地位について決定を行う。

第六十条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附屬書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の八十パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、一千九百八十七年十月二十三日までに又はその後のいづれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、一千九百八十七年十月二十三日又は当該その後のいづれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、附属書Aに掲げるところにより純輸出量の総計の七十五パーセント以上の純輸出量を有する国の政府及び附屬書Bに掲げるところにより純輸入量の総計の七十五パーセント以上の純輸入量を有する国の政府が、一千九百八十七年十月二十三日までに又はその後のいづれかの日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定に係る資金上の約束を完全に引き受けた場合には、一千九百八十七年十月二十三日又は当該その後のいづれかの日に確定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、この協定が2の規定に基づいて一千九百八十九年一月一日までに暫定的に効力を生じなかつた場合には、その後の実行可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。その会合は、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的又は確定的に発効させるために必要な措置をとるべきかどうかにつき、これらの政府に対し勧告を行うことを目的とする。国際連合事務総長は、その会合において結論が得られなかつた場合において、適当と認めるときは、そのような会合を再び招集することができる。

4 理事会は、1に定めるこの協定の確定的効力発生の要件が2の規定に基づくこの協定の暫定的効力発生の後十二箇月以内に満たされないと認める場合には、この十二箇月の期間の満了の日の遅くとも一箇月前までにこの協定の将来につき検討し、1の規定に従うことの条件として、特別多数票による議決で、次のことを決定する。

(a) この協定の全部又は一部をその時ににおける加盟国との間で確定的に発効させること。

(b) この協定の全部又は一部につき、暫定的効力発生の状態をその時における加盟国との間に更に一年間継続させること。

(c) この協定について再交渉をすること。

理事会が何らの決定も行わなかつた場合には、この協定は、この十二箇月の期間が経過した後終了する。理事会は、この4の規定によつて行つた決定を寄託者に通報する。

- 5 この協定は、この協定の効力発生の後批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。
- 6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。
- 第六十一条 加入**
- 1 この協定は、すべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、理事会が定める条件に基づいて行う。この条件下には、特に、加入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務について定める。もつとも、理事会は、この条件に定める期限内に加入書を寄託することができなかつた政府に対し、期限の延長を認めることができ。
- 2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。加入書には、当該政府が理事会が定めるすべての条件を受諾する旨を明記する。
- 第六十二条 改正**
- 1 理事会は、特別多數票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができること。
- 2 理事会は、加盟国が寄託者に対する改正の受諾を通告する期限について定める。
- 3 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後九十日で、効力を生ずる。
- 4 改正が効力を生ずるための要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が定める期限に関する2の規定にかかるわらず、加盟国は、寄託者に対し改定の受諾を通告することができる。ただし、通告が改定の効力発生前に行われることを条件とする。
- 5 加盟国は、改定が効力を生ずる日までに改定の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約

- 国でなくなる。ただし、憲法上又は組織上の手続きを完了することが困難であるため改定の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国は、改定の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。
- 6 改正が効力を生ずるための要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改定の勧告は、撤回されたものとみなす。
- 第六十三条 脱退**
- 1 加盟国は、寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退を行つた加盟国は、同時に、脱退の通告を行つた旨を理事会に通報する。
- 2 脱退の通告を行つた加盟国は、寄託者がその通告を受領した後一年で、締約国でなくなる。
- 第六十四条 除名**
- 1 理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多數票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。
- 2 脱退の通告を行つた加盟国は、除名されると同時に、この協定を終了させることを決定する場合に、は、第四十条及び次条6の規定を適用する。
- 3 理事会は、除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もつとも、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき返還に先立つてこの協定を終了させることを決定する場合には、は、第四十条及び次条6の規定を適用する。
- 4 緩衝在庫勘定の運用を害すことなしには又は返還に要する資金を調達するために加盟国からの追加の拠出を要請することなしには又は、緩衝在庫勘定の運用を害することなしには又は、緩衝在庫勘定から現金の支払を行うことができない場合には、支払は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムのうち必要な量の天然ゴムを上方介入価格以上の価格で売却することができる時まで延期する。脱退する加盟国に対しこの4の規定により支払が延期される旨を理事会が第六十三条に定める一年の期間の満了前に通報する場合において、当該加盟国が希望するときは、脱退の意思の通告と実際の脱退との間の一年の期間は、理事会が当該加盟国持分の支払が六十日以内に行われる

- (c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。
- 2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払った分担金を保留する。
- 3 理事会は、この協定の改正を受諾することができないこと、脱退すること又は除名されることにより締約国でなくなる加盟国に対し、当該加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分(緩衝在庫勘定に生ずる余剰分について有する持分を除く。)を第四十条の規定に従つて返還する。
- (a) この協定の改正を受諾することができないことにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改定の効力発生から一年が経過した後に行う。
- (b) 脱退する加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もつとも、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき返還に先立つてこの協定を終了させることを決定する場合には、は、第四十条及び次条6の規定を適用する。
- (c) 除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。

- 5 旨の通報を行う時まで延長される。
- 6 この条の規定により妥当な返還を受けた加盟国は、機関の清算により得られる収益につき持分を有する権利を有しない。当該加盟国は、また、返還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を負しない。
- 第六十六条 有効期間、延長及び終了**
- 1 この協定は、効力発生の後五年間効力を有する。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。
- 2 理事会は、1に規定する五年の期間の満了前に、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する五年の期間の満了の日から通算して二年を超えない期間延長することができる。
- 3 理事会は、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する五年の期間の満了の日から通算して二年を超えない期間延長することができる。
- 4 天然ゴムに関する新たな国際協定についての交渉が行われ、かつ、3の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな国際協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、新たな国際協定が効力を生ずる時に終了する。
- 5 理事会は、いつでも、特別多數票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。
- 6 理事会は、この協定の終了の後も、第四十条の規定に従い及び理事会の特別多數票による議決による関連決定に従い機関の清算(会計上の決済を含む)及び資産の処分を行うため、三年を超えない期間存続するものとし、この期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。
- 7 理事会は、この条の規定に基づいて行った決定を寄託者に通報する。
- 第六十七条 留保**
- 留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

九百八十二年から九百八十七年まで行われた約三十六万トンの現存緩衝在庫の取得及び運用に要した実際の費用を基礎として、五十五万トンの緩衝在庫の取得及び運用に要する費用は、五万トンに下方介入義務価格（一キログラム当たり百六十一マレイシアリシングガボール・レントとする。）を乗じた額にその額の三十ペーセントに相当する額を加えることによつて、算定することができる。

よつて国会法第八十三条规定
昭和六十三年四月十一

本により送付する。

及びオゾン層を破壊するおそれのある物質の消費費、生産等を規制することを内容とするものである。我が国がこの条約及び議定書を締結することは、環境保全に関する国際協力に資すると思われる所以、妥当な措置と認めた。

オゾン層の保護のためのウイーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書について、日本国憲法第七十三条第三号に規定する規定に基づき、国会の承認を求める。

オゾン層の保護のためのウイーン条約
前文

この条約の締約国は
サゾン層の変化が人

オゾン層の変化が人の健康及び環境に有害な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、国際連合人間環境会議の宣言の関連規定、特に、「諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従つて開

附屬書B
第六十一条の規定の適用上算定された純輸入量の総計に対する各輸入国及び輸入国群の純輸入量の百分率

マダガスカル
マルタ
スキシコ
モロッコ
ニューアジーランド
ノールウェー
パナマ
ボーランド
ルーマニア

注 これらの百分率は、千九百八十一から一千九百八十五年までの五年間ににおける天然ゴムの純輸出量の総計に対する百分率である。

号外(報官)

発する主権的権利を有し、及び自國の管轄又は管理の下における活動が他國の環境又は國の管轄の外の区域の環境を害しないことを確保することについて責任を有する」と規定する原則²¹を想起し、開発途上国的事情及び特別な必要を考慮し、国際機関及び国内機関において進められている作業及び研究、特に国際連合環境計画のオゾン層に関する世界行動計画に留意し、

国内的及び国際的に既にとられているオゾン層の保護のための予防措置に留意し、

人の活動に起因するオゾン層の変化を防止するための措置は、国際的な協力及び活動を必要とすること並びに関連のある科学的及び技術的考慮に基づくべきであることを認識し、

オゾン層及びその変化により生ずるおそれのあらゆる悪影響についての科学的知識を一層増進させるため、一層の研究及び組織的観測が必要であることを認識し、

オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護することを決意して、

次のことおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

1 「オゾン層」とは、大気境界層よりも上の大気（気候の変化を含む）であつて、人の健康、自然の生態系及び管理された生態系の構成、回復力及び生産力又は人類に有用な物質に対し著しく有害な影響を与えるものをいう。

2 「悪影響」とは、自然環境又は生物相の変化（気候の変化を含む）であつて、人の健康、自然の生態系及び管理された生態系の構成、回復力及び生産力又は人類に有用な物質に対し著しく有害な影響を与えるものをいう。

3 「代替技術」又は「代替装置」とは、その使用により、オゾン層に悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質の放出を削減し又は実質的に無くすことを可能にする技術又は装置をいう。

4 「代替物質」とは、オゾン層に対する悪影響が削減され除去され又は回避される物質をいう。

5 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この条約の締約国をいう。

合を除くほか、この条約の締約国をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によつて構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従つてこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾、承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機関をいう。

「議定書」とは、この条約の議定書をいう。

第二条 一般的義務

1 締約国は、この条約及び自國が締約国であり、かつ、効力が生じている議定書に基づき、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる。

2 締約国は、この目的のため、利用することができる手段により及び自國の能力に応じ、人の活動がオゾン層に及ぼす影響並びにオゾン層の変化が人の健康及び環境に及ぼす影響を一層理解し及び評価するため、組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力する。

(b) 自國の管轄又は管理の下における人の活動がオゾン層を変化させ又は変化させるおそれがあり、その変化により悪影響が生じ又は生ずるおそれのあることが判明した場合には、該活動を規制し、制限し、縮小し又は防止するため、適当な立法措置又は行政措置をとり及び適当な政策の調整に協力する。

(c) 議定書及び附属書の採択を目的として、この条約の実施のための合意された措置、手続及び基準を定めることに協力する。

(d) この条約及び自國が締約国である議定書を効果的に実施するため、関係国際団体と協力を図る。

3 この条約は、締約国が1及び2の措置のほかに追加的な国内措置を国際法に従つてとる権利を有する。

4 この条約は、附屬書Iに定めるオゾン層の状態及び他の関連要素の組織的観測のための共同の又は相互に補完的な計画を、直接に又は関係国際団体を通じ、国内法並びに国内的及び国際的に行われている関連活動を十分に考慮して適宜推進し又は策定することを約束する。

5 締約国は、適当な世界的な資料センターを通じた研究資料及び観測資料の収集、確認及び送付が定期的かつ適時に行われることを確保するため直接に又は関係国際団体を通じて協力することを約束する。

第四条 法律、科学及び技術の分野における協力

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、次条の規定により暫定的に指定される事務局がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

第二条 研究及び組織的観測

1 締約国は、適宜、直接に又は関係国際団体を通じて次の事項並びに附属書I及び附属書IIに定める事項に関する研究及び科学的評価に着手すること並びにその実施に協力することを約束する。

(a) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物理學的及び化学的过程

(b) オゾン層の変化が及ぼす人の健康に対する影響その他の生物学的影響、特に、生物学的影響のある太陽紫外放射(UV-B)の変化が及ぼす影響

(c) オゾン層の変化が及ぼす気候的影響

(d) オゾン層の変化及びそれに伴うUV-Bの変化が人類に有用な天然及び合成の物質に及ぼす影響

(e) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物質、習慣、製法及び活動並びにこれらの累積作用

(f) 代替物質及び代替技術

(g) 関連のある社会経済問題

2 締約国は、附屬書Iに定めるオゾン層の状態及び他の関連要素の組織的観測のための共同の又は相互に補完的な計画を、直接に又は関係国際団体を通じ、国内法並びに国内的及び国際的に行われている関連活動を十分に考慮して適宜推進し又は策定することを約束する。

3 締約国は、適当な世界的な資料センターを通じた研究資料及び観測資料の収集、確認及び送付が定期的かつ適時に行われることを確保するため直接に又は関係国際団体を通じて協力することを約束する。

- 2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。
- 3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し及び採択する。
- 4 締約国会議は、この条約の実施状況を絶えず検討し更に次のことを行う。
- (a) 前条の規定に従つて提出される情報の送付のための書式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。
- (b) オゾン層、生ずる可能性のあるオゾン層の変化及びその変化により生ずる可能性のある影響に関する科学上の情報を検討すること。
- (c) オゾン層を変化させ又は変化させる可能性のある物質の放出を最小にするための適切な政策、戦略及び措置の調整を第二条の規定に基づき促進すること並びにこの条約に関連のある他の措置に関する勧告を行うこと。
- (d) 第三条及び第四条の規定に基づき、研究、組織的観測、科学上及び技術上の協力、情報の交換並びに技術及び知識の移転のための計画を採択すること。
- (e) 必要に応じ、第九条及び第十条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。
- (f) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。
- (g) 必要に応じ、第十条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。
- (h) 必要に応じ、第八条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。

- 5 (i) この条約の目的の達成のために必要な追加的な行動を検討し及びとること。
- (j) 適当な場合には、関係国際団体及び科学委員会、特に世界気象機関、世界保健機関及びオゾン層調整委員会に対し、科学的研究、組織的観測その他この条約の目的に関連する活動に係る役務の提供を求めること並びに適宜これら団体及び委員会からの情報を利用すること。
- 6 (k) この条約の会合に出席させた他の国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができ。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際的又は政府若しくは非政府のものいずれであるかを問わない。）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。
- 第七条 事務局
- 1 事務局は、次の任務を遂行する。
- (a) 前条及び次条から第十条までに規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- (b) 第四条及び第五条の規定により受領した情報並びに前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。
- (c) 議定書により課された任務を遂行すること。
- (d) この条約に基づく任務を遂行するために行つた活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。

- 2 事務局の任務は、前条の規定に従つて開催される締約国会議の第一回通常会合が終了するまでは、国際連合環境計画が暫定的に遂行する。
- 3 締約国会議は、第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の関係国際機関の中から事務局を指定する。
- 第八条 議定書の採択
- 1 締約国会議は、その会合において、第二条の規定により議定書を採択することができる。
- 2 議定書は、締約国会議の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 3 第九条 この条約及び議定書の改正
- 1 締約国は、この条約及び議定書の改正を提案することができる。改正に当たつては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。
- 2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国に報告する。ただし、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これがすべての締約国に対し批准、承認又は受諾のため送付する。
- 3 の手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。
- 4 改正の批准、承認又は受諾は、寄託者に対し書面により通告する。3又は4の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国の中最も四分の三又は関連議定書の締約国の中最も三分の二の批准、承認又は受諾の通告を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を批准し、承認又は受諾した締約国間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託し後九十日日の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。
- 5 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。
- 第六条 附屬書の採択及び改正
- 1 この条約の附屬書又は議定書の附屬書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附屬書を含めていうものとする。附屬書は、科学的、技術的及び管理的な事項に限定される。
- 2 この条約の追加附屬書又は議定書の附屬書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附屬書に関する別段の定めがある場合を除く。
- (a) この条約の附屬書は前条の2及び4に定める手続を準用して提案され及び採択され、議定書の附屬書は同条の2及び4に定める手続を準用して提案され及び採択される。
- (b) 締約国は、この条約の追加附屬書又は自國が締約国である議定書の附屬書を承認すること。

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十五号

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件外二件

三一一一

とができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に寄託者に對して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附属書の作成及び改正に当たつては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十一條 紛争の解決

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあつせん又は仲介を共同して求めることができる。

3 国及び地域的な経済統合のための機関は、1又は2の規定により解决することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾、承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 締約国会議が第一回通常会合において採択する手続に基づく仲裁

(b) 國際司法裁判所への紛争の付託

4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従つて同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、5の規定により調停に付する。

5 いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選出する委員長によつて構成される。調停委員会は、最終的かつ勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

6 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第十二条 署名

この条約は、一千九百八十五年三月二十二日から同年九月二十一日まではウイーンにあるオーストリア共和国連邦外務省において、同年九月二十二日から一千九百八十六年三月二十一日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十三条 批准、受諾又は承認

1 この条約及び議定書は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいづれの構成国も締約国となつていいものは、この条約又は関連議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその二又は二以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務を負う。当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務の履行につきそれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、こ

の条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約又は議定書の規定する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

4 いづれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選出する委員長によつて構成される。調停委員会は、最終的かつ勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

5 1の機関は、この条約及び議定書は、この条約及び議定書の規律する

の署名のための期間の終了後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

6 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書への加入書において宣言する。

7 この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書への加入書において宣言する。

8 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

9 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

10 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

11 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

12 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

13 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

14 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

15 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

16 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

17 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

18 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

19 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

20 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

21 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

22 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

23 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

24 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

25 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

26 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

1 第十七条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

2 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、十一番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

3 1の機関は、この条約又は議定書の規定する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

4 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後の後九十日日の日に効力を生ずる。

5 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

6 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

7 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

8 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

9 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

10 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

11 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

12 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

13 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

14 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

15 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

16 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

17 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

18 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

19 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

20 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

21 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

22 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

23 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

24 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

25 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

26 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

27 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

28 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずる。

行うことにより、当該議定書から脱退することができる。
3 1及び2の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。
4 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。
第二十条 寄託者
1 國際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。
2 寄託者は、締約国に対し、特に次の事項を通報する。
(a) この条約及び議定書の署名並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
(b) 第十七条の規定に基づきこの条約及び議定書が効力を生ずる日
(c) 前条の規定に基づく脱退の通告
(d) 第九条の規定に基づくこの条約及び議定書に関する採択された改正、締約国によるその受諾並びにその効力発生の日
(e) 第十条の規定に基づいて行われる附属書の採択、承認及び改正に関するすべての通告
(f) この条約及び議定書の規律する事項に関する地域的な経済統合のための機関の権限の範囲及びその変更についての当該機関による通報
(g) 第十一条の規定に基づく宣言
第二十一条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。
千九百八十五年三月二十二日にウイーンで作成

1 附屬書I 研究及び組織的観測があることを認識する。
(a) 生物学的影響のある太陽紫外線放射(UV-B)の地表に到達する量を変化させると考えられるオゾン層の変化並びにその結果として人の健康、生物、生態系及び人類に有用な物質に生じ得る影響
(b) 大気の温度構造を変化させ得るオゾンの鉛直分布の変化並びにその結果として気象及び気候に生じ得る影響
2 締約国は、第三条の規定に基づき、次の分野において研究及び組織的観測を実施し並びに将来の研究及び観測に関する勧告を作成するため協力する。
(i) 大気の物理及び化学に関する研究
(ii) 放射過程、力学的过程及び化学的过程の間の相互作用を考慮したモデルの一層の開発、人工及び天然の各種の物質が同時に大気オゾンに及ぼす影響の研究、人工衛星その他による観測資料の解釈並びに大気科学的及び地球物理学的要素の変化傾向の評価並びに当該要素の変化の原因を特定する方法の開発

(iii) 屋内研究に係る事項
速度係数、吸収断面積、対流圈及び成層圏における化学的及び光化学的过程の仕組み並びにすべての関連のあるスペクトル領域における屋外観測を支援する分光学的資料
(iv) 諸波長領域の相互作用の可能性を考慮に入れるために多色光放射を使用して行う生物学的作用スペクトル及びスペクトル応答の研究
(v) UV-Bが生物圏の平衡に重要な生物の種の感受性及び活性並びに光合成及び生合成のような一次過程に及ぼす影響
(vi) UV-Bが汚染物質、農業用化学物質その他他の物質の光分解に及ぼす影響
(vii) 気候への影響に関する研究
(viii) オゾンその他の微量成分が放射に及ぼす影響並びにこれが地表及び海面の温度、降水量分布、対流圏と成層圏との間の交換のよ

うな気候要素に及ぼす影響の理論的研究及び観測による研究
(ii) (i)の気候への影響が人の活動の諸側面に及ぼす影響の調査
3 附屬書II 研究及び組織的観測のための相互に関係する共同観測を含む。並びに重要な大気微量元素、太陽フレックス及び気象要素を測定するための感知器（人工衛星用であるかないかを問わない。）を含む計測器の開発
4 (i) 人工衛星による観測網及び地上の観測網を統合した全球オゾン観測組織を最大限に活動させることによるオゾン層の状態（すなわち、気柱全量及び鉛直分布の空間的及び時間的変動）の観測
(ii) 水素酸化物、窒素酸化物、塩素酸化物及び炭素化合物の元となる気体の対流圏及び成層圏における濃度の観測
(iii) 地上の観測網及び人工衛星による観測網の双方を利用して地表から中間圏までの温度の観測
(iv) 地表に到達する波長別の大気フレックス及び地球の大気圏外への熱放射の観測
(v) 地上及び空中の観測網並びに人工衛星による観測網を利用した地表から中間圏まで生物学的影響のある紫外線の性質及び分布の観測
(vi) 地上におけるエーロゾルの性質及び分布の観測
(vii) 地上における高水準の気象観測事業の維持による気候上重要な要素の観測
(viii) 地球的大気圏の資料を解析するための改良された手法を用いた微量成分、温度、太陽フレックス及びエーロゾルの観測
3 締約国は、開発途上国の特別な必要を考慮して、この附屬書に定める研究及び組織的観測に参加するため必要な科学的及び技術的訓練を促進するため協力する。比較可能な又は標準化された科学的資料を作成するため、特に観測機器及び手法の相互校正に重点を置く。
4 次に掲げる天然及び人工起源の化学的及び物理学的順序不同）は、オゾン層の化学的及び物理学的性

質を変化させる可能性があると考えられている。

(a) 炭素を含む物質

(i) 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、対流圏内の光化学において主要な直接の役割及び成層圏内の光化学において間接的役割を果たすと考えられている。

(ii) 二酸化炭素(CO₂)

二酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、大気の熱構造に影響を及ぼすことにより成層圏のオゾンに影響を及ぼす。

(iii) メタン(CH₄)

メタンは、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏及び成層圏のオゾンに影響を及ぼす。

(iv) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、多種の化学物質として存在し、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏内の光化学において直接の役割及び成層圏内の光化学において間接的役割を果たす。

(v) 塩素酸化物(NO _x)	地上の発生源からの塩素酸化物は、対流圏内の光化学においてのみ主要な直接の役割を、成層圏内の光化学において間接的役割を果たすが、対流圏界面近くにおける塩素酸化物の注入は、対流圏上部及び成層圏のオゾンの変化を直接引き起こす可能性がある。
(vi) 塩素を含む物質	完全にハロゲン化されたアルカン類、例えば、CCl ₄ , CFCl ₃ (CFC-11), CF ₂ Cl ₂ (CFC-12), C ₂ F ₃ Cl ₃ (CFC-113), C ₂ F ₄ Cl ₂ (CFC-114)
(vii) 水(H ₂ O)	水は、その発生源が天然のものであり、対流圏内及び成層圏内の光化学において決定的な役割を果たす。水蒸気の成層圏における発生源には、メタンの酸化及び少量ではあるが水素の酸化が含まれる。
(viii) 水素(H ₂)	水素は、その発生源が天然及び人工のものであり、成層圏における光化学において副次的役割を果たす。

1 締約国は、情報の収集及び共有が条約の目的を達成するため及びとられるべき措置が適当かの平衡であることを確保するための重要な手段であることを認識する。よって、締約国は、科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報を交換する。	附屬書II 情報の交換
2 締約国は、収集し及び交換する情報を決定するに当たり、情報の有用性及び取得費用を考慮すべきである。締約国は、更に、この附屬書に基づく協力が、特許、企業秘密並びに秘密情報の使用に伴う制限及び危険を交換する。	3 科学上の情報
3 科学上の情報	4 技術上の情報
4 技術上の情報	5 補助書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報
5 補助書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報	6 施設の研究に関する情報

6 施設の研究に関する情報	目的で交換する政府及び民間で計画中又は実施中の研究に関する情報
(a) 放出に関する資料で研究に必要なもの	(b) 地球の大気の物理及び化学並びにその変化についての感度の高さ、特にオゾン層の状態及びオゾンの気柱全量又は鉛直分布のあらゆる時間尺度における変化の結果として生ずる可能性のある人の健康、環境及び気候に対する影響に関し専門家が検討した刊行物に公表された科学的成果
(c) 研究成果の評価及び将来の研究に関する勧告	(d) 研究成果の評価及び将来の研究に関する勧告
(e) 使用及び使用形態	(f) 輸出入
(f) 輸出入	(g) オゾン層を間接的に変化させる可能性のある人の活動に係る費用、危険及び利益並びに該活動を規制するためにとられ又はとることが検討されている措置が及ぼす影響に係る費用、危険及び利益

<p>6 法律上の情報 法律上の情報には、次のものを含む。</p> <p>(a) オゾン層の保護に関する国内法、行政措置及び法的な研究</p> <p>(b) オゾン層の保護に関する国際取締（二国間取締を含む。）</p> <p>(c) オゾン層の保護に関する特許権の利用の可能性並びに特許権の実施許諾の方法及び条件</p>	
<p>考査を払いつつ無くすることを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を平衡に規制することを決意し、予防措置をとることによりオゾン層を保護することを確認し、この物質に対する開発途上国の需要を満たすため特別な措置が必要であることを確認し、国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する予防措置に留意し、開発途上国が必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある科学及び技術の研究及び開発における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、次とのおり協定した。</p>	
<p>第一條 定義 この議定書の適用上、</p> <p>1 「条約」とは、千九百八十五年三月二十二日に採択されたオゾン層の保護のためのウィーン条約をいう。</p> <p>2 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。</p> <p>3 「事務局」とは、条約の事務局をいう。</p>	
<p>4 「規制物質」とは、附属書Aに掲げる物質（他の物質と混合してあるかないかを問わない。）をいう。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。</p> <p>5 「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によって破壊された量を減じた量をいう。</p> <p>6 「消費量」とは、生産量に規制物質の輸入量を加え、輸出量を減じた量をいう。</p> <p>7 生産量、輸入量、輸出量及び消費量の一算定の発展の成果に基づき、かつ、技術的及び経済的</p>	
<p>「値」とは、第三条の規定に従つて決定される値をいう。</p> <p>8 「産業合理化」とは、経済効率を高めること又は工場閉鎖の結果として予想される供給の不足に対応することを目的として、生産量の算定値の全部又は一部をいすれかの締約国から他の締約国に移転することをいう。</p> <p>第二條 規制措置</p> <p>1 締約国は、この議定書が効力を生じた日から七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年ににおける当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年ににおける当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の二以上を生産する締約国は、これら期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値を超過しないことを確保する。ただし、当該締約国は、生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国が基礎的な国内需要を満たすためにのみ、千九百八十六年の算定値をその十パーセントを限度として超えることができる。</p> <p>2 締約国は、この議定書が効力を生じた日から三十七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年ににおける当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の二以上を生産する締約国は、当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年に生産する締約国は、これら期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の五十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の二以上を生産する締約国は、当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年に生産する締約国は、これら期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の五十パーセント</p>	

を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のため、千九百八十六年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として当該算定値の五十パーセントを超えることができる。この4の規定は、会合において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて締約国による附属書AのグループIに属する物質の消費量の算定値の合計の少なくとも三分の二を代表するものによる議決で締約国が別段の決定を行わない限り、適用する。当該別段の決定は、第六条の評価に照らして検討し及び行うものとする。

5 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十六年の生産量の算定値が二十五キロトンに満たない締約国は、産業合理化のため、1、3及び4に定める限度にかかわらず、生産量を他の締約国に移転し又は他の締約国から受領することができる。ただし、関係締約国の生産量の算定値の合計がこの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。この生産量の移転は、移転の時までに事務局に通報する。

6 第五条の規定を受けない締約国は、千九百八十七年一月一日前に国内法に基づき計画された施設のうち規制物質の生産のためのもので同年九月十六日前に着工し又は契約したものがある場合には、千九百八十六年の生産量の算定値を決定するに当たり、当該物質の同年の生産量に当該施設の生産量を加えることができ。ただし、当該施設が千九百九十年十二月三

十一日までに完成し、かつ、当該施設の生産量を加えた場合にも当該締約国の規制物質の消費量の算定値が一人当たり〇・五キログラムを超えないことを条件とする。

7 生産量の5の規定に基づく移転及び6の規定に基づく追加は、当該移転又は追加の時までに事務局に通報する。

8 (a) 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のための機関の構成国である締約国は、この条に定める消費量に関する義務を共同して履行することを合意することができる。ただし、当該締約国による規制物質の消費量の合計がこの条の定める限度を超えないことを条件とする。

(b) (a)の合意を行つた締約国は、当該合意に係る消費量の削減の日前に当該合意の内容を事務局に通報する。

(c) (a)の合意は、地域的な経済統合のための機関のすべての構成国及び当該機関がこの議定書の締約国となり、かつ、当該締約国実施の方法を事務局に通報した場合にのみ、実施可能となる。

9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づき及び条約第九条に定める手続に従つて、次の事項を決定することができる。

(i) いづれかの物質をこの議定書の附属書に追加し又は当該附属書から削除すること。

(ii) (i)の規定に基づいて追加し又は削除する物質に適用すべき規制措置の仕組み、範囲及び時期

(b) (a)の決定は、出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数票による議決で受諾されること及び調整する場合にはその内容

(ii) 規制物質の生産量又は消費量を千九百八十六年の水準に対して更に調整し又は削減すること並びに調整し又は削減する場合に

はその範囲、量及び時期

(b) (a)の(i)及び(ii)の調整に關する提案は、その採択が提案される締約国の会合の少なくとも

六箇月前に事務局が締約国に通報する。

(c) 締約国は、(a)の決定を行うに当たり、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数であつて締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するものによる議決で採択する。

(d) この9の決定は、すべての締約国を拘束するものとし、寄託者は、これを直ちに締約国に通告する。当該決定は、当該決定に別段の定めがある場合を除くほか、寄託者による通告の送付の日から六箇月を経過した時に効力を生ずる。

10 (a) 締約国は、第六条の評価に基づき及び条約第九条に定める手続に従つて、次の事項を決定することができる。

(i) いづれかの物質をこの議定書の附属書に追加し又は当該附属書から削除すること。

(ii) (i)の規定に基づいて追加し又は削除する物質に適用すべき規制措置の仕組み、範囲及び時期

(b) (a)の決定は、出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数票による議決で受諾され

ていることを条件として効力を生ずる。

11 締約国は、この条の規定にかかわらず、この条の定める措置よりも厳しい措置をとることができる。

12 次条1の規定の適用を受ける締約国は、千九百九十三年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し規制物質を輸出することができない。

13 締約国は、この議定書の効力発生の日から三年以内に、規制物質を含んでいる製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定めるものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入す

る。

14 属書Aのグループごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

(a) 生産量の算定値については、

(i) 各規制物質の年間生産量に附属書Aに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、

(ii) (i)の規定により得られた数値を合計する。

(b) 輸入量及び輸出量の算定値については、それぞれ、(a)の規定を準用して計算する。

(c) 消費量の算定値については、(a)の規定により決定される生産量の算定値に(b)の規定により決定される輸入量の算定値を加え、(b)の規定により決定される輸出量の算定値を減ずる。ただし、非締約国への規制物質の輸出量は、千九百九十三年一月一日以降は、当該輸出を行う締約国の消費量の算定に当たり減ずることができない。

15 第四条 非締約国との貿易の規制

1 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を輸入することをこの議定書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

2 次条1の規定の適用を受ける締約国は、千九百九十三年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し規制物質を輸出することができない。

3 締約国は、この議定書の効力発生の日から三年以内に、規制物質を含んでいる製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定めるものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入す

る。

16 第三条 規制値の算定

締約国は、前条及び第五条の規定の適用上、附

ることを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

4 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を用いて生産された製品（ただし、規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性についてこの議定書の効力発生の日から五年以内に決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、当該製品の表を条約第十一条に定める手続に従つて附属書を定める。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

5 締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に対し輸出しないよう勧奨する。

6 締約国は、規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかるわらず、この議定書の締約国でない国からの1、3及び4の輸入については、当該国が第二条及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認めら

れることを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

4 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を用いて生産された製品（ただし、規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性についてこの議定書の効力発生の日から五年以内に決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、当該製品の表を条約第十一条に定める手続に従つて附属書を定める。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

5 締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に対し輸出しないよう勧奨する。

6 締約国は、規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかるわらず、この議定書の締約国でない国からの1、3及び4の輸入については、当該国が第二条及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認めら

れ、かつ、第二条及びこの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

第五条 開発途上国との特別な事情

1 開発途上国である締約国で、当該締約国の規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる日において又はその後この議定書の効力発生の日から十年以内のいずれかの時点において一人当たり〇・三キログラム未満であるものは、基礎的な国内需要を満たすため、第一条の1から4までに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。

2 締約国は、当該締約国は、消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムを超えないようにする。当該締約国は、規制措置を実施するための基準として、一千九百九十五年から一千九百九十七年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムとなる値のいずれか低い値を使用することができる。

3 締約国は、開発途上国である締約国による環境上安全な代替物質及び代替技術の取得を円滑にし及びその速やかな利用を援助することを約束する。

第六条 規制措置の評価及び再検討

1 締約国は、自国の法令及び慣行に従い、開発途上国が必要を特に考慮して、次の事項に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

2 締約国は、その第一回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国との遭遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

第七条 資料の提出

1 締約国は、一千九百八十六年における自国の規制物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

2 締約国は、締約国となつた年及びその後毎年

第八条 違反

1 締約国は、その第一回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国との遭遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

2 締約国は、その第一回会合において、前条並びに1及び2の規定を実施する手段に関する審議（作業計画の準備を含む。）を開始する。当該作業計画は、開発途上国が必要及び事情に特別の考慮を払つたものとする。この議定書の締約国でない地域的な経済統合のための機関又は国は、当該作業計画に定める活動に参加することを奨励されるべきである。

第九条 研究、開発、周知及び情報交換

1 締約国は、その第一回会合において、この議定書に対する違反の認定及び当該認定をされた締約国との遭遇に関する手続及び制度を検討し及び承認する。

2 締約国は、その第一回会合において、前条並びに1及び2の規定を実施する手段に関する審議（作業計画の準備を含む。）を開始する。当該作業計画は、開発途上国が必要及び事情に特別の考慮を払つたものとする。この議定書の締約国でない地域的な経済統合のための機関又は国は、当該作業計画に定める活動に参加することを奨励されるべきである。

第十一条 締約国の会合

1 締約国は、定期的に会合を開催する。事務局

は、この議定書の効力発生の日の後一年以内に（その期間内に条約の締約国会議の会合が予定されている場合には、当該会合と併せて）締約国的第一回会合を招集する。

2 締約国のその後の通常会合は、締約国が別段の決定を行わない限り、条約の締約国会議の会合と併せて開催する。締約国の特別会合は、締約国がその会合において必要と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。

3 締約国は、その第一回会合において、次のことを行う。

- (a) 締約国の会合の手続規則をコンセンサス方式により採択すること。
- (b) 第十三条2の財政規則をコンセンサス方式により採択すること。
- (c) 第六条の委員会を設置し及びその付託事項を決定すること。
- (d) 第八条の手続及び制度を検討し及び承認すること。
- (e) 前条3の規定に従つて作業計画の準備を開始すること。

4 締約国の会合は、次の任務を遂行する。

- (a) この議定書の実施状況を検討すること。
- (b) 第二条9の調整及び削減について決定すること。
- (c) 第一条10の規定に基づき附属書への物質の追加及び附属書からの物質の削除並びに関連のある規制措置について決定すること。
- (d) 必要な場合には、第七条及び第九条3に規定する。

官 報 (号 外)

定する情報の提出のための指針又は手続を定めること。

(e) 前条2の規定に基づいて提出される技術援助の要請を検討すること。

(f) 次条(c)の規定に基づいて事務局が作成する報告書を検討すること。

(g) 第二条に定める規制措置を第六条の規定に従つて評価すること。

(h) 必要に応じ、この議定書及び附属書の改正の提案並びに新たな附属書の提案を検討し及び採択すること。

(i) この議定書の実施のための予算を検討し及び採択すること。

(j) この議定書の目的を達成するために必要となる追加的な活動を検討し及び行うこと。

(k) 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの議定書の締約国でない国は、締約国との会合にオブザーバーを出席させることができるものである。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいづれであるかを問わない）であつて、締約国との会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国が採択する手続規則の適用を受ける。

官 報 (号 外)

の会合のための役務を提供すること。

(b) 第七条の規定に基づいて提出された資料を受領し及び締約国の要請があつたときはその利用に供すること。

(c) 第七条及び第九条の規定により受領する情報に基づいて定期的に報告書を作成し、締約国に配布すること。

(d) 第十条の規定により受ける技術援助の要請を、当該技術援助の供与を促進するため締約国に通報すること。

(e) 非締約国に対し、締約国との会合にオブザーバーを出席させ及びこの議定書に沿つて行動を提供すること。

(f) 非締約国のオブザーバーに適宜(c)の情報を提供し及び(d)の要請を通報すること。

(g) この議定書の目的を達成するため、締約国により課される他の任務を遂行すること。

第十三条 財政規定

1 この議定書の実施に必要な資金（この議定書に関する事務局の任務に必要なものを含む。）には、専ら締約国の分担金を充てる。

2 締約国は、その第一回会合において、この議定書の実施のための財政規則をコンセンサス方式により採択する。

第十四条 この議定書と条約との関係

1 この議定書の実施のための財政規則をコンセンサス方式により採択する。

2 この議定書と条約との関係

3 この議定書の効力発生の後は、国又は地域的な経済統合のための機関は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日にこの議定書の締約国となる。

第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の適用上、事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条に定める締約国との会合を準備し及びそ

この議定書の適用上、事務局は、次の任務を遂行する。

及び同年一月十七日から同年九月十五日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十六条 効力発生

1 この議定書は、十一以上の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、規制物質の千九百八十六年における推定消費量の合計が同年における世界の推定消費量の少なくとも三分の二を代表するものによりこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていること及び条約第十七条第1項に規定する要件が満たされていることを条件として、千九百八十九年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、この議定書は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えではない。

3 この議定書の効力発生の後は、国又は地域的な経済統合のための機関は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日にこの議定書の締約国となる。

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の効力が生じた日の後にこの議定書のシトリオールにおいて、同年九月十七日から千九百八十八年一月十六日まではオタワにおいて

てこの議定書の効力発生の日から締約国であつた
國又は地域的な経済統合のための機関が負つてい
る第二条及び第四条の規定に基づくすべての義務

第十八条

の認定書については、留保は、付することができない。

第一回 腹

この議定書の適用上 第五条1の規定の適用を受ける締約国を除くほか、条約第十九条の脱退に関する規定が適用される。第五条1の規定の適用を受ける締約国は、第一条の1から4までの義務を四年間負つた後いつでも、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この議定書から脱

附屬書A 規制物質

物質	質	オゾン破壊係数(注)
グルーパーI CFC ₁ (CFC-11) CF ₂ Cl ₂ (CFC-12) C ₂ F ₃ Cl ₃ (CFC-113) C ₂ F ₄ Cl ₂ (CFC-114) C ₂ F ₅ Cl (CFC-115)	—○ —○ ○・八 —○ ○・六	—○ —○ ○・八 —○ ○・六
グルーパーII CF ₂ BrCl (halon-1211) CF ₃ Br (halon-1301) C ₂ F ₄ Br ₂ (halon-2402)	III・○ I O・○ (未記)	III・○ I O・○ (未記)

注 これらのオゾン破壊係数は、既存の知識に基づく概算値であり、定期的に再検討し及び修正するものとする。

○森山眞弓君　ただいま議題となりました條約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、国際熱帯木材機関の本部が横浜に設置されることに伴い、この機関がその本部においてます。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

規制することを内容とするものであります。委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特定不
要領書

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十三年四月二十一日

退することができる。脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの議定書に署名した。

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

いて十分かつ能率的に任務を遂行できるようになります。
ためにつくられたものでありまして、機関、そ
の職員等の地位、特権及び免除について定めたも
のであります。

○副議長（瀬谷英行）

に決しました

○副議長(瀬谷英行君) 日程第四 特定不況業種
関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第五 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長
長閑口惠造君。

審査報告書

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する
特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

社会労働委員長 閑口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定不況業種における多数の離職者の発生及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題に対処するため、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止期限を延長とともに、特定不況業種に係る事業所に雇用される労働者の失業の予防等のための措置の充実等を図るものであり、妥当な措置

と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十三年度において、一般会計予算に約七十九億二千八百万円、特別会計予算(労働保険特別会計等)に約三百三十四億千二百万円が、それぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について手段の配慮をすべきである。

- 本法の趣旨が最大限に生かされるよう、特定不況業種等の指定に当たつては、業種の実情に即応して機動的に行うこと。また、特定不況業種の関連下請中小企業については、関係労働者の雇用の安定を図る見地から、本法に基づく援護措置が適切に活用されるよう、広報、相談、指導等につき格別の努力をすること。
- 失業予防のための新たな助成及び援助については、これらの施策の円滑かつ効果的な活用に努めること。
- 中高年齢者の再就職が極めて困難である実情にかんがみ、雇用延長、能力再開発等手段の配慮措置を講ずるとともに、求人開拓を含めた職業紹介機能の強化を図ること。

- 公共職業訓練施設の充実強化、民間各種職業訓練施設の活用等に努めるとともに、事業主に対する委託訓練の積極的活用等実情に即応した職業訓練体制の充実強化を図ること。
- 円高の定着、企業の海外進出の増加等今後も引き続き予想される内外の経済事情の著しい変化がある。

化に対処し、雇用の維持、拡大を図るため、新たな雇用対策基本計画の策定を進める等、総合的な雇用対策の展開に努めること。

六、本法の実効ある運営を確保するため、行政の実施体制を充実強化すること。

右決議する。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八条により送付する。

昭和六十三年四月十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を改める。

目次中「計画及び再就職援助等計画」を「計画等」に、「助成及び援助」を「措置」に改める。

第二条第一項第一号中「関し当該事業主」の下に「又は特例事業所の事業主」を、「事業所」の下に「又は特例事業所」を加える。

第二章の章名中「計画及び再就職援助等計画」を「計画等」に改める。

四、特例事業所 特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、労働省令で定めるところにより、次のいずれかに該当し、かつ、事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した事業所をいう。

イ 事業の目的物たる物品の輸出の仕向地その他の事業活動に係る労働省令で定める事情を共通にする相当数の事業所において、当該事情に関連する内外の経済的事情の著しい変化により生ずる事態であつて雇用に影響を及ぼすおそれがあるものが生じていると認められる場合において、当該相当数の事業所に含まれる事業所であること。

ロ 内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野における事業活動及び雇用に関する状況に準ずる状況が生じていると認められる業種に係る事業所であること。

甲 第二条に次の一項を加える。

(特例事業所の事業主の作成する失業の予防のための措置に関する計画)

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該特例事業所に雇用する労働者について講じようとする失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該計画を変更したときも、同様とする。

乙 第六条第二項及び第四項の規定は、前項に規定する計画を作成し、又は変更する場合について適用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第八条第一項」と読み替えるものとする。

丙 第九条に見出しとして「失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加える。

「雇用維持等計画」に改め、同条第一項中「関し、再就職の援助その他の雇用の安定」を「ついて講じようとする雇用の維持のための措置及び当該措置を講じてもなお離職を余儀なくされる者の再就職のための措置」に、「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第二項及び第三項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第四項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、「再就職援助等計画」を削る。

第七条中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

第八条を次のように改める。

(特例事業所の事業主の作成する失業の予防のための措置に関する計画)

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該特例事業所に雇用する労働者について講じようとする失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該計画を変更したときも、同様とする。

第二条第一項中「特定不況業種事業主」の下に「又は特例事業所の事業主」を、「事業所」の下に「又は特例事業所」を加える。

第三条第一項中「係る事業所」の下に「及び特例事業所」を加え、「事業分野」を「事業分野等」に、「又は特例事業所」を加える。

第四条第一項中「計画及び再就職援助等計画」を「計画等」に改める。

第五条第一項第一号中「関し当該事業主」の下に「又はこれに準ずる者として政令で定める者」を加え、「を含む」を「(第十四条において「関連下請事業主」という。)を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

第六条の前の見出し中「再就職援助等計画」を

附則第三項中「三十年」を「二十五年」に改め
る。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法の一部改正）

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十三年六月三十日」を
「昭和六十八年六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔関口惠造君登壇、拍手〕

○関口惠造君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に

関する特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法の廃止期限を七年延長するこ

と、第二に、特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、労働大臣が認定した一定の事業所を特例事業所として法の失業予防措置の対象とするとともに、下記事業主の範囲を拡大すること、第

三に、事業転換による雇用機会の確保など失業の予防のため一定の措置を講ずる事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずることともに、事業主が行う在職者の職業転換に必要な教育訓練の実施について特別の措置を講ずること等であります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者

及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、産業構造の変化に対応した雇用対策、特例事業所の認定基準、高齢者の雇用対策、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の再就職促進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行いましたところ、

両案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に

関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

両案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、港湾の整備の促進を図るため、港湾管理者以外の者が行う港湾施設の建設又は改良の工事に対し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法に定める資金の貸付けを行なうことができるよう措置するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和六十三年度において、港湾整備特別会計に三十九億九千五百万元が計上されている。

港湾法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年三月三十日

参議院議長 藤田 正明殿

ます、委員長の報告を求めます。運輸委員長中

野鉄造君。

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

27 国は、当分の間、地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人(港務局を除く。)で運輸大臣が政令で定める基準に適合すると認めるものに対し、一般公衆の利用に供する港湾施設の建設又は改良の工事で政令で定めるもののうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

28 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

29 運輸大臣は、附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者に対し、当該貸付けに係る事業(その収益をもつて当該貸付けの対象である工事に要する費用を支弁することができる)と認められる当該工事と密接に連する事業を含む。

以下この項において同じ。)の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貸付けに係る事業に係る業務若しくは資産の状況に關して、報告若しくは資料の提出を求め、若しくはその職員に、帳簿、書類その他の必要な物

件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に關する勧告をすることができる。

と調和のある中長期的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産業技術」とは、鉱業及び工業の技術のうち通商産業省の所掌に係るものとす。

この法律において「研究基盤施設」とは、技術革新の進展に寄与する高度な産業技術に関する研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備であつて、産業技術に関する研究開発を行おう者に供されるものをいう。

(基本方針)

第三条 通商産業大臣は、内外における産業技術に関する研究開発の動向を勘査して、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」といふ)に行わせる次に掲げる業務について、その総合的、計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 民間の産業技術に関する研究開発能力又は研究基盤施設を活用することによりその効果的な実施を図ることができる産業技術(原子力に係るものを除く。)に関する研究開発(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる業務を除く。)

二 研究基盤施設(機構が自ら整備する研究基盤施設であつては、原子力に係る技術に関する

る研究開発を行うためのものを除く。)の整備に関する業務

三 その他産業技術の向上に寄与する業務

2 通商産業大臣は、前項の基本方針を定めるに当たっては、産業技術に関する研究開発が国際的に協調して行われるよう配慮しなければならない。

(石油代替エネルギー法の特例)

第六条 機構は、第四条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る経理並びに同条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究基盤出資業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(特別の勘定)

第六条 機構は、第四条第一号及び第二号、第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る経理並びに同条第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究基盤出資業務」という。)に係る経理及び研究開発体

制の整備に関する法律(以下「研究開発体制整備法」という。)第四条第一号及び第二号」と、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び

九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び第四条」に係る経理と「石油代替エネルギー法第五十二条中「この法律及び研究開発体制整備法第四条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「この法律及び研究開発体制整備法並びにこれらに基づく政令」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は研究開発体制整備法」と、石油代替エネルギー法第五十六条第一号中「又は第四十九条」とあるのは「若しくは第四十九条又は研究開発体制整備法第四条第六号」と、同条第二号中「又は第五十二条の通商産業省令」とあるのは「若しくは第五十二条の通商産業省令又は研究開発体制整備法第四条第六号」と、同条第二号中「又は第五十二条の通商産業省令」とあるのは「若しくは第五十二条の通商産業省令又は研究開発体制整備法第三条第一項の基本方針」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び研究開発体制整備法第四条」とする。

第八条 産業基盤整備基金の行う研究基盤施設整備促進業務

4 機構は、研究基盤出資業務に係る勘定において、第二項の規定による積立を行つた後、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 外国的研究者が参加する産業技術に関する研究開発を助成すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、研究基盤出資業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理

し、なお不足があるときは、その不足額は、繰

額を積立金として積み立てなければならない。

4 機構は、研究基盤出資業務に係る勘定において、第二項の規定による積立を行つた後、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続

第六条 前各号に掲げる業務であつて、通商産業大臣の認可を受けたものを行うこと。

(機構の運営委員会の議事及び議決)

第五条 機構の行う前条に掲げる業務に係る予

う。)第四十条第一項に規定する業務のほか、研究基盤施設の整備等を促進するため、次の業務を行う。

一 機構の出資を受けた者が研究基盤施設を整備してこれを産業技術に関する研究開発を行う者の共用に供するために必要な資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
(特定施設整備法の特例)

第九条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中

「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」(以下「研究開発体制整備法」とい

う。)第八条第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び研究開発体制整備法第八条」とする。

(政府の責務)
第十条 政府は、この法律の目的を達成するために必要な産業技術に関する研究開発の推進を図るための財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならない。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の

払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正)

第三条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第十一條中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条に次の二項を加える。

2 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、前項に規定するものほか、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律(昭和六十三年法律第一号。以下「研究開発体制整備法」という。)に基づき、産業技術に関する研究開発等の業務を行うことを目的とする。

「第十九條ノ二第一項中「第三十九条第一項」の下に「及第二項」を加える。
3 機構は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

第四十七条の見出し中「新エネルギー・総合開発債券」を「新エネルギー・産業技術総合開発債券」に改め、同条第一項中「第三十九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「新エネルギー・総合開発債券」を「新エネルギー・産業技術総合開発債券」に改める。

「第五十六条第一号中「第三十九条第二項」を「第三十九条第三項」に改める。
附則第十四条中「第三十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

(石油代替エネルギー法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 新エネルギー・総合開発機構は、この法律

「第三十二条第一項中「に關しすぐれた識見」を又は産業技術に関する研究開発に關し優れた識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験」に改める。

第二十六条第一項中「三人」を「四人」に改め、「第一項第十号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構が第十一條第二項の目的を達成するために行う業務は、研究開発体制整備法第四条に定めるところによる。

第四十四条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の二項を加える。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新エネルギー・総合開発機構」の下に「及第二項」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
第七条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三条第二項第三号中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

の施行の時において、新エネルギー・産業技術総合開発機構となるものとする。

第五条 この法律の施行の際現に新エネルギー・産業技術総合開発機構という名称を用いている者については、附則第三条の規定による改正後の石油代替エネルギー開発及び導入の促進に関する法律第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新エネルギー・総合開発機構」の下に「及第二項」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
第七条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三条第二項第三号中「新エネルギー・総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機

構」に改める。

構」に改め、「第三十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

(酒税法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第八条第三号

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十四年法律第一百九十五条)第二十四条第二項

法律第一百九十五条)第二十四条第二項

三 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十年法律第一百九十九号)第七条

四 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第十五条

五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五条)第二十条第二項

六 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七条)第十一条の二第二号

七 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第一百四十五条)第二条第二項第一号及び第二号

八 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

九 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

十 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第一条第三項第六号及び第三条第二項第一号

十一 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八号)第一条第三項第一号(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第八条第三号

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十四年法律第一百九十五条)第二十四条第二項

法律第一百九十五条)第二十四条第二項

三 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十年法律第一百九十九号)第七条

四 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第十五条

五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五条)第二十条第二項

六 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七条)第十一条の二第二号

七 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第一百四十五条)第二条第二項第一号及び第二号

八 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

九 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

十 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第一条第三項第六号及び第三条第二項第一号

十一 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八号)第一条第三項第一号(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰

審査報告書

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

商工委員長 大木 浩

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国債等を用いた無限連鎖講が出現している状況にかんがみ、無限連鎖講による被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

第三百四十九条及び第三百四十八条第二項第二号の二中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

において同じ。)を出えんする」に、「支出する金

額」を「出えんする金品」に、「支出した額を上回る金額」を「出えんした金品」に、「金額配当組織」を

回る価額又は数量の金品」に、「金額配当組織」を「金品の配当組織」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

審査報告書

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十六日

商工委員長 大木 浩

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化の下で、産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域において、地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況にかんがみ、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に特定事業の集積を促進するために必要な業務を追加する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十三年四月十九日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化の下で、産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域において、地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況にかんがみ、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に特定事業の集積を促進するために必要な業務を追加する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
 本法施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に、地域振興整備公団への利子補給金として千万円、地域産業高次機能集積促進調査費として二千六百万円、昭和六十三年度産業投資特別会計予算に、地域振興整備公団に対する出資金として三十億円が、それぞれ計上されている。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和六十三年四月十四日
衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(目的)

第一条 この法律は、産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について、当該地域及びその周辺の地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進することにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「産業の高度化」とは、産業の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、その集積を促進することが産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の地域の産業の高度化特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(地域)
第三条 この法律による特定事業の集積を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。

二 自然的経済的社会的条件からみて一体として特定事業の集積を図ることが相当と認められる地域であること。

三 その地域又はその周辺の地域における産業及び特定事業の集積の状況からみて、その地域に特定事業が集積することにより、これら の地域における産業の高度化が相当程度図られることが認められること。

4 主務大臣は、集積促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、集積促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(集積促進計画)

第六条 都道府県は、集積促進指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、関係市町村に協議して、特定事業の集積の促進に関する計画(以下「集積促進計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができると認められること。

2 集積促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大

前条に規定する地域についての特定事業の集積の促進に関する指針(以下「集積促進指針」といいう。)を定めなければならない。

綱について定めるものとする。

一 集積促進地域の区域

二 特定事業の集積の目標

三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項

イ 業務用地

ロ 道路

ハ 住宅

四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地

の整備に関する事項

五 その他特定事業の集積に関し必要な事項

六 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る集積促進計画につき自治大臣の意見を聽かなければならない。

七 主務大臣は、集積促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

八 その集積促進計画に係る集積促進地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、集積促進指針に適合するものであること。

九 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、集積促進指針に適合するものであること。

十 その集積促進計画に係る特定事業の集積が当該集積促進地域及びその周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

十一 その他集積促進指針に照らして適切なものであること。

十二 主務大臣は、集積促進計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機

備に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年における基準財政収入額は、同条の規定にかかる度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、承認集積促進地域における特定事業の集積を円滑に促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。(施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資るために必要な施設の整備に努めるものとする。(国の援助等)

第十五条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資するため、承認集積促進計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が承認集積促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況

が許す限り、特別の配慮をするものとする。(農地法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認集積促進地域内の土地を承認集積促進計画で定める施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該承認集積促進計画で定める特定事業の集積が促進されるよう配慮するものとする。

附 則

第一号の四を第一号の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一号を加え

度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第七条第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産を加える。

第五百八十六条第二項中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一号を加え

項第一号に規定する集積促進地域の区域内に規定による承認を含む。)を受けたものに限る。)において定められた同法第五条第二項第一号に規定する集積促進地域の区域内に設置される事業所等において行う当該事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該法人が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対する承認を含む。)に係る同法第五条第一項の集積促進計画において定められた同法第二項第一号に規定する集積促進地域の区域において、同法第二条第二項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを営む者で定めたものを新設し、かつ、当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る。)を建設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

附則第三十二条の三第三項中「次条に」を「第十項及び次条に」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の表の下欄中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十九項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に九項の次に次の一項を加える。

7 前条第十項に規定する施設に係る事業所等において同項に規定する法人が行う事業

項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える。

8 前条第十項に規定する施設に係る事業所等

において同項に規定する法人が行う事業として課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について、同項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除

く)の用に供する不動産の下に「並びに地域産業の高

度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第七条第一項第一号に規定する承認(同法第六条第一項の規定による承認を含む。)を受けたものに限る。)において定められた同法第五条第二項第一号に規定する集積促進地域の区域内に設置される事業所等において行う当該事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該法人が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対する承認を含む。)に係る同法第五条第一項の集積促進計画において定められた同法第二項第一号に規定する集積促進地域の区域において、同法第二条第二項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを営む者で定めたものを新設し、かつ、当該設備に係る建物(政令で定めるものに限る。)を建設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)

附則第三十二条の三の二中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える。

7 前条第十項に規定する施設に係る事業所等において同項に規定する法人が行う事業として課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について、同項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除

く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十七条第十四項、第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。
(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)」を、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)の業務並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第二号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)に改める。
(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第二号)の施行に関する事務を

第七条 土地設置法(昭和四十九年法律第九十一条)の一部を次のように改正すること。
(国土土木設置法の一部改正)

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第二号)の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十号」を「第四条第二十一号」に改める。

〔大木浩君登壇、拍手〕

○大木浩君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案は、我が国産業技術の向上及びこの分野における国際交流の進展を図ることが我が国経渉の中長期的な発展のために必要とされる現状にかんがみ、新エネルギー・総合開発機構の名称を新エネルギー・産業技術総合開発機構に改めるとともに、同機構の業務に、民間の産業技術に関する研究開発能力等を活用した研究開発、研究基盤整備、国際研究協力等に関する業務を追加し、さらに産業基盤整備基金に研究基盤整備に必要な資金に係る債務の保証の業務を行わせること等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

〔質疑終了〕

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を一括して採決いたします。

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を一括して採決いたします。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

次に、無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

次に、無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 総員起立と認めます。

次に、無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案及び地域産業の高度化に寄与する特

別委員長提出に係るものでありまして、国債等金

錢以外のものを用いた無限連鎖講、いわゆるネズミ講が出現している状況にかんがみ、これによる被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものであります。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案及び地域産業の高度化に寄与する特

別委員長提出に係るものでありまして、国債等金

錢以外のものを用いた無限連鎖講、いわゆるネズミ講が出現している状況にかんがみ、これによる被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

審査報告書

消防法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十三年四月二十一日

参議院議長 藤田 正明殿
地方行政委員長 谷川 寛三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入することとし、あわせて、危険物取扱者試験の受験資格を緩和するほか、所要の規定の整備を図ることとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について善処すべきである。

一、本法に基づく政・省令の制定に当たつては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること。また、危険物の判定試験の公正性を確保するため適切な対策を講ずること。

二、危険物質に係る災害の発生や都市灾害への対応できるよう消防力の基準の達成及びその拡充に努めるとともに、特に、危険物の保安管理に当たつては、事故処理体制についてのマ

ニユアルの確立、保安要員の確保、施設基準・運搬基準の整備等一層の強化を図り、住民の安全確保に遺憾なきを期すること。

三、消防職員の待遇の改善を図るため、その定員の確保、勤務時間の短縮など勤務体制の改善、執務環境の整備、公務災害の防止等の推進に努めること。

なお、消防職員の団結権問題については、引き続き誠意をもつて検討すること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案

昭和六十三年三月八日

内閣総理大臣 竹下 登

右

国会に提出する。

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項を次のように改める。

危険物とは、別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第九条の三中「別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量」を「危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量」と、「油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)又は」を「及び」に、「その他これらに類する物品」を「そ

の他の物品」に、「若しくは」を「又は」に改め、「困難となるもの」の下に「として政令で定めるもの」に改める。

二項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ぜることができる。

十一条第二項中「別表に掲げる品名」の下に「(第十一條の四第一項において単に「品名」という。)又は指定数量」を加え、「危険物の品名」との数量を「それぞれ」を「それぞれの危険物の数量を当該危険物」に改める。

十三条第二項中「別表に掲げる品名」の下に「(第十一條の五第一項又は第二項の規定によること)」に改める。

二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

三 第十三条第一項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えたなければならない。

四 第十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

市町村長等は、第一項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えたなければならない。

五 第十二条の七第一項中「当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない」を「危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない」に改め、同条第二項中「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」を「危険物保安統括管理者」に改める。

六 第十二条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を「六月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者」に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

七 第十三条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を「六月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者」に改め、同条第三号を削り、第四号を第

三号とし、第四号の一及び第五号を削り、第六号を「三号」とし、第十二条の二中「取扱所について」の下に「第十一条第一項の許可を取り消し、又は」を加え、同条第一号中「第十一條第一項」を「第十一條第一項後段」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第

三号とし、第十二条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、第十三条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、第十三条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を「六月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者」に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

同項第一号中「で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」を削り、同条第五項を削る。

第十三条の二十三の次に次の二条を加える。

第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律

若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十二条の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。

第十四条の二に次の二項を加える。

別表(第二条、第十条、第十二条の四関係)		品名	別類別性質
第一類	酸化性固体		
第一類 可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの	一 過塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亞塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	

第四十二条第一項第三号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項又は第二項」に、同項第四号中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第四十四条第六号中「第八条第二項」の下に、「第九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十二条第六項」を、「第十一条の四第一項」の下に、「第十二条の六」を加える。

別表を次のように改める。

第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。

第十六条の十中「準危険物」を「指定可燃物」に改める。

第六類	第五類	第四類	第三類
酸化性液体	自己反応性物質	引火性液体	自然発火性物質 及び禁水性物質
一 過酸化水素 二 硝酸	一 ヒドラジンの誘導体 二 過塩素酸 三 過酸化	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 アゾ化合物 七 ヒドリジンの誘導体 八 その他のもので政令で定めるもの 九 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 二 引火性固体 三 カリウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ土類金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属(カリウム及びナトリウムを除く。) 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- 四 その他のもので政令で定めるもの
五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

一 酸化性固体とは、固体(液体(一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超えて四〇度以下の間ににおいて液状となるものをいう。以下同じ。)又は气体(一気圧において、温度二〇度で氣体状であるものをいう。以外のものをいう。以下同じ。)であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。

五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。

八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中の発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十 引火性液体とは、液体(第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。

十二 第二石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものを

いう。

十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール(愛性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上一〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンドラ油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。

十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものをいい、自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

十九 第五類の項第九号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、自治省令で定めるものを除く。

二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

二十一 この表の性質欄に掲げる性状の一以上を有する物品の属する品名は、自治省令で定めること。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第十三条の三の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第二条第七項、第九条の三、

第十条第二項、第十二条の四、第十六条の十及び

別表の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(第十三条の三の改

正規定にあつては昭和六十四年四月一日、第二

条第七項、第十条第二項、第十二条の四及び別

表の改正規定にあつては一部施行日)前に改正

前の消防法(以下「旧法」という。)の規定に基づいてされている許可の申請、届出その他の手続

又は旧法の規定に基づいてされた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法(以下「新法」という。)の相当規定に基

づいてされた手続又は処分とみなす。

第三条 一部施行日において現に設置されている

製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に旧法第

十一條第一項の規定により許可を受けて設置さ

れている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、新

たに新法第十一條第一項の規定による許可を受

けなければならないこととなるものについて

は、一部施行日から起算して一年間は、同項の

規定による許可を受けることを要しない。

第四条 一部施行日において現に旧法第十一條第

一項の規定により許可を受けて設置されている

製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造

及び設備が新法第十條第四項の技術上の基準に

適合しないものに係る同項の技術上の基準につ

いては、同項の規定にかかわらず、一部施行日

から起算して一年以内において新たに新法第十

一條第一項の規定による許可を受けるまでの

間、なお従前の例による。

第五条 一部施行日の前日において現に旧法第十

一條第一項の規定により許可を受けて設置され

ている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十

一條第一項の規定による許可を受けることを要

しないこととなるものの所有者、管理者又は占

有者は、一部施行日から起算して三月以内にそ

の旨を新法第十一條第二項に規定する市町村長

等（以下「市町村長等」という。）に届け出なけれ

ばならない。ただし、次項に規定する届出をす

る場合は、この限りでない。

2 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製

造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備

を変更しないで、引き続き新法第九條の三に規

定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取

り扱おうとするものは、一部施行日から起算し

て三月以内にその旨を市町村長等に届け出なけ

ればならない。

3 前項の場合において、旧法第十一條第一項の

規定による許可是、新法第十一條第一項の規定

による許可とみなす。

第六条 一部施行日において現に旧法第十一條第

一項の規定により許可を受けて設置されている

製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條の

四に規定する指定数量の倍数が旧法第十一條第

一項の規定による許可又は旧法第十一條の四の

規定による届出に係る指定数量の倍数（当該製

造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は

取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量

で除して得た値（旧法別表に掲げる品名を異に

する二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場

合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの

危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して

得た値の和）をいう。）を超えることとなるもの

の所有者、管理者又は占有者は、一部施行日か

ら起算して三月以内にその旨を市町村長等に届

け出なければならない。

第七条 一部施行日において現に旧法第十三條の

二第三項の規定により乙種危険物取扱者免状の

交付を受けている者で、新法第十三條の二第二

項の規定によりその者が取り扱うことができる

危険物以外の危険物（以下この項において「対象

外危険物」という。）を一部施行日の前日におい

て当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱

い、又は当該危険物の取扱作業に関して立ち会

い、若しくは保安の監督をしているものは、一

部施行日から起算して二年を経過する日までの

間に限り、新法第十三條第一項及び第三項、第

十三條の二第二項並びに第十六條の二第一項の

規定にかかるらず、当該対象外危険物（次項に

おいて「取扱危険物」という。）を取り扱い、又は

当該危険物の取扱作業に関して立ち会い、若しくは保安の監督をすることができる。

2 前項の危険物取扱者が、一部施行日から起算

して二年を経過する日までの間ににおいて都道府

県知事（当該都道府県知事が旧法第十三條の五

第一項の規定により危険物取扱者試験事務を旧

法第十三條の七第二項に規定する指定試験機関

（以下この条において「指定試験機関」という。）

に行わせている場合にあつては、当該指定試験

機関（以下同じ。）の指定する講習（以下この条

において「指定講習」という。）を修了したとき

は、その者は、新法第十三條の三第三項に規定

する試験に合格した者とみなされ、取扱危険物

を取り扱うことのできる乙種危険物取扱者免状

の交付を受けることができる。

3 新法第十三條の十二第一項、第十三條の十五

から第十三條の十七まで、第十三條の十八第二

項第四号、同条第三項及び第四項、第十三條の

二十から第十三條の二十二まで並びに第十六條

の四の規定は、指定試験機関の指定講習の実施

に関する事務について準用する。

4 都道府県知事は、指定講習を、一部施行日か

ら起算して二年を経過する日までの間におい

て、少なくとも二回以上（指定試験機関にあつ

て当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱

い、又は当該危険物の取扱作業に関して立ち会

い、若しくは保安の監督をしているものは、一

部施行日から起算して二年を経過する日までの

は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の附則においてなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

（消防組織法の一部改正）

第十条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百一

十六号）の一部を次のように改正する。

4 条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 消防法（昭和二十三年法律第二百八

十六号）第二条第七項に規定する危険物の

判定に係る試験の方法の研究及び立案に関

する事項

第四条第十八号中「（昭和二十三年法律第二百八

十六号）」を削る。

〔谷川寛三君答壇、拍手〕

○谷川寛三君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の答申の趣旨を踏

まづ、危険物の判定基準の合理化等を図るために、

危険物の定義を明確にするとともに、試験による

危険物の判定方法を導入すること、並びに一定の

場合には市町村長等が危険物施設に対する許可を

取り消すことができるものとすること、及び危険

物取扱者試験の受験資格を緩和すること等を主な

内容とするものであります。

委員会におきましては、危険物施設や青函トン

ネル、瀬戸大橋など長大トンネル等の防災対策、

消防職員の勤務体制等をめぐる問題、危険物の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第一 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○副議長(瀬谷英行君) これまで、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

審査報告書

森林開発公団法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長

藤田

正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸付けの業務を行うことができるとしてするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本案施行に伴う経費として、昭和六十三年度産業投資特別会計予算社会資本整備勘定に、造林資金収益回収特別貸付金として五千七百万円が、林道資金収益回収特別貸付金として八億六千百万円が、同勘定からの繰入れにより国有林野特別会計予算治山資金収益回収特別貸付金として四億七千万円がそれぞれ計上されている。

森林開発公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
附則第十一条及び第十二条を削る。

附則第十一条の見出しを削り、同条第一項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」を「社会資本整備特別措置法」に改め、同条を附則第十二条とする。
附則第九条の次に次の二条を加える。

(業務の特例)

第十条 公団は、当分の間、第十八条第一項及び第二項に規定する業務のほか、農林水産大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。
一 地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域内において、次の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものを行うこと。
イ 当該地域の林道網の基幹部分となるべき林道の開設又は拡張の事業(第十八条第一項第一号及び第一号の二の事業に該当するものを除く。)
ロ イの事業と併せて行う保安施設事業(森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業をいう。次号において同じ。)又は造林の事業(第十八条第一項第六号の事業に該当するものを除く。)
二 前項の規定による貸付金の償還期間は、二年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(役員の任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に森林開発公団の理事又は監事である者の任期については、なお

従前の例による。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第三条 国有林野事業特別会計法（昭和二十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）附則第六項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を、「無利子の貸付け」の下に「（森林開発公団法附則第十一項の規定による無利子の貸付けについて

は、森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。」を加え、同条第二項中「森林法附則第六項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

附則第十四条及び第十五条中「森林法附則第六項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

（治山治水緊急措置法の一部改正）
第四条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第一項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で森林開發公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、治山事業に含まれるものとする。

○國部三郎君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

〔國部三郎君登壇、拍手〕

○國部三郎君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができるとしてするものであります。

委員会におきましては、林業の諸情勢に対する

認識、林野関係公共事業の事業量の維持拡大、山村地域の振興と林業労働力の確保、森林におけるリゾート開発のあり方、森林開発公団の現状と将来の見通し、NTT資金Aタイプ事業の性格と公共事業実施のあり方、特定森林総合利用基盤整備プロジェクトの内容、NTT資金供給の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（瀬谷英行君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（瀬谷英行君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健二郎

沢智治君

審査報告書

（小字及び一は衆議院修正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十一日

文教委員長 田沢 智治

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築に要する経費に係る国の負担割合の引上げ措置を、引き続き昭和六十七年度まで継続し、併せて関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認めた。

（施行期日等）

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年度に係る規定は、昭和六十三年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる國の負担及び昭和六十三年度の歳出予算に係る國の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

本法律施行に要する経費として、昭和六十三年度一般会計予算に二十二億一千五百万円が計上されている。

(新東京国際空港周辺整備のための国庫の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 新東京国際空港周辺整備のための国庫の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

4 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第一号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る部分に、第

四号に掲げるものについては昭和六十年度並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度」を「第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十三年度までの各年度に改める。

附則第七項中「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に、「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度まで」に改める。

[田沢智治君登壇、拍手]

○田沢智治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童生徒が急増している地域にある公立の小中学校の施設の整備を引き続き促進するため、これらの学校の校舎の新增築に要する国の負担割合の特例措置を昭和六十七年度まで継続するほか、関連法律の規定の整備を行おうとする

ものであります。

なお、衆議院において施行期日の修正が行われております。

委員会におきましては、児童生徒急増市町村の

院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長上野雄文君。

審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十六日

通信委員長 上野 雄文

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、放送の健全な発達を図るために、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組の編集等に關し所要の措置を講じ、日本

放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送

局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

るとともに、放送事業者の番組編集の自由を最大限尊重すること。

一、放送普及基本計画は、放送の集中排除の具現及び地域に密着した放送の確保などを図り、その健全な発達及び計画的な普及に資するものとすること。

一、日本放送協会の業務範囲の拡大については、受信料制度に基づく公共放送としての性格に十分配慮すること。

一、衛星放送による有料放送の導入に当たつては、既存の放送との秩序ある発展について配慮すること。

一、放送の地域間格差の是正及び難視聴の解消を促進すること。

一、進展するニーザメディア時代における放送サービスの多様化・高度化に対処するため、国民の意向を踏まえて放送制度の在り方について適時適切に見直しを含め検討を進めること。

右決議する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十五日

参議院議長 藤田 正明殿

衆議院議長 原 健三郎

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十一号)

図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議するほか、これに関する放送事業者に対する意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

（番組基準等の規定の適用除外）

第三条の五 前一条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（郵政省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

第四条第一項中「（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）を削り、「取消」を「取消し」に改める。

第五条を次のように改める。

（放送内容についての事後措置）

第五条 放送事業者は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後三週間以内に限り、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しに必要な措置をしなければできるよう

し、これに関する放送事業者に対する意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

第六条の二 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他のによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するため役立つ放送をするようにしなければならない。

（災害の場合の放送）

第七条中「日本放送協会（以下単に「協会」という。）を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送」に改める。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

（1）超短波文字多重放送（超短波放送の電波に重複して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。）

（2）テレビジョン音声多重放送（音声その他の音響を送るテレビジョン多重放送をいう。）

（3）テレビジョン文字多重放送（文字、图形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。）

第九条第一項に次の二号を加える。

三 國際放送を行うこと。

第九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前項第三号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。

二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

第九条第二項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「放送大学学園（以下「学園」という。）」を「協会」に、「放送」を「豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行ふこと」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、第十号を削り、同項第十一号中「に特に関し特に必要と認められる業務を郵政大臣の認可を受けたもの」を「に特に必要な業務」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第七項を削り、第六項を第九項とし、同項第五項中「協会の他の」を「同項及び第二項の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものと

し、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

8 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第九条第四項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前二項」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したもの）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

第九条の二を削り、第九条の三中「その業務」を「前条第一項又は第二項の業務」に、「協会の」を「前条第一項又は第二項の」に改め、同条を第九条の二とする。

第十四条中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第三条の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

第十四条中第十号を第十一号とし、第九号を

第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 土地の信託

第二十三条第三項中「会長」の下に「及び監事」

を加える。

第二十六条第四項中「監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する」を「監査する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、前項の規定による監査の結果を経営委員会に報告するものとする。

第二十八条第一項を次のように改める。

会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十二条第一項ただし書中「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送をいう。」を「、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。」若しくは多重放送」に改める。

第三十三条第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

第三十三条に次の二項を加える。

3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「作成し」の下に「、これに監事の意見書を添え」を加え、同条第二項中「附し」を「付すとともに同項の監事の意見書を添え

え」に改め、同条に次の二項を加える。

3 協会は、第一項の規定により作成した業務報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

3 第三十九条の見出しを「(支出の制限等)」に改め、同条中「及び第二項並びに第九条の二」を「から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 協会は、第九条第三項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4 第四十一条第一項中「損益計算書」の下に「(以下この条において「財務諸表」という。)」を、「作成し」の下に「、これに監事の意見書を添え」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十四条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第三十九条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十五条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十六条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十七条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十八条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第四十九条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第五十条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第五十二条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

4 第五十三条の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

第四十四条第五項及び第六項並びに第四十四條の二を削る。

第四十四条の三の前の見出し中「国内放送」を削り、同条第一項中「国内放送の放送番組の適正を図るため」を「第三条の四第一項の審議機関として、国内放送に係る」に改め、「地方審議会」という。」の下に「並びに国際放送に係る国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「七人以上」の下に「、国際審議会は委員十人以上」を加え、同項を同条第三項とし、同条第六項中「中央審議会」の下に「及び国際審議会」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とし、同条に次の二項を加え、同条を第四十四条の二とする。

6 第三条の四第二項の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあっては国内放送に係る同条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあっては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあっては国際放送に係る第三条の四第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあっては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあっては国際放送に係る第三条の四第三項に規定するもの及び国際放送の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第三条の四第二項の規定により協会に対し意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあっては国内放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあっては国際放送の放送番組に係るものとする。

第四十五条の二を削る。

第四十七条第二項ただし書中「第九条第二項第八号」を「第九条第二項第四号又は第三項第一号」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条 削除

第四十九条の二及び第四十九条の三を削る。

第五十条の二 第三条の二第二項及び第四項、第三条の三、第三条の四並びに第六条の二の規定は、学園には、適用しない。

2 第四十三条及び第四十六条の規定は、学園に準用する。

第五十一条及び第五十二条の二を次のように改める。

第五十二条の二 第三条の二第二項及び第四項、第三条の三、第三条の四並びに第六条の二の規定は、学園には、適用しない。

2 第四十三条及び第四十六条の規定は、学園に準用する。

第五十二条の二 第三条の二を次のように改める。

(放送番組審議機関)

第五十二条 一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあっては、郵政省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該一般放送事業者が委嘱する。

3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域を

(電波法第十四条第三項第三号の放送区域を

いう。以下この項において単に「放送区域」という。)と他の一般放送事業者の放送区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いづれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いづれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができること。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これら的一般放送事業者が共同して行う。

(広告放送の識別そのための措置)

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

第五十一条の三を削る。

(有料放送)

第五十二条の四 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に閑し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う一般放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。

い。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

二 有料放送事業者及びその受信者(有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。第五十二条の七において同じ。)の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約約款以外の提供条件により有料放送の役務を提供してはならない。

第五十二条の三の次に次の見出し及び四条を加える。

(有料放送)

第五十二条の四 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に閑し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う一般放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第五十二条の六 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の役務の提供を拒んではならない。

第五十二条の七 郵政大臣は、有料放送の役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、第五十二条の四第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第五十三条を削り、第五十二条の二を第五十三条とする。

第三章の次に次の第一章を加える。

(資料の提出等)

第五十三条の二 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三条の三 郵政大臣は、多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行ふ一般放送事業者に對し、その超短波放送又はテレビジョン放送の放送設備を多重放送の用に供するための計画(放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。)の策定及びその提出を求めることができる。(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の四 郵政大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするととき。

二 第九条第七項(第三十三条第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、同条第八項(任意の業務の認可)、第九条の二(宇宙開発事業団等への出資の認可)、第十二条第一項(定款変更の認可)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第

三十三条第一項(国際放送実施の命令)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三条第一項(第五十条の二第二項において準用する場合を含む。)(放送設備の譲渡等の認可)、第五十二条の四第一項(有料放送の役務の契約約款の認可)又は第五十二条の七(有料放送の役務の契約約款の変更認可申請命令)の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

2 前項各号の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができます。

3 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

(異議申立て及び訴訟)

第五十三条の六 電波法第七章及び第一百五十五条の規定は、この法律の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

第五十四条第四項中「賄る」を「わいる」に、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第五十五条中「十万円」を「五十万円」に改め、

同条第一号中「及び第一項並びに第九条の二第一項及び第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「から第三項まで及び第三十三条第二項」に改め、同条第一号中「第九条の二第一項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「第一項並びに第九条の二第一項において準用する場合を含む。」に改め、

（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）第九条の三」を「第九条第七項

（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）同条第八項、第九条の二」に、「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項」に改め、

同条第三号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第五十六条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十二条の四第一項の規定による認可を受けた契約書によらないで、有料放送の役務を提供した者

第五十二条の六の規定に違反して有料放送の役務を拒んだ者

第五十二条の七の規定による命令に違反した者

第五十六条の三 第五十二条の四第四項の規定

に違反して契約書を掲示しなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十七条第一項中「前条」を「三条」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「同条」を「各本条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第五十八条中「基く」を「基づく」に、「第五十一条第一項」を「第五十条の二第一項」に、「一

万円」を「十万円」に改める。

第五十九条中「第四十九条の二（第五十条の二第三項及び第五十三条において準用する場合を含む。）」を「第五十三条の二」に、「一万円」を「十万円」に改める。

(電波法の一部改正)

第一条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「左の二」を「次の二」に改め、同項第二号中「割当」を「割当て」に改め、同項第四号中「の外」を「のほか」に改め、「無線局」の下に「（放送をするものを除く。）」を加え、同条中第一項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 郵政大臣が定める放送用周波数使用計画

（放送をする無線局に使用させる）とので

きる周波数及びその周波数の使用に関し必

要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）

に基づき、周波数の割当ができる可能である」と。

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 前二号に掲げるもののほか、郵政省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

五 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるよう、第二十六条の規定により作成された表に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して定めるものとする。

六 第七条第三項又は第四項の規定により放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするとき。

7 郵政大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他の電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。

8 第九十九条の十一第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第九十九条の十二中「第一号」を「第三号」に改める。

第九十九条の十四中「前章」の下に「放送法第五十三条の六」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十三条第三項、第二十六条、第二十八条第一項、第三十八条及び第四十条の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(修理業務に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という。)第九条第二項の規定に基づきこの法律の施行前に日本放送協会(以下「協会」という。)が委託を受けた同項第十号の業務については、なお従前の例による。

(役員の任期に関する経過措置)

第三条 第二十八条第一項の改正規定の施行の際に現に協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(業務報告書等の提出に関する経過措置)

第四条 協会の昭和六十二年四月に始まる事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という。)第三十八条及び第四十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分等の効力)

第五条 この法律の施行前に、旧法又は第二条の規定による改正前の電波法の規定によりした处分その他の行為は、新法又は第二条の規定による改正後の電波法(以下「新法等」といいう。)中にこれに相当する規定があるときは、新法等の規定によりしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十三条第一項中「第九条第一項第一号イ」を「第一号二号の三」に、「同号ハ」を「同号第三項」に改める。

「一号の五」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第八条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第九条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号ハ」を「第二条第一号の五」に、「第四十四条第六項」を「第三条の二第四項」に、「第四条第一項」を「第二条第三号の二」に改める。

(有線テレビジョン放送事業者の役員の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十七条第二項中「第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三条の三第二項三項、第四十四条の二」を「第三条の二第一項、第三条の三、第四条」に、「第四十四条の四第一項若しくは第三項」を「第三条の四第三項若しくは第四項」に改める。

○上野雄文君登壇 拍手
〔上野雄文君登壇 拍手〕

○上野雄文君 登壇 拍手
〔上野雄文君登壇 拍手〕

送事業者の諮問に応じて答申するほか、放送番組の適正を図るために必要があると認めるときは」と、同法第五十一条第一項中「委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議の員数)」とあるのは「委員七人」と、同条第二項中「当該一般放送事業者が委嘱する」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者が委嘱する」。

この場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てができるものとし、当該役員又は職員をもつて充てられた委員以外の委員は、当該有線テレビジョン放送の業務区域内に住所を有する者でなければならぬ」と、それぞれ読み替えるものとする。

○上野雄文君 登壇 拍手
〔上野雄文君登壇 拍手〕

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしました。

○副議長(瀬谷英行君) 本件に対する質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

○副議長(瀬谷英行君) 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(瀬谷英行君) なお、本案に対し、放送行政への国民意向の反映、放送制度のあり方の検討など六項目から成る附帯決議案が提案され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○副議長(瀬谷英行君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) 本件に対する質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

に、放送局の免許に関する規定を整備するなど放送に関する法制の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、放送普及基本計画の策定のあり方、放送番組の質の向上対策、N H K の業務範囲の拡大、有料放送の導入の理由、ニュー・メディア時代に対応した放送制度の検討等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

○副議長(瀬谷英行君) 本件に対する質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長名尾良孝君。

審査報告書

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月二十六日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

内閣委員長 名尾 良孝

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)第二条第一項に規定する弔慰金又は見舞金の支給を実施するため、その支給のための裁定、その支給の方針その他所要の事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十二年度において要する経費は約三百一億九千三百万円である。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和六十三年四月二十二日

参議院議長 原 健三郎

(特定弔慰金等の額及び記名国債の交付)
第四条 特定弔慰金等の額は、戦没者等又は戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつ

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)以下「弔慰金法」という。(第二条第一項に規定する弔慰金又は見舞金(以下「特定弔慰金等」という。)の支給のための裁定、その支給の方法その他その支給の実施に関し必要な事項を規定するものとする。)

(支給のための裁定等)

第二条 特定弔慰金等の支給は、弔慰金法第二条第一項に規定する戦没者等の遺族及び戦傷病者

で著しく重度の障害のあるもの又はその戦傷病者の遺族としてそれ政令で定める者

に対し、政令で定めるところにより、これを行

う。

2 特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、

これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の規定による裁定の権限は、政令で定めることができる。

3 前項の規定による裁定の権限は、政令で定めることにより、日本赤十字社にこれを委任す

るところにより、日本赤十字社にこれを委任す

ることができる。

3 前項の規定による裁定の権限は、政令で定めることにより、日本赤十字社にこれを委任す

ることができる。

(請求期限)

第三条 前条第一項の請求は、昭和六十八年三月三十日までに行わなければならない。

2 前項の期間内に前条第二項の請求をしなかつた者には、特定弔慰金等は、これを支給しない。

(特定弔慰金等の額及び記名国債の交付)

第四条 特定弔慰金等の額は、戦没者等又は戦傷

病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつ

て交付する。

2 政府は、前項の規定により交付する国債については、その償還の請求を受けたときは、直ちにその額面全額の償還をしなければならない。

3 前項の償還の請求は、昭和七十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 第一項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

5 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

6 この法律に定めるもののほか、第四項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五条 日本赤十字社は、前条第一項に規定する国債については、総理府令で定めるところにより、特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の委任を受けて、その交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、及び償還金を受領するものとする。

第六条 日本赤十字社以外の者は、前項の委任を受けた日本赤十字社にこれを委任する

こととする。

第七条 内閣総理大臣は、第二条第三項の規定により委任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に關し必要があると認めるとときは、厚生大臣に対し、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十六条から第三十八条までの規定による措置をとることを求めることができる。

(業務の監督)

第七条 内閣総理大臣は、第二条第三項の規定により委任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に關し必要があると認めるとときは、厚生大臣に対し、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十六条から第三十八条までの規定による措置をとることを求めることができる。

第八条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この法律を施行するための手続その他その施行について必要な細則は、総理府令で定めることとする。

第九条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十一条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十二条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十三条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十四条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十五条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十六条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十七条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十八条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第十九条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十一条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十二条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十三条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十四条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

第二十五条 この法律は、昭和六十三年九月一日とする。

昭和六十三年四月二十七日

參議院會議錄第十五號 議長の報告事項

三四六

<p>同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十二年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。</p> <p>同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。</p>									
<p>官職名 氏名 異動後の官職名 異動年月日</p>									
<p>官房大臣 法務大臣 清水 澄 官房会計課長 法務会計課長 則定 衛 法務調査部長 法務調査部長 同 官房司法裁判所判事 法務司法調査昭三・四・二〇</p>									
<p>官職名 氏名 異動前の官職名 異動年月日</p>									
<p>官房大臣 法務大臣 清水 澄 官房会計課長 法務会計課長 則定 衛 法務調査部長 法務調査部長 同 官房司法裁判所判事 法務司法調査昭三・四・二〇</p>									
<p>社会労働委員 辞任 吉川 春子君 换欠 内藤 功君</p>									
<p>運輸委員 辞任 二木 秀夫君 换欠 堀山威一郎君</p>									
<p>通信委員 辞任 田渕 哲也君 换欠 橋本孝一郎君</p>									
<p>建設委員 辞任 橋本孝一郎君 换欠 田渕 哲也君</p>									
<p>内閣委員 辞任 上田耕一郎君 换欠 田渕 哲也君</p>									
<p>文教委員会 理事 佐藤 昭夫君 (佐藤昭夫君の換欠)</p>									
<p>同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。</p>									
<p>原子爆弾被爆者等援護法案 (田口健二君外十一名提出)</p>									
<p>同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十二年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。</p>									
<p>特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第二〇号) 審査報告書</p>									
<p>駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第二二号) 審査報告書</p>									
<p>港湾法の一部を改正する法律案 (閣法第三二二号) 審査報告書</p>									
<p>港湾労働法案 (閣法第三六号) 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案 (閣法第六九号) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七〇号)</p>									
<p>産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案 (閣法第三一号) 審査報告書</p>									
<p>無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第一〇号) 審査報告書</p>									
<p>消防法の一部を改正する法律案 (閣法第五〇号) 審査報告書</p>									
<p>特定甲種慰金等の支給の実施に関する法律案 (閣法第一六号) 内閣委員会に付託</p>									
<p>特定甲種慰金等の支給の実施に関する法律案 (閣法第一六号) 内閣委員会に付託</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>特定甲種慰金等の支給の実施に関する法律案 (閣法第一六号) 内閣委員会に付託</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>特定甲種慰金等の支給の実施に関する法律案 (閣法第一六号) 内閣委員会に付託</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>特定甲種慰金等の支給の実施に関する法律案 (閣法第一六号) 内閣委員会に付託</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>									
<p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを</p>									

昭和六十三年四月二十七日 参議院会議録第十五号

議長の報告事項

三四八

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母

法律案(閣法第七一号)

社会労働委員会に付託

案(閣法第五七号) 商工委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

仁一君提出)

同日内閣から中小企業基本法第十条の規定に基く昭和六十二年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和六十三年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

旨の通知書を受領した。

報 (号外)

同日内閣總理大臣から議長宛、外務省欧亜局長長 谷川和年君外二名(同日議長承認)を第百十二回国 会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る二十三日議長において、次のとおり常任委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。
決算委員
辞任
佐藤 昭夫君
吉井 英勝君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
公益法人の設立許可に関する質問主意書(小川 仁一君提出)
一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
小野 明君
本岡 昭次君
地方行政委員
辞任
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
大蔵委員
辞任
鈴木 和美君
本岡 昭次君
社会労働委員
辞任
渡辺 四郎君
商工委員
辞任
梶原 敬義君
鈴木 和美君
昨二十六日議員藤野賢二君から、氏名を「山岡賢 次」に変更した旨の届出があつた。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。
補欠
梶原 敬義君
鈴木 和美君

内閣委員	本岡 昭次君	小野 明君	補欠
地方行政委員	柳澤 鍊造君	三治 重信君	補欠
外務委員	渡辺 四郎君	山口 哲夫君	補欠
大蔵委員	鳩山威一郎君	永田 良雄君	補欠
農林水産委員	小野 明君	本岡 昭次君	補欠
社会労働委員	梶原 敬義君	鈴木 和美君	補欠
商工委員	山口 哲夫君	渡辺 四郎君	補欠
通信委員	三治 重信君	梶原 敬義君	補欠
決算委員	鈴木 和美君	柳澤 鍊造君	補欠
辞任	梶原 敬義君	渡辺 四郎君	補欠
吉井 良雄君	鳩山威一郎君	山口 哲夫君	補欠
佐藤 昭夫君			

<p>科学技術特別委員</p> <p>同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。</p>	<p>辞任</p> <p>糸久八重子君</p> <p>法務委員会</p> <p>理事 橋本 敦君</p> <p>（橋本敦君の補欠）</p> <p>同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。</p> <p>国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一号）</p> <p>昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第三号）</p> <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。</p>	<p>塩出 啓典君</p> <p>伏見 康治君</p> <p>灾害対策特別委員</p> <p>同日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p> <p>補欠</p> <p>一井 淳治君</p>
--	--	--

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

内閣委員会に付託

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

文教委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案(閣法第三〇号)審査報告書
放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)審査報告書

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案(閣法第二六号)審査報告書

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出対米交渉における日本政府の姿勢に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要する

ため、五月十四日までに答弁する旨の国会法第十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する再質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、五月十一日までに

答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律

同日内閣から、首都圈整備法第三十条の二の規定に基づく昭和六十二年度首都圈整備に関する年次報告書を受領した。

合	民社党・民主連	正
四	ペシ段行誤	第十三号中正誤

昭和六十三年四月一十七日 参議院会議録第十五号

第三種郵便物認可日
明治三十五年三月三十日

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号

大藏省

電官報課

印刷局
三ケイヤルイン
天セル
三三〇一円部

三五〇